



令和 6 年

大竹市議会定例会(第3回)会議録

大 竹 市 議 会

令和6年6月大竹市議会定例会（第3回）会議録目次

6月17日開会

6月28日閉会

◎第1日（6月17日）

議事日程	-----	1
会議に付した事件	-----	2
出席議員	-----	2
欠席議員	-----	2
説明のため出席した者	-----	2
出席した事務局職員	-----	3
会期決定について	-----	4
会期日程表	-----	4
一般質問通告表	-----	5
開会（開議）	-----	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	10
日程第 2 会期決定について	-----	10
日程第 3 一般質問	-----	10
延 会	-----	68

◎第2日（6月18日）

議事日程	-----	71
会議に付した事件	-----	72
出席議員	-----	72
欠席議員	-----	72
説明のため出席した者	-----	72
出席した事務局職員	-----	73
開議	-----	74
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	74
日程第 2 一般質問	-----	74
日程第 3 報告第 2 号		
） （一括）	-----	91
日程第 7 議案第 43 号		
日程第 8 報告第 4 号		
） （一括）	-----	96
日程第 9 報告第 5 号		

日程第 1 0	報告第 7 号	
	}	(一括) -----98
日程第 1 6	議案第 4 0 号	
日程第 1 7	認 第 1 号	
	}	(一括) -----101
日程第 1 9	議案第 4 2 号	
日程第 2 0	令和 6 年請願第 1 号	-----104
散 会		-----105

◎第 3 日 (6 月 2 8 日)

議 事 日 程		-----107
会議に付した事件		-----107
出 席 議 員		-----107
欠 席 議 員		-----107
説明のため出席した者		-----107
出席した事務局職員		-----108
開議		-----109
日程第 1	会議録署名議員の指名	-----109
日程第 2	議案第 3 9 号	
	}	(一括) -----109
日程第 4	議案第 4 3 号	
日程第 5	議案第 3 7 号	
	}	(一括) -----111
日程第 8	議案第 4 2 号	
日程第 9	令和 6 年請願第 1 号	-----113
追加日程第 1	意見書案第 1 号	-----115
日程第 1 0	閉会中の継続審査の申し出について	-----117
閉 会		-----118

令和 6 年 6 月
大竹市議会定例会（第 3 回）議事日程

令和 6 年 6 月 17 日 10 時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3		一般質問	
第 4	報告第 2 号	継続費繰越しの報告について（一般会計）	報 告 報 告 (一 括)
第 5	報告第 3 号	繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）	
第 6	報告第 6 号	大竹市土地開発公社の経営状況について	報 告
第 7	認 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第 1 号））	即 決
第 8	議案第 4 3 号	令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 1 号）	総務文教付託
第 9	報告第 4 号	継続費繰越しの報告について（大竹市公共下水道事業会計）	報 告 (一 括)
第 10	報告第 5 号	予算繰越しの報告について（大竹市水道事業会計予算、大竹市工業用水道事業会計予算及び大竹市公共下水道事業会計予算）	
第 11	報告第 7 号	専決処分の報告について（工事施行協定の変更：大竹駅自由通路等の工事並びに自由通路等の整備に支障する鉄道施設の工事（市負担金額変更））	報 告
第 12	報告第 8 号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更：大竹駅西口駅前広場整備工事（請負金額変更））	報 告
第 13	報告第 9 号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更：大竹駅西口駅前広場整備工事（履行期限変更））	報 告 (一 括)
第 14	議案第 3 7 号	大竹市駐車場設置及び管理条例の制定について	生活環境付託
第 15	議案第 3 8 号	大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の一部改正について	生活環境付託
第 16	議案第 3 9 号	財産の取得について（高規格救急自動車（車両））	総務文教付託
第 17	議案第 4 0 号	財産の取得について（高規格救急自動車（救急用資機材））	総務文教付託
第 18	認 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）	即 決 (一 括)
第 19	議案第 4 1 号	大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	生活環境付託

第 2 0 議案第 4 2 号 大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の一部変更について

生活環境付託

第 2 1 令和 6 年請願第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願

総務文教付託

○会議に付した事件

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期決定について

○日程第 3 一般質問

○出席議員（15人）

1 番 北 地 範 久
3 番 豊 川 和 也
5 番 岡 和 明
7 番 末 広 天 佑
9 番 中 川 智 之
1 1 番 西 村 一 啓
1 3 番 日 域 究
1 5 番 寺 岡 公 章

2 番 中 野 友 博
4 番 山 代 英 資
6 番 小 出 哲 義
8 番 藤 川 和 弘
1 0 番 小 田 上 尚 典
1 2 番 山 崎 年 一
1 4 番 細 川 雅 子

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長
副 市 長
教 育 長
総 務 部 長
市 民 生 活 部 長
健康福祉部長兼福祉事務所長
建 設 部 長
上 下 水 道 局 長
消 防 長 兼 予 防 課 長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
危 機 管 理 課 長
企 画 財 政 課 長
自 治 振 興 課 長
市 民 税 務 課 長
環 境 整 備 課 長
福 祉 課 長
建 設 管 理 監
参 事 兼 土 木 課 長
都 市 計 画 課 長

入 山 欣 郎
太 田 勲 男
小 西 啓 二
三 原 尚 美
佐 伯 和 規
中 村 一 誠
山 本 茂 広
古 賀 正 則
小 田 明 博
柿 本 剛
田 中 宏 幸
三 井 佳 和
岡 崎 研 二
吉 村 隆 宏
外 谷 明 洋
井 上 剛
見 当 邦 晴
中 司 和 彦
廻 本 実

(6 . 6 . 17)

総 務 学 事 課 長
生 涯 学 習 課 長

大 井 一 徳
川 村 恭 彦

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

山 田 智 徳
丸 小 真

会期決定について

令和6年6月大竹市議会定例会（第3回）の会期を、次のとおり定める。		
令和6年6月17日提出		
大竹市議会議長 北 地 範 久		
自	令和6年6月17日	12日間
至	令和6年6月28日	

会 期 日 程 表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
6 . 17	月	本会議		・開会 ・会期決定 ・一般質問 ・一般議案上程（即決・付託） ・請願上程（付託） ・散会
18	火	予備日		
19	水	休 会	総務文教委員会	付託案件審査 10時～
20	木		生活環境委員会	付託案件審査 10時～
21	金		基地周辺対策特別委員会 広報広聴特別委員会 小方まちづくり特別委員会 議会のあり方調査研究特別委員会	10時～
22	土			
23	日			
24	月			
25	火			
26	水			
27	木			
28	金	本会議		・一般議案委員長報告（表決） ・請願委員長報告（表決） ・閉会

令和6年6月大竹市議会定例会(第3回)

一 般 質 問 通 告 表

1

13番 日 域 究 議員

質問方式：一問一答

学校の諸課題に対する「福山市立常石ともに学園」という県教育委員会の1つの回答について、大竹市教育委員会の感想を尋ねます

常石ともに学園について伺います。この小学校は、県教育委員会と福山市が連携して作ったものだと思います。大竹市教育委員会はどの程度認識していますか。このような、既存の発想を変えた運営スタイルの学校についての感想を求めます。

平川教育長は、もともとこのような発想を持っていた方だと思いますが、会計の不正疑惑ばかり報道される中で、私は気づきませんでした。

固定資産税の課税は土地の存在が大前提ですが、その根拠となる地番図作成は、大竹市の規則に則ってつくられていますか

昨年12月議会の生活環境委員会で広島県とのやり取りを紹介した課長発言を、当の県の税務課が否定しました。大竹市の「固定資産に関する地籍図等の記載事項等について定めた規則」①と、県に市民税務課長が説明した地番図作成の根拠②が全く違うのはなぜですか。

おむつ宅配事業の業者に子育て支援や虐待防止、子育て支援をさせることに反対です

おむつ宅配事業は賛成です。しかし、そのついでに子育て相談業務をするという発想は間違っていないですか。物の宅配と子育て支援は全く別物で、仕事の専門性が明らかに違います。先進他市の事業とは一見似ていますが、全く異質であることになりませんか。子育て支援を担う者が、おむつを持参するなら分かります。

2

8番 藤 川 和 弘 議員

質問方式：一問一答

大竹市全体の情報は、大竹市公式LINEアカウントで、地域の身近な情報は、自治会公式LINEアカウントで

近年、自治会の役員不足や加入率の低迷が問題となっており、原因の1つとして仕事量の多さが挙げられます。これらの問題解決のために、LINEを活用した事例が全国的に増えています。他市町では、LINEを導入することで役員の負担軽減や地域の活性化が図られています。自治会でのLINE活用により、情報共有が迅速かつ効果的になり、住民の利便性も向上します。

一方で、高齢者の操作への不安や個人情報保護、利用料の問題も考慮する必要があります。そこで、自治会でのLINE活用を推進し、自治会の運営をサポートするために、行政が支援していただけないか問います。

3

4番 山 代 英 資 議員

質問方式：一問一答

クーリングシェルの本市設置状況について

「改正気候変動適応法」に伴い、熱中症特別警戒情報発表期間中には、一定の要件を満たす施設を「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」として市が指定できる制度が新たに設けられました。

米国疾病予防管理センターからは、クーリングシェルターの活用は熱中症予防に有効であるとの報告がなされており、クーリングシェルターで涼を取ることが重要とされております。設置状況や周知の仕方等、本市の取り組みについてお考えをお尋ねいたします。

4

9 番 岡 和 明 議員

質問方式：一問一答

二元代表制のあるべき姿を実現する答弁のあり方について

議会の質問を不合理な答弁でかわそうとする例が見られ、二元代表制のあるべき姿の実現を阻害しているように思います。直近では、無料のパーク＆ライドには「何日も駐車し続ける問題」があり、このため他の自治体で取り組みが進んでいないとする答弁がありました。全国的にも稀有な好条件が集中する新駅地区に当てはめるべき話ではありません。

駅伝の継承の提案については、渋滞が起きるはずのない短い道で「交通渋滞が予想される」との答弁があり、市議会だよりも掲載されて、市の姿勢に疑念を抱かせています。

小方小学校跡地の分割民有地化案や70年の伝統ある駅伝の安易な廃止のように、執行部の施策は、やりやすさ、短期利益を優先し、文化発信や長期利益への関心が薄い傾向が顕著です。これに対して議会が広い視野、長期的な視点に立った提案を行い、未来に向けた最優の施策をともに編み出すことが必要だと思います。こうした二元代表制のあるべき姿を実現するために、執行部に答弁の改善を提案して、お考えを尋ねます。

5

7 番 末 広 天 佑 議員

質問方式：一問一答

公用車の効率的な運用について

昨今、環境負荷の軽減を目的として、より効率的で持続可能な行政運営が求められるようになってきています。昨年度成立したGX（グリーントランスフォーメーション）推進法により国も地方自治体への支援策を強めています。自治体でもこの動きは強くなってきています。

まず、目に見えて分かりやすい公用車の効率的な運用、削減を目指す自治体が増えてきました。この動きが増えてきたのは、公用車の管理・運用においてのコストを削減し、行政運営の効率化を目指すといった背景もあります。そこで、本市にも公用車の運用についてお伺いさせていただきます。

- ①車両の利用スケジュール管理方法。
- ②車両の購入・更新の基準とサイクル。
- ③現在取り組んでいる効率化施策。
- ④公用車運用における現在の課題。

⑤環境負荷削減の取り組みのお考え。

6

2 番 中 野 友 博 議員

質問方式：一問一答

若者の移住からうまれる地域の拠点づくりについて

本市の「まち・ひと・しごと創生」の実現に向けた基礎と位置づけられる「大竹市人口ビジョン」によると、本市の人口推移は、1975年の3万8,808名をピークに年々減少しており、令和6年6月1日時点では2万5,523人と、ピーク時より約1万3,000人減少しています。

年齢3区分別人口割合の推移を広島県と比較すると、年少人口の割合は、県とほぼ同じ傾向で下降してきましたが、近年は県を下回る傾向にあります。また、生産年齢人口の割合も県より低く、逆に老年人口の割合は県よりも高い傾向にあり、本市と県との差は年々拡大しています。本市の少子化・高齢化は、県平均を上回るスピードで進んでいることが示されています。

全国的に若い世代の転出が課題となっていますが、本市も例外ではありません。この人口減少問題に対して、移住・定住支援の解決策の1つが空家バンクの活用です。しかし、本市の空家バンクの登録件数は、直近5年でゼロ件となっております。令和5年12月13日に「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が施行されたことから、その内容を反映して大竹市空家等対策計画が改訂され、第2期計画が公開されました。このたびの一般質問では、本市の空家対策の現状と、これからの取り組み、空き家活用支援補助金拡充について問います。

また、空家バンクの課題は、所有者が空家バンクを活用するまで、継続的な相談体制の確保が必要です。そこで、このたびは他自治体での移住した若者が取り組む空き家問題の事例を参考に、行政と地域を結び、地域の拠点となる「地域おこし協力隊、地域支援員制度」について提案します。

7

6 番 小 出 哲 義 議員

質問方式：一問一答

大竹市の防犯対策について

広島県のホームページ（地域活動支援サイト）に、大竹市が取り組んでいる防犯対策が掲載されています。メール配信や防災無線の活用、自主防犯活動の推進、防犯灯・防犯カメラの設置等、さまざまな取り組みが現在、大竹市の防犯にどのような成果をあげているのか。また、一過性ではなく、持続可能でかつ継続的、効果的な防犯活動が今後とも必要であると思うが、本市の防犯対策の充足度についての御見解と、今後の方針について伺いたいします。

8

3 番 豊 川 和 也 議員

質問方式：一問一答

大竹市議会の現職議員の選挙時における事前運動の疑いについて問う

大竹市議会の現職議員の、昨年に行われた市議会議員選挙の収支報告書に、出発式はがき600枚を購入したという記載がありました。このはがきの内容も投函したのかも不

明ですが、仮に投函されたのなら、本来出発式は選挙の告示後に当たるため、選挙の事前運動に当たるのではと考え、選挙管理委員会事務局の見解を問います。

防災キャンプを推進します

大竹市の災害時における防災用品（備蓄品）を見ると、キャンプ用品（寝袋、テント）がありません。災害時に体育館などで避難し、何日もプライバシーの守られないところで過ごすのは、先進国を見回したら日本ぐらいです。災害関連死を防ぐためにも大竹市内で防災キャンプを推進し、キャンプ用品の備蓄を提案いたします。

1 0 時 0 0 分 開議

○議長（北地範久） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、このたびの定例会で御提案をいたします議案について申し上げますと、継続費繰越しの報告についてをはじめ、繰越明許費繰越しの報告について、土地開発公社の経営状況について、専決処分の報告について、条例の制定及び一部改正について、財産の取得について、大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定及び一部改正について、令和6年度大竹市一般会計補正予算など、あわせて17件でございます。

これらの議案の内容につきましては後ほど説明をさせていただきますので、慎重に御審議いただき、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（北地範久） 日程に入る前に、去る4月23日に開催されました第154回中国市議会議長会定期総会並びに、5月22日開催の第100回全国市議会議長会総会におきまして永年勤続の表彰がありましたので、表彰状の伝達を行います。

○議会事務局長（山田智徳） それでは、受賞されました方のお名前を申し上げますので、順に前方までお越しください。

まず、中国市議会議長会の表彰でございます。

議員8年以上表彰、西村一啓議員。

○議長（北地範久） 表彰状、西村一啓殿。あなたは市議会議員在籍8年、よく市政の振興に努められ、その功績特に顕著なものがあります。よって、第154回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。令和6年4月23日、中国市議会議長会会長、宇部市議会議長、山下節子。

おめでとうございます。

○議会事務局長（山田智徳） 続きまして、議員16年以上特別表彰、山崎年一議員。

○議長（北地範久） 表彰状、山崎年一殿。あなたは市議会議員在職16年、よく市政の振興に努められ、その功績特に顕著なものがあります。よって、第154回定期総会に当たり、本会表彰規程により特別表彰いたします。令和6年4月23日、中国市議会議長会会長、宇部市議会議長、山下節子。

おめでとうございます。

○議会事務局長（山田智徳） 続きまして、議員20年以上特別表彰、細川雅子議員。

○議長（北地範久） 表彰状、細川雅子殿。あなたは市議会議員在職20年、よく市政の振興に努められ、その功績特に顕著なものがあります。よって、第154回定期総会に当たり、本会表彰規程により特別表彰いたします。令和6年4月23日、中国市議会議長会会長、宇部市議会議長、山下節子。

おめでとうございます。

○議会事務局長（山田智徳） 続きまして、全国市議会議長会表彰、議員20年以上特別表彰、細川雅子議員。

○議長（北地範久） 表彰状、大竹市、細川雅子殿。あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第100回定期総会に当たり、本会表彰規程によって、特別表彰いたします。令和6年5月22日、全国市議会議長会会長、坊恭寿。

おめでとうございます。

○議会事務局長（山田智徳） それでは、最後に、中国市議会議長会表彰、議員8年以上表彰、北地範久議員。

○副議長（寺岡公章） 表彰状、北地範久殿。あなたは市議会議員在職8年、よく市政の振興に努められ、その功績特に顕著なものがあります。よって、第154回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。令和6年4月23日、中国市議会議長会会長、宇部市議会議長、山下節子。

おめでとうございます。

○議会事務局長（山田智徳） 以上をもちまして、表彰状の伝達を終わります。

○議長（北地範久） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、3番、豊川和也議員、4番、山代英資議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（北地範久） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月28日までの12日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、会期は12日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3 一般質問

○議長（北地範久） 日程第3、一般質問を行います。

この際、念のためお伝えしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制を取り、質問時間は答弁を除いて、会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

一問一答方式を選択された場合も、1回目の質問は一括方式の形で行い、執行部からも一括で答弁を受けます。2回目以降の質問は、通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は、従来どおり5分前に1打、1分前に2打、定刻で乱打いたします。質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

13番、日域究議員。

〔13番 日域究議員 登壇〕

○13番（日域 究） 13番、市民の味方の日域でございます。皆さんおはようございます。

抽せんで久しぶりに1番になりまして、先頭バッターを務めさせていただきます。

実は、この一般質問の発言回数について、できたら撤廃してほしいとお願いしているんですが、その1つには、的確な答弁をしてほしいというのがありまして、答弁の仕方によっては、回数は何回でも増えてしまうんですよね。答弁のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速質問に入ります。

県教育委員会と福山市がつくった、常石ともに学園について、教育委員会の感想を伺います。

義務教育である小学校・中学校は、社会の根幹に位置づけられるべき最重要な制度です。しかし、その現場は、今大変な状況にあるようにお見受けします。それにどう対応するか。もはや部分的な対症療法ではなく、問題の本質がどこにあるか見極めたうえで、果敢に対応すべき段階だと思います。しかし、その本質は見えていません。

最初に、義務教育は憲法以下の法律によって定められた、大竹市など市町村による自治事務ですよね。ここは明快にお答え願ひます。自治事務であることを前提に質問を続けます。

学校は、国の将来を担う人を育てることが第一の目的だということに異論はないと思います。大きな予算を投じながら、不登校の児童生徒は増え続け、いじめという不協和音もなくなりません。それどころか、昨今では教師の犯罪が頻発しています。これらの問題は、少し件数が増えたとか減ったとかで一喜一憂する種類の話ではないですね。本来、存在すること自体が不自然なんです。

それらの結果、憧れの職業として高い競争倍率だった教員採用試験が、今では見るも無残な倍率に低下しています。困ったことですが、それに中心的に関わってきたのは、教育委員会ですよね。原因は何でしょうか。

結論から言えば、教育機関としての運営のやり方が悪いんだと思います。1つは、勉強の教え方が非効率です。小学校1年生から中学校3年生まで、年齢だけで区分した学年という集団をつくって、その集団に対して一斉に授業を行う方式です。同じ年齢であれば能

力も学力も同じだろうという仮説に基づいたシステムなんですよ。

でも、実は違います。理解の早い子からそうでない子まで、グラデーションを描いているはずなんですよ。それは当然なのですが、それを認めないような授業がされています。建前どおり、みんなが同じように理解し、成長してくれるのであればいいんですが、なかなかそれはあり得ません。

その結果、子供たちの差は広がります。ですが、あえて学力の厳密な測定はしません。差が見えないほうが好都合なんですよ。しかも、テストに反対する教師集団、日本教職員組合もありますから、なおさらです。その結果、理解の早い子と遅い子という個体差は、あまり表面化しません。ですが、高校生になれば分かります。最後は、分数の計算ができない大学生がいるなどという、珍妙な現実が生じるんです。

今や、試験を一切受けなくても大学に入れる時代ですから当然ではありますが、そうであれば、彼らの義務教育の9年間は、どう意味づけられるでしょう。これでは、義務教育の名折れです。みんな違ってみんないいなどと勝手なことを言いながら、違いを認めたくない日本の教育システムが出来上がっています。これが教師を苦しめている元凶ではないかと、私は思います。

日本の学校の授業は、先生が一方的にしゃべって終わりとならざるを得ないのだと感じます。要は、差を隠すためなんですよ。ある意味でその差を埋める仕事を、営利企業である塾が行っています。そのように塾をプラスに評価するとしても、子供たちは塾に行くために夜まで時間を取られます。やはり、授業形態の抜本改革は避けて通れません。

以上、現在の義務教育の悪い点をとうとうと述べてきましたが、ではどうするんだという解決策の提案は、これがまた大変なんですよ。でも、提案がなければ単なる悪口だとも言えますから、私も過去に同様の一般質問をしたことがあるように思うんですが、提案というのはなかなか難しかったです。

でも、今回私は、夜中にユーチューブで見つけたんですよ。広島県教育委員会の平川教育長といえば、あるときにヨーロッパに視察に行き、それを取材したNHKが、ローカル放送でテレビ番組を流しました。私は途中からしか見られなかったもので、再放送があるかNHKに尋ねたら、ありませんと言われたのを記憶しています。その後、その類いの報道を私は目にしていませんし、平川教育長のニュースといえば、タクシーの使い過ぎとか委託発注がおかしいなどと、そういうものばかりでした。

しかし、県と福山市がイエナ教育を標榜する、ともに学園の核になるものをつくっていったんですよ。私は最近までよく知りませんでしたが、大竹市教育委員会として、このことをどこまで御存じでしたか、教えてください。広島県教育委員会と連携してつくり上げた福山市が言うのですから、大竹市だって何も知らないということはないですよ。よろしくお願いいたします。以上が、最初の質問です。

次は、恒例みたいになりましたけど、地番図についてお尋ねします。

大竹市税条例第73条の定めを受けて、大竹市には固定資産に関する地籍図等の記載事項について定めた規則があります。今回、資料として配付したものの最初のページです。この規則に基づいてつくられたものが、いわゆる地番図ということになりますよね。その証

拠に、地番図の欄外にそのように書いてあります。これも資料の1枚目の下のほうに出ています。

でも、実際のつくり方が、規則に書いてある内容とは大きく異なっていませんか。この地番図は固定資産課税の法的根拠なのですから、規則に書いてある内容と実際のつくり方が違えば、課税の根拠とはなり得ないですね。

実は、昨年12月議会の生活環境委員会で、西国街道云々という陳情の審査がありました。そこで市民税務課長が答弁した内容に関してなのですが、広島県の税務課から、そのようなことは言っていないとメールが来ています。それを受けて、私は4月4日に県まで確認に行きました。

市町税制グループ長は、言っていない、言うはずがありませんとしか言ってくれないんですが、ここで話を10カ月戻します。大竹市の固定資産税の課税について、私は以前から問題視してきましたが、歴代市民税務課長は、それを否定し続けてきました。それで多分、県のお墨つきをもらうべく説明資料を送って、県の理解を求めたのでしょう。配付資料の2ページ目以降は全てそれなんですけれども、市民税務課が昨年8月に県に訪ねたときの資料です。

そこで県が何と言ったかは不明です。県の書いたものは一切ありません。大竹市には、市民税務課長が県の話聞いて記した記録票があり、それが今回の資料ですけれども、そこには妥当だと記されており、課長はそれを根拠に県の税務課市町税制グループに問うたところ、問題はないとの回答を得たという感じの答弁になったものだと思います。そのことについて、県は言っていない、言うはずがないと否定しました。

県がどうしたのかはさておいて、地図ではなく、登記簿や土地の台帳を古くまで遡ってその所有者名義を調べたからといって、場所は書いてありませんから、不明地の所在場所が分かるはずはないですね。しかも、現地での立会もしないようなとんちんかんな内容で県の職員が妥当だと認めたと言われたのでは、県の担当課も困ります。

改めて、地番図をつくる手順ですが、市民税務課長が県に送った資料と、固定資産に関する地籍図等の記載事項等について定めた規則では、内容が全く異なります。市民税務課が送った資料を知っている県の職員が、大竹市の例規集を見て規則を確認し、さらに生活環境委員会のユーチューブを見たとすれば、頭にこないほうがおかしいです。県をばかにするなと思ったかもしれません。私も、県条例に反することを県の水道課の職員から言われて、頭にきたことがあります。県の人事課まで文句を言いました。今回はその反対です。

そこで質問です。地番図は規則にのっとってつくってありますか。まず、このあたりの説明をお願いします。地番図といっても、法務局の公図と同じ部分は議論の対象外ですからね。地番図の公図と異なる部分について、規則と今ある地番図の関係について説明をお願いします。地積測量図という文言を使って御答弁ください。

以上で、2つ目を終わります。

3番目は、おむつの宅配事業です。

この事業は、今年度予算の審議で私は知りました。他市の始めたよい施策を軽いフットワークで借用するのも、自治体の大切な能力だと思います。この事業もその1つなんです



が、まる写しでは満足できなかったのでしょうか。たしか物を配るだけではなく、子育ての困り事の相談にも乗るということでした。

今年3月の予算の段階ではよく分かりませんでした。相談や子育て支援は大竹市独自のアイデアだったのでしょうか。前例がないのであれば、特に慎重に考えなくてはなりません。

市の事業でおむつの宅配だけを委託する場合と、そこに相談事も受け、子育て支援までもするとした場合、それを行う人の責任の重さが相当に違ってきますよね。そもそも相談に乗ったり子育て支援をすることと、物の配達では仕事の種類が違います。宅配業務を下に見るわけではありませんが、その配達員がついでに相談に乗り、子育て支援までをするという考えでしょうか。仕事の重みが反対のような気がします。

相談員がついでに物を持っていくのであれば、別に何とも思いません。主任児童委員や保健師が訪問するときに、おむつを持っていくなら分かります。宅配業者がついでに相談に乗るというのは変ですよ。だから他市はおむつの宅配、単純宅配なのではないかと思えます。そうであれば、配達ですから、物さえちゃんと届けばそれでオーケーです。配達員の名前を知りたいとも思いません。

しかし、相談を請け負うのであればそうはいきません。生協がやっているケースが多いと聞きましたが、生協の委託を受けて相談に乗るような人物は、通常、生協にはいません。母子保健法を見ればよく分かります。宅配という仕事を規制する法律はありません。車で配達すれば、貨物自動車運送事業法に該当しますが、自転車で行けば規制は全くありません。

一方の子育て支援も、それ用の資格はないですよ。ですが、そもそも対価をもらって行う一般的なビジネスではありません。大竹市でいえば、市の公務の中の保健医療課の仕事として、赤ちゃん訪問事業を主任児童委員が早くから手がけ、確かな実績を上げています。

もちろん、それで十分だとは言えないんだろうとは思いますが、しかし、おむつの宅配係が行うのであれば、もし相談事や心配事があれば、保健師か主任児童委員にお気軽にどうぞといった印刷物をおむつの宅配にあわせて配るのが、常識的な範囲ではないでしょうか。主任児童委員に反発されてまでやるのは本末転倒です。

考えてみれば、今おむつ事業を企画しているのは、福祉課の児童係です。主任児童委員は地域介護課の地域支援係に属しています。赤ちゃん訪問は保健医療課です。組織は複雑ですよ。でも、同じ市役所の同じ健康福祉部の中にいる主任児童委員を無視して事業を進めるのは、やはり問題だと思います。既存の事業の足を引っ張っては意味がありません。それらとの整合を取ることは大切です。短兵急な事業は恐ろしい結果を生むかもしれません。

中でも一番疑問なのは、情報です。家庭の状況はそれぞれ違います。おむつの配達員に、主任児童委員と同じだけの個人情報渡せますか。かといって、何も知らされていない配達員がどうやって相談に乗るのでしょうか。私には詳しいことは分かりませんが、おむつの宅配担当員が相談実績を上げようと根掘り葉掘り変な質問をしたら、これも困りますよね。

ここには多様なリスクが隠れています。

三重県での話ですが、昨年の一般質問で、市長がおむつ宅配事業に前向きな答弁をしたある自治体に電話して、ちょっと聞いてみました。どうなりましたかと尋ねたら、保育所へおむつを届ける方式で、今詰めているとのことでした。それ以上はもちろん聞いていませんが、多分いろいろと問題があるんでしょう。

私は、本市の計画にも疑問点を感じています。おむつの宅配自体に反対する気は全くありませんけれども、その付加した部分について、御答弁のほどよろしく願いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） このたびは、税行政や福祉行政について多角的な視点から御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、日域議員の御質問にお答えをいたします。

1 点目の福山市立常石ともに学園については、後ほど教育長が答弁いたします。

2 点目の市の地番図は規則にのっとって作成しているのかについてでございます。

不動産登記法上、地籍調査などが行われ、精度の高い地図として登記所に納められているものを第14条に定められた地図、いわゆる14条地図といい、その14条地図が登記所に備わっていない地域では、旧来からあるような精度の低い地図を、14条地図に準ずる図面として登記所が保管しており、それらの図面を公図と呼んでいます。また、地籍調査が完了し、14条地図が備わっている地域では、これを地籍図として、固定資産の評価に用いるものとされています。

しかし、地籍調査を実施していない地域や、実施していても何らかの理由で精度が低くなった場合は、登記所で14条地図に準ずると区分され、本市の区域内でも準ずるとされた図面が多く存在しています。

このように、14条地図に準ずる区分をされた地域では、往々にして公図の精度は低く、そのまま利用すると適正な固定資産税の評価を行っていくことが難しい状況となるため、別途、地方税法を根拠とする評価用資料となる地図を備え、それを用い、課税を行うことを可能としているものでございます。

これは、固定資産税は当該行政区域に存在する土地などが、道路整備や治水整備などにより提供される行政サービスの恩恵を受けることで、固定資産の持つ効能が発揮されることに対する対価としての応益税である性格を持つものとされているため、公図に地番があるかないかにかかわらず賦課は可能であるとされ、その賦課を行うために、各市町村が独自に土地の存在を明らかとするための資料を備えるものとなっています。

市の地番図を用いた課税手法や、その考え方の基となる法的根拠を御説明いたしますと、まず、地方税法第380条第3項で、当該市町村の条例の定めるところによって、地籍図、土地使用図、土壤分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料を備え、逐次これを整えなければならないと規定されています。

また、同法第388条第3項で総務大臣は、先ほどの逐次備えなければならないとされて

いる各種資料及び固定資産税の統計を作成するための標準様式を定め、市町村に示すと規定されています。

しかし、この標準様式については、固定資産売買記録簿等以外は、その内容を特に示されてはおらず、固定資産評価基準解説の中で、様式の示されていないものについては、各市町村において、それぞれの工夫を生かして必要と思われるものを整えて、固定資産の適正な評価に役立たせるようにするべきであると記されています。これに基づいて、市では地籍図等の記載事項等について、条例及び規則で定めているところです。この地籍図のことを、本市では地番図と呼称しています。

地番図は地番ごとに土地の区画割りがされている地図であり、登記簿の地番情報、航空写真の情報、現地調査の情報及び法務局の通知による土地の地図訂正図面、分筆・合筆等の際の地積測量図の情報を逐次反映させるなど、現状にあわせた修正を行い、土地の評価に必要な間口・奥行・形状が把握できるものとなっています。したがって、地番図は公図に記載がない場合や正確でない土地などについて、それを補完するものとして活用するものでございます。

一般的な解釈でも、市町村はその裁量のもとで、公図を含め、航空写真や登記簿情報、過去の図面などを参考に、独自の課税用図面を備えて評価していくことに問題はなく、課税庁に委ねられている業務の範疇とされていますので、本市でも同様の考え方に基づいて、逐次備えている図面です。

また、御質問の策定過程が規則に即しているかにつきましては、規則には作成過程は規定されていません。以前、図面を作成する手順を記したマニュアルがないとの御指摘をいただいたこともあり、現在、作成に取りかかっているところです。

続いて、3点目のおむつ等宅配事業についてです。

本事業は、全ての子供の命を守るため、主に満3歳までの乳幼児を持つ保護者等と定期的に関わりを持つことによる見守りを強化することで、児童の健やかな育ちを支援するため、新規に事業化したものです。

本事業は大きく分けて、子育て用品の宅配業務と、乳幼児の見守り・子育てサポート情報提供等業務の2つに分かれます。

1つ目の子育て用品の宅配業務は、保護者からの申請に基づき、市が委託した受注者が紙おむつやお尻拭きなど希望の子育て用品を、3歳の誕生日まで、2カ月に1回の頻度で自宅に宅配するものです。

2つ目の乳幼児の見守り・子育てサポート情報提供等業務は、支給商品の宅配時に、有用な子育て情報の提供や、保護者や児童の様子を確認などを行うことです。

保護者への聞き取りは、あらかじめ受託者に渡している見守りチェックシートの内容に基づき行います。聞き取り内容は、保護者の負担を最大限考慮し、ポイントを絞った最低限のものにとどめます。配達員が配達時の状況や、保護者・児童の様子などを確認し、その内容や感じたことなどを定期的に市に報告していただくことにより、市は、各家庭の状況を把握します。

報告内容は、福祉課と母子保健の担当課である保健医療課で情報共有し、報告内容から、

専門機関などの支援が必要と判断した場合は、必要に応じて関係機関等と連携することにより、必要な子育て支援サービスにつなげます。

宅配業務に加えて相談などの子育て支援を業務に入れたのは、乳幼児と保護者に寄り添った手厚い支援をつなげることで、子育て家庭の経済的負担を軽減するだけでなく、社会的に孤立を感じやすい保護者の精神的ストレスを軽減することで、虐待の予防にも一定の効果を持たせると考えてのことです。

次に、主任児童委員の不安を感じていることについてですが、本事業の内容につきましては、大竹市民生委員児童委員協議会理事会などの場で御説明しましたが、議員の御指摘を受けまして、子育て相談に関する配達員の役割について、改めて丁寧な説明が必要であると認識しています。

誤解が生じるようでございますが、この原因は、相談という言葉の捉え方について、保健師のような専門的な立場の方から助言を受けるイメージを持たれたためだと思っています。

本事業の配達員には、保護者から相談を受けた場合に、市の関連部署へ相談を促すことや、支援の取り次ぎなど、橋渡しの役割を担っていただくことを期待するものでございます。

最後に、配達員に個人情報を渡すなどの個人情報の取り扱いについてですが、業務上知り得た個人情報については、第三者に漏らしたり自己の利益のために使用したりしてはならないという守秘義務を、受託者及び配達員に義務づけます。

市は、子育て用品の宅配に必要な住所、名前、連絡先といった情報のみ受託者に提供を行い、それ以外の個人情報を受託者に提供することはありません。

なお、今回実施するおむつ等宅配事業は、全国の一部の自治体で行われている同種の先進的事業を参考に制度設計したものであり、そのほとんどの自治体で、おむつ等の無料宅配にあわせ、配達員が保護者や児童の様子を確認、子育ての悩み、お困り事の相談などを行う仕様としていることを確認しています。

現在、10月からの事業開始に向けて準備を進めているところですが、市の保健師や民生委員児童委員による、こんにちは赤ちゃん訪問事業に加えて、新たな見守りの機会を設ける本事業を行うことで、見守りの機会を拡充し、効果を十分に発揮されるよう、互いの理解を深め、連携を図ってまいりたいと考えています。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、日域議員の福山市立常石ともに学園に関する御質問にお答えをいたします。

福山市立常石ともに学園は、全国で初となる公立のイエナプランスクールとして、令和4年度に開校した学校でございます。学校要覧の表紙には、「子どもたちは、だれもが世界にたった一人しかいないかけがえのない価値を持った存在です。私たちは、子どもたちが集い、関わり合いながら、どの子も学びが面白い！と感じる、どの子も互いの価値を尊

重し合える、どの子も自分らしく成長できる、そんな学校をめざし、子どもたちとともに成長していきます」と教育理念を掲げております。

常石ともに学園のイエナプラン教育の特徴としまして、まず、第1学年から第3学年、第4学年から第6学年、それぞれ3つの学年を1つのグループとして編成した、異年齢集団での活動が挙げられます。

また、4つの基本活動である、対話・遊び・仕事・催しを基に教育活動を行っております。各教育の基本的な内容については、自分で選択したり、教師から示されたりした課題に取り組むブロックアワーでは、子供たちは自分で時間割をつくり、1人で取り組んだり、異年齢で考え合ったりしながら学んでおります。

教科の学習で学んだ知識を生かして協働的に学ぶワールドオリエンテーションでは、子供たちが自ら発見した課題を探究しております。異年齢の集団であることで、多様な見方、考え方、感じ方、経験や知識を交流しながら学ぶことが可能になります。

このような特色ある取り組みを行っている常石ともに学園ですが、文部科学省が進めている、個別最適な学び、協働的な学びや、県教育委員会が進めている主体的な学びを促す教育活動を充実させる学びの変革と、目指す方向性は共通していると考えております。

子供一人一人の特性・学習進度・学習到達度等に応じ、教師が必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫を行うことや、子供の興味・関心、キャリア形成の方向性等に応じ、学習活動や課題に取り組む機会の提供を行うことが重要であると考えております。

また、子供一人一人のよい点や可能性を生かし、子供同士、あるいは地域の方々をはじめ、多様な他者と協働することも大切になってくると考えます。

常石ともに学園が行っている運営スタイルは、ドイツやオランダが行っているイエナプラン教育をそのまま行っているものではないと考えております。イエナプラン教育の理念や教育方法等を取り入れながらも、福山市や常石でこれまで行ってきた教育も大切にしていると思います。

大竹市立の各学校においても、個別最適な学び、主体的な学び等の推進に向けて、目指す方向性は同じです。他地域の教育のよさを参考にしながらも、これまでの大竹市のよさを継続しながら、「笑顔・元気」かがやく大竹っ子の育成に取り組んでまいりたいと思います。

以上で、日域議員への答弁を終わります。

○議長（北地範久） 日域議員。

○13番（日域 究） 御答弁ありがとうございました。

今の常石ともに学園から入りたいと思いますけれども、教育長が答弁されると、何であんなに難しくなるんだろうという気が正直しますけど、まず、私がヒアリングをした後に、視察といいますか、向こうが設定したものに乗っかるんですけども、福山市に行ってきました。

面白かったのは、まず一番に、福山市の子供たちが持っているタブレットパソコンが、アップルではなくコウモリのマークがついているんですよ。分かりますよね。分かりますけど、このパソコンのところに全部コウモリの絵が書いてあります。面白いなと思いま

した。これは行かなければ分からないことですね。

もう1つは、黒板がないんですよ。これ、いろんなことを言われましたけど、私、今さっき言いましたよね。だから歩くときに、自由に走れではなくて、隊列を組んで走るのが日本の学校なわけですよ。そうすると体力差とかがあって、ついていけない子がいたり、何でこんなにゆっくり走るんだと思う子がいるんですけども、それになかなか対応できない。

向こうはどちらかというと、自由に走らせるわけですね。そこが最も違うところで、私が思うにイエナプランということは、向こうへ行けばそれぞれが、またそれぞれうちのほうがいいんだというあれはあるんでしょうけれども、日本から見れば、集団か否かですね。

これ、ヒアリングの後に調べたことですが、平成30年に県教育委員会に平川教育長が登場して、もうその次の年に福山市長がイエナプラン学校をつくと公表していますね。それで平川教育長が、当時の雑誌を調べたら、「湯崎さんから言われたのは、『学校や教育委員会の組織風土を変えてほしい』ということ。何を言っても許される自由闊達な組織風土にしてくれと。どんな組織でも意見交換ができない限りイノベーションは起こりませんから」と平川教育長は言ってますけれども、だから、それから始まったんですよ。

それはそれでよく分かるんですけども、私がこの前行ったときの様子を、ぜひ、皆さんに知ってほしいと思うんですけども、6月11日に行ったときに何人いましたかね、30人ぐらい視察の人がいたと思います。大阪教育大学の先生が、学生を何人か連れてきていました。それから、福山大学は地元ですけども、3人いましたね。それから、大阪の枚方市の校長だという人とも話をしましたし、静岡県の教頭だと名乗った女性もいました。

後で質疑応答があるんですけども、それらの視察者の質問の多くは、現行の体制下でこのような学校運営が許されますかって、一言で言ったらそればかりです。でも、面白いんですよ。福山市の校長先生と、それから、教育委員会から来た人、両方とも女性でしたけど、その2人が質疑に対して答弁をくれたんですけども、福山市の教育委員会の方が、教科書は使えますよと。でも、どこの学校でも教科書を最初から最後までやりませんよねと。学習指導要領も守ってますけど、結果的に行えばいいんだと考えてますということでした。

普通の学校は先生が授業をしていますけど、ここは授業はしません。黒板がありませんしね。黒板というかホワイトボードも、かわいいのがあるんです。小さなホワイトボードがあちこち転がってました。それで、だから何をしているかよく分からないところはあります、外部から見れば。

でも、子供たちから見れば、自分がやりたいことをやるわけですから、その子にとっては自分が主人公ですよ。先生が自分の分からないことを何か言ってるけど、私は知らないとか、あんなことは私はとっくに知ってるとか、そんなことは思わないですから、絶対に。だから、見かけ上は何かだらっとしてますけれども、でも、一生懸命やってるんだと思います。

もちろん、かわいそうに思ったのは視察ですよ。あんなに視察が来たら、それは絶対マ

イナスですよ。ある意味では、広島大学の附属と一緒にですよ。広島大学附属なんて、教員養成の実験台ですから、しょっちゅう来ると言っていましたね、学生が。それは気が散りますよね。だから、少し優秀な子を集めておかないと、まずいわけですよ。だから優秀な子供を集めているのではないかと、これは私の推測ですけども。

後に、これは別の紙ですけども、これ16年前の新聞の切り抜きです。これはたまたま私が持ってたんですけども、これはフィンランドです。これはm i x iという書き方から始まってんですけど、m i x iというSNSがありましたよね、日本の。まだ頑張ってますよ。ちゃんと上場企業を維持してますけれども、もう今はもちろん、ほかのツイッターとかフェイスブックに負けてますけれども、SNSで頑張ってる会社がM I X Iというんですけども、そのM I X Iというのが、フィンランド語のどうしてという、Whyですね。そこから取ったらしいんですけども、これはフィンランドの紹介です。

16年前、2008年の文書です。この書いた人は、外務省の職員だったんですよ。外務省の職員になってフィンランドに行かされて、ヘルシンキ大学に行って、結局向こうで大使館で北欧の教育をやっているうちにそちらに興味が移って、結局外務省を辞めて、多分今は大学の先生だと思いますけれども、やっぱり同じことが書いてありますよね。一斉ではないわけです。

だから、日本からヨーロッパなんかの学校を見たときに、一番の違いは先生が、だから黒板と教壇があって、そこで一斉にものを話すのではなくて、子供たちは勝手なことをやって、先生はそこをチェックしながら歩くと。その違いだと思うんですけど、そうすることによって、まさに教育長がおっしゃった個別最適な状態に、ここの子供たちがあるということだと思うんです。

それで、福山市のできるのであれば、ほかでもできるかな。そんなに難しいことではないと思うんですけども、皆さんが1つの、同じように、洗脳と言ったら言い過ぎですけども、何かそういうことに染まっているのかなと思います。

だから、少人数学級とよく言いますが、少人数学級といってもやっぱり先生が真ん中に立って一斉にしゃべるのであれば同じですからね。だから、ばらばらでやってみたらいいなと思いますね。レターケースのようなものがずらっとありまして、そこにプリントがずらっとあるわけですよ。この子供たちが勝手に取りに行くんですけども、もちろん上手に取りに行っちゃってやってくれる子ばかりではありませんから、当然個別的には指導するわけですよ。だから、何とか君、あそこ、あれとか言って、それは当然そうだと思いますけれども、そういうことをやってみたいでしたね。

それと、たしか地元の子は3割って言ったかな。はっきり言って過疎地ですから。目の前に常石造船はありますけれども、やっぱり海のそばの人口の少ないところですから、もともと過疎地で廃校になることを機に、常石造船からの資金援助もあったみたいですけども、それで学校をつくり変えたということでした。

本当に学校現場が、やっぱりあれではないですか、不登校がいたり、いじめがあったり、そういうときにいじめ自体を個別的に禁止してもおのずと限界がありますから、やっぱり自分がそれぞれ自分の能力に合ったことをちゃんとやって、自分は今日学校に行ったら

少し成長したなと感じられたら、子供ってそんなに不満を持たないと思いますからね。どこか大竹市でどうするかという、具体的には難しい面もありますけれども、先生から見たときに、ちょっとある種、かなり新しいことにチャレンジするには、ちょっと勇気は要りますけれども、絶対に大きく見て、日本のやり方はちょっともう問題があつて限界に来ていると、そんな気はします。その辺を、ちょっとまた思いがあつたら、お答えいただけますか。

余談ですけれども、これは16年前の新聞ですけれども、ここに面白いことが書いてるのは、これ、フィンランドの話だと思いますけどね。ここでは、かるたと書いてあります。括弧してマインドマップとありますけど、何かといったら、大谷翔平が、真ん中に言葉を書いて、上下左右に。あのことですね。あのことを、この16年前に、ここに書いてます。紹介します。だから、あの辺ではこういうことを昔からやってるのかなという気がしましたけど、いろんなところでいろんな工夫があるんですけれどもね。

それと、古い新聞を見ると、この県教育委員会が言い出したことですからね。呉市も、何かこの話をやると記事が載ってるんですけれども、全然聞きませんからポシャったんでしょうけれども、御存じですか。その辺もちょっと、お分かりならお答えください。お願いします。

○議長（北地範久） 教育長。

○教育長（小西啓二） いろいろと御意見をいただきまして、ありがとうございます。

まず、本市が目指している今の教育なんですが、主体的な学びということで取り組みを進めさせていただいておりますが、これはイエナ教育とも相通ずるところがあるのではないかなというふうには思っております。

これまでは、個に応じた指導、これをキーワードにさまざまな実践をやってきたんですが、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、個別最適な学びということで、今取り組んでいます。これの大きな違いは何かということで、これは主語が違うんです。個別最適な個に応じた指導というのは、主語は教師サイドになるんですよね。教師が指導するというで、個に応じた個別最適な学びというのは、学びですから、子供たちが主語なんです。

大竹市のほうもそのあたり、子供たちがそういう積極的に授業をつくっていけるような、主体的に学びをつくっていける、そういう取り組みを、これは進めているわけなんですけれども、なかなかこのあたりが、実際はどうかというと、先ほど議員からもありましたが、課題もたくさん出てますので、非常に難しいところです。

では、教師は何をしただけなのかということなんです、これはもうファシリテートしていくという、授業をファシリテートするというで、いろいろな、先ほど言いました教材なんかも、これは当然、教師が準備をします。そのあたりの工夫であるとか、そのあたりをもっとしていく必要があろうかなと。

だから、先ほど御意見で出ました、教師が中心になって子供たちを指導していくのとは、そこでの意識改革なりが必要になってくるということです。そのあたりは、教育委員会のほうでは研修等を通じて、今取り組んでいるところなんですけれども、子供たちの願いというのはやっぱり、今もそうですし、昔もそうです。やっぱり授業は分きたいですし、



楽しくやりたい。そういう願いというのは持っている。そのあたりを本市の授業、学校の中でどのように取り組んでいくか。または、あくまでもやっぱり学校側が軸となって子供たちに指導していくわけなんです、意図は当然学校側です。だけど、それをどう子供たちに仕組ませていくかというところが、私どもの大きな、今、課題だと思いますし、どうにか取り組んでまいりたいなと思ってます。

イエナ教育についてですが、呉市での取り組みというのは聞かないんですが、江田島市では取り組まれています。やはり小規模な学校での取り組みということで、実際、江田島市でも実践が積みまれているので、そのあたりも参考にしながらやらせていただきたいというふうには考えております。貴重な御意見ありがとうございました。

○議長（北地範久） 日域議員。

○13番（日域 究） そうか。江田島市はやってるんですね。

それでもう1つは塾の話ですけれども、塾というものがいつからあるのか知りませんが、塾というのは、文部科学省から見たら<sup>うち</sup>埒外ですよね。だから予備校というのは学校法人ですけれども、塾というのは営利企業ですね、立場が。だから、そういう公共、公の教育というふうにみなされていないだと思いますけれども、でも、実際に日本の子供たちの学力のかなりは、塾が支えてるんですけれどもね。

海外のことはよくは知りませんが、それは似たようなものはあるかもしれませんが、よくあるではないですか。塾に行かせるにはお金が当然要ります。だから、家庭の経済状況によって違うんだとか、それとか過疎地に行くと塾自体がないから、県内でもありましたよね、公がちょっとお金を出して塾のようなものを始めてみたり、そういうのもありますけれども、ある意味今の社会を是認というか、そうだと思えば、そういうのを、うちにも塾が欲しいよねというのは分かりますけれども、本来から言うと、学校のお仕事でもあるんですよ。

学校にいる間、では子供たちは頭がフル稼働しているかというところでもない気もしますし、それが休憩ならいいですけれども、落ち着かないけれども、でも、何も意味がないとか、今先生が言ってること、何やってるか分からないとか、そういう気がしたりするんですけれども、それ、もう1つは子供たちの状況を、あまり、プライバシーに入るのかもしれませんが、昔は成績がもっとあっぱっぱでしたよね。戦前なんかもろにあっぱっぱですけれども、私の頃でもかなりあっぱっぱだったと思いますけれども、昔PTAのときに、運動会があるではないですか。運動会で走ったら順位がつきますよね。あれ、体育ですよ。ほかの教科だったら、算数とか国語であれば誰が1番かしんがりか分からないですけれども、運動会では分かるよねと。あんなのおかしいと言った先生がいましたけど、あの後、五日市のほうの校長になってましたけどね。

でも、どっちがおかしいか分かりませんが、運動会でみんなの前で走ったりするのがいいのであれば、テストもいいやつを貼り出したっていいわけですから、そういうことに対してものすごく消極的ですよ。

だからそういうのもあって、今はすごくやりにくくなってるんでしょうけれども、そうになったらこういう、本当にもう比較ではなくて、個々の子供にとって一番やりたいことと

いうか、いいことをばらばらな形で提案していく。これしかないのかなという気がしますけどね。何はともあれ、先生方、もともと子供を教える仕事ってめちゃくちゃ面白い仕事、やりがいのある仕事に違いないと思うんですよ。

それともう一個は、幼稚園の子供から見たら、小学校に上がることをめちゃくちゃ期待してますよ。小学校というのはそんなに面白いところではないぞと言いたくなるけれど、もちろん言ったことはないですけども、もう掛け値なしに、小学生になることに期待してます。でも、あの子たちが小学校に上がって、ちょっと幻滅というか、そうではないことに気がつくとしたら、こんなかわいそうなことはありませんから。

例えば、高校野球で野球をやってまして、それは甲子園に行く人達はもちろん幸せでしょう。でも、予選で負けても、その子たちがかわいそうかといったら、そんなことはないですよ。予選でちゃんとゲームができた。何年かに1回は予選に勝った、1回戦に勝ったって、それでも本人たちは満足なんです。要するに、立場が違うわけですから。子供たちはみんな立場が違いますから、もうすぐく評価される子供は、それはそれ。でも、それぞれの子供がこうだったよと家に帰って言える状態ならいいわけですから、だからそこを上手に実現するように、そうしたら先生たちも絶対、それは一番最下位の子が、ほんの少し上達しただけかもしれないけれども、その子の目の色が変われば、それは先生にとってもうれしいはずですよ。だから、そのところを大事にしてほしいなと思います。

今どうこう言っても、やり方をここで議論するわけにはいきませんから、新しいことにチャレンジしてほしいなと思います。ありがとうございました。

次、行きます。

○議長（北地範久） 日域議員。会議の途中でございますけれども、今、教育の分が終わりましたので、議場の換気のために10分休憩したいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。再開は11時13分といたしますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

1 1 時 0 3 分 休憩

1 1 時 1 3 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、日域議員の再質問から行います。

日域議員。

○13番（日域 究） では、2番目の地籍の問題に行きます。

確かに完璧な地図があって、それで課税するなら楽なんですけれども、完璧な地図がなかなかない町が多くて、でも、税金を課税しないわけにはいきませんから、そこで皆さんが苦勞されてるんだと思います。

私には、大竹市のことはよく分かりますよね。他市のことはなかなか正直分からないんですけれども、ほかの町へ行って聞いてみると、やっぱり何かあるなというのを感じることはありますけど、でも、そこはどのようにやってるのか知りませんけどね。

それで、今回の資料として付けさせてもらいましたけど、これは市民税務課からもらった資料なんですよ。今回、私がつけた資料ですけれども、最後から2ページ目、最後の2枚は本のコピーです。本のコピーで、そのページ数が読めますか。小さい字ですけれども。

485ページというのは、最後から2枚目の右側ですね。ここに地図のことが書いてあるんですけども、上から4行目になるのかな。「市町村が新たに地籍図を作成する場合には、不動産登記法第14条の規定に基づいて登記所が備え付けることとなっている地図の様式及び作成要領に準じて作成するのも一つの方法である。」

それから、その次には「これらの地図の代わりに」、昔の地図ですね、「字限図を使用している市町村も多いところであるが、それが土地課税台帳と相まって土地の地番及び地積等の事項が明らかになるものであり」と書いてありますし、その次の3の地図の整備の冒頭には、「土地の評価に当たって、地図は切り離せないものである。」というふうに書いてあります。

当然、登記簿というデータの固まりと、地図という形とか位置とかそういうものを示すもの、その2つがあって初めて物が分かるというのは、当たり前のお話ですよ。今、大竹市のされているやつは、この今回の資料の2枚目からずっと最後までですけれども、地図がないにもかかわらず場所を特定しようと思って、苦労してるわけですね。

まず、お尋ねしたいのは、このコピーですけど、これは何の本ですかというのが1つと、ここにこれが書いてあるということは、この本に書いてあることを、要するに無視する気はないわけですね。これが一応の決まりというか、参考なんだという意味だと思いますけれども、ここに古い図面とか、それから、14条地図のつくり方。どういうことかということ、現地に行けということですよ。そこに行って、見て、それは個人が見たら誤差もあるかもしれませんが、もう人間の感覚で見て、確かにここがうちの土地よと言えば、それはそれでマルですよ。

そういうことを言ってるんだと思うんですけども、この、これまでに書いてある、今回渡した資料の古い登記とか土地台帳とかのことをいろいろ並べて、こうに違いないというやり方がありますけれども、あのやり方とは違いますよね、ここに書いてあるこの文章がですよ。こんなのは参考にしないんですか。これは、私が持ってきた物ではなくて市民税務課から出てきた本ですよ。

正直に言います、これは個人的な話ですけども、私が住んでる家の公図があって、地番図があります。公図に載っている地番はもちろんありますけれども、公図に載ってなくて地番図にしか載ってない地番が3つあります。でも、それは土木課で出してもらった、あれは何なのか知りませんが、字限図なのかな。古い地図ですよ、古いもの。ちゃんと載ってますよ、全部。それで、ここに載っているから課税するんですよと言ったら、すごく分かりがいいんです。でも、それをしないではないですか。

ここに、この本が、何かのこれ、手引きだと思いますけれども、御丁寧に書いてあることを、できたらこれに準じてやられたらいいかということですという気もするんですが、そこをお願いいたします。

○議長（北地範久） 市民税務課長。

○市民税務課長（吉村隆宏） これは、固定資産評価基準解説書という書物があるんですが、その内容をコピーしたものでございます。これに基づいてということにはなりますが、先ほど答弁でございました地方税法第380条に基づいて、地籍図、市では地番図をつくっているということでございますが、規則はマニュアルなどとは違いまして、そこに全てのことを記述するのは難しいことでございます。

市では、それぞれの、そこに書かれている地籍図とか航空写真、あと、公図、過去からの資料、そういったものを含めて、全て総合的な判断をして補っていると。土地がどこにあるのかとか、公図に記載がないとか、そういう不足している部分について、そういう地番図に過去からの情報とか、旧土地台帳の情報とか、そういったものを総合して含めて記述しておりますので、その内容に基づいて、全てこの規定の中で書かれたものだけで処理をしているものではございませんので、総合的な見地のもと評価をし、判断をしているということでございます。

また、その判断については個別事案となりますので、どうしてもその土地、土地によって、場所、状況も違ってまいります。その違ってくる状況によって、考え方とか調査する内容も変わってきますので、その個別事項については、市町村に委ねられている業務の範疇であるということは認められておりますので、その認められている範囲に基づいて、市で判断をしているということでございます。

以上です。

○議長（北地範久） 日域議員。

○13番（日域 究） さっぱり分かりませんけどね。私は長年このことに関わってますけれども、古い地図も参考にしていると、今、初めて聞きましたよ。昭和25年に固定資産税が市町村税になったときに、当然、台帳も地図もなければ課税しづらいでしょうから、そのときに税務署から市町村に資料が来たらうねと思うんですけれども、そのときの地図はありますかと言ったら、課長はありませんと言われましたよね。

ありませんと言ったら全部終わるのか、終わらないと思うんですけれども、だからあれこれ、この土地はもともと誰が持っていて、どうなってるかって、ある家屋がどの地番の上に建ってるから、これとこれはどうなんだとか、考古学ではありませんけれども、そんな分析をして結論を引っ張り出しましたけど、この本に書いてあることというのは、かなり自然ですよ。

もちろん、これで対応できないことは、さらにやらなくてはいけないかもしれませんが、あるいはフェイントかどうか知りませんが、この規則があるではないですか。この規則の、大竹市の長い規則ですが、この中に、第2条「地籍図等の記載事項は、次の各号に掲げる書類に応じて、当該各号に定めるとおりとする。」として、1番の「地籍図、大字界及び字界を付した上、地積測量図、航空写真等を基にした土地の形状」とありますよね。

それで、この私の質問は、この地籍図のつくり方という地籍図の説明と実際が違うよねと私が言ったら、これはヒアリングの話ですよ、「等」に全部含まれてるんだと。これは

ヒアリングのことをここで言っているのかはどうか知りませんが、言われましたけど、この「等」と入っている規則が大竹市の中にあるかという、私、探したら見つからなかったです。

それで「等」というのは、日本には憲法がありますよね。憲法がものすごく基本的なことを決めて、それだけでは始まりませんから、当然それを受けて法律がありますよね。それで地区別に、それぞれエリアによってまた違うでしょうから、地方自治ですからね。だからそこには条例があったり、法律で1だ、2だ、3だって決めにくいから、何かについては規則で定めるとか、何とかで定めると、どんどん下請に出していくわけですね。だから、小さくなればなるほど、物事って具体的にになるわけですよ。

だから、規則で定めるとあって、そこに「等」と入れて、「等」とあるから全部含むんだというのは、これはあり得ません。それを言おうと思ったんですが、答弁に「等」がなかったの、あえて言ったんですけどね。

私、もともと、もうちょっと課税を楽にしようよという、私の本心ですからね。何回も言いますが、税務署はこんな難しいことはしませんからね。税務署は申告ですから、こっちがやるんですけれども、土地で適当に税理士が測って、それで終わりでしたからね。でも、事実、現物に対して測るわけですから。一定の誤差はありますけどね。

皆さんが課税しているのは、昔の図面が、どこにあるか分からないような地番を見て、そもそも登記の面積が不正確だといながら登記簿面積でやるし、公図が不正確といながら、その公図の広さを基に測ったりするではないですか。でしょう。C I Sか、何かあんなのをこう言いますが、図面が不正確だから問題なわけですが、その不正確な図面を測って、その面積と登記簿面積が大きいだ、小さいだとやるというのは、何かおかしいわけですよ。

だから、もうちょっと、税金を取らなくてはいけないのはよく分かりますけれども、今のやり方というのは、ほかの市町以上にものすごく無駄な労力をかけているのではないかなと思うんですけれども。だから、これに書いてあるように、もうちょっと素直に自然にやったらいいと思うんですけれども、大体私がそんなことを提案すると、大竹市にはいっぱいあって大変なんですよと言われるんですけれども、そんなにいっぱい、ないでしょう。

さっきの、このつくり方も今つくってと言われましたけど、いつまでにできるのか知りませんしね。それから、公図と地番図が違うところも、私が見たらちょっとしかないように思うんですけれども、もちろん山に近づいていけば、山のほうはやっぱりあるでしょうけど、どこでやめるかですよ。もともと山なんて何もない、分かりませんからね。たくさんあります、やっていますという抽象的なことが返ってきますけど、せめてできたものを見せてほしいとかね。

私、別に皆さんの足を引っ張ろうと思ってませんから、合理的な行政をやってほしいと思ってるだけですからね。だから、これも大急ぎでつくった規則だとは思いますが、やっぱり問題なしとは思いませんけれども。質問になってますかね。何か答えてほしいんですけれども。

○議長（北地範久） 市民税務課長。

○市民税務課長（吉村隆宏） まず、先ほど議員もおっしゃいました地方税法の中で、地籍図とか土地使用図、土壌分類図、家屋見取図、固定資産の売買記録などを備えるようにという、これは規定の中に書かれた内容でございます。

ただ、この地方税法は、法とか規程の中に書き示せる内容については制限があるということで、固定資産の評価基準解説の中で様式の示されていない部分については、市町村がさまざまなことを駆使して必要と思われるものを整えて、固定資産の評価に用いるものだというふうに示されています。

その中で、大竹市としては地番図を作成するわけなんですけど、現在の地番図が作成されたのがおよそ30年前の話になってきますので、そのときに作成するには何らかの形の地図があった。昔で言う野取図とか、それまでに法務局に納められていた併載の図面とかがあったんだと思うんですが、それは現在ちょっと確認ができておりません。

ただ、その地図とかに基づいて作成された地番図、この地番については、それ以降についてはその土地の所有者が行われた分合筆、地図訂正、こういったものが行われた異動があるたびに法務局から通知が来まして、その通知の内容を、地図の管理業者である委託業者に対して通知をして修正をしてもらう。また、その他固定資産の担当者のほうも、年に1回ほど現地を見て回っておりますので、そういったところで得られた情報、こういったものを、全て地番図のほうに落としております。

そういった情報を基に正確に、どこまで正確になっているかということにはなってくるんですが、大竹市の中ではそれを正確な図面として捉えまして、固定資産の評価に用いているというものでございますので、よろしくお願いします。

○議長（北地範久） 日域議員。

○13番（日域 究） 大事なことは、土地の存在ですよ。公図に載っていない地番についてどこに存在してるかというのを、そもそも意識がないですからね。公図に載っていて、その地番の登記簿を見て、そこに自分のものだって書いてあれば。それ以上何の関係もないわけですからね。だからそこにあると言っても、知らないけど、市役所があると言うのだからあるんだろうねというぐらいのことですよ、現実には。

ただ、もちろん、これもなぜか分かりませんが、登記面積課税にこだわってますから、実際は100坪なのに登記面積は50坪になっていると。それで50坪で課税されるわけですよ。そこに、よく分からないけど、私は知らない地番がそこにあるんだよとなっても、それで加わっても、100坪の課税にまで届いてなければまあいいかと、本音の部分はそうかもしれませんが、ルール上は土地の存在が条件ではないですか。

土地の存在が条件という、そこを満たしてないよねというのがあって、私から見たら、固定資産評価基準というのがあるではないですか、総務省の。あれを見たら、やっぱり現況と登記内容ですね。現況よりか登記のほうが広がったら現況課税だと、現況で課税すると書いてありますけれども、でも、それすらしてないですよ。私がこの小方の偶然ある土地を見たら、逆転してましたけど。

要するに現況を、だからチェックするわけだから、チェックしたらある程度の面積は分かると思うんですが、そこまでのチェックは、大変といえば大変ですけども、実

際はされてないですよ。大変なのかもしれませんが、現況課税でお宅の面積はこうですよというなら分かるんですけども、ここにお宅の名義の訳の分からない、所在の分からない土地があつて、これがここにあるのではないかと思うんですけどというのも、あまりにも理屈がよく分からないわけですね。

それが今回の資料の真ん中の大部分がそうなんですけど、誰が持ってた、彼が持ってたとか言うんですけども、油見 1 丁目にある土地を分筆したのがあるんですけども、分筆した片方は私が買いましたけど、もう片方は大竹高校の敷地なんです。本来くっついてた土地が、いつの間にか 100 メートル離れてるんですけども、そんなことがあるわけですから、地籍を追いかけていって、ここに何があつた、かにがあつたといつても、そんなのなかなか証拠にはなりません。

それと、この前にヒアリングをして、私はいいことを教えてもらったんですけども、固定資産税を払った状態、ちゃんと責任を果たして納付した状態でも、おかしいのではないかと裁判を起こせるというふうに課長に教わったんですけども、何か裁判するために税金を払わないというのも、何かすごく後ろめたい気がするんですけども、もう税金を払ったうえで第三者意見を求めるのは方法かなと思うんですけども、本当に益田市の固定資産税の判決を見れば、やはり土地が分からないところに課税するのは間違ってるような気がするんですよ。

でも、ほかにも方法は幾らもあるんですから、もっと自然体で楽に課税できる方法を考えられたらいかがですかというのが私のお願いなんですけれども、もうこれでやめますけれども、もう 1 回、答弁あればお願いします。

○議長（北地範久） 市民税務課長。

○市民税務課長（吉村隆宏） まず、公図に載っていないのだから課税ができないのかというところの議論にも戻ってくるんですけど、これは一般論として、これは国も県もなんです。公図のある・なしで課税をする・しないという判断にはならないと、これは一般的な話として言われてます。

では、その判断をする部分についてどうなのかということになるんですが、これは当然地方にある一土地についての判断になりますので、各市町村に委ねられている業務の範疇、それは市町村が判断することであるというふうに言われてます。

先ほど議員も言われました固定資産税については現況課税ですから、その現況課税に基づいて、実際にそこに土地があるのか、実際に土地がないのか、ここを判断するわけでございます。その判断するに当たって、大竹市で地番図であるとか現況を調べて、過去にどうであったのか、そういったことを含めて総合的な課税をしているというものでございますし、そこについては市に委ねられている。先ほども言いました、委ねられている業務の範疇であるということで、市が独自に判断をしているという話になってきます。

その判断が正しいのかというところが一番大きな問題ではないかと思うんですが、そこを判断が正しいと示されたものが、先般行われました市の固定資産評価審議会であり、県の行政不服審査会、ここで出された内容について答申も出されておりますし、見てみますと、単純に公図にないだけで土地がないとは言えないということで、市が主張しておりま

す客観的事実に基づいて判断することは妥当なことであるというふうに結論をつけられておりますので、個別事項については、その結論に基づいて市でも行っていると認識をしているところでございます。

○議長（北地範久） 日域議員。5回目です。

○13番（日域 究） すみません、もう一回あるということなので。

いや、皆さんも大変な荷物を背負って公務をされていると思いますけれども、私、土地開発公社の理事なんですけれども、土地開発公社が持っている小方2丁目1304番1という土地があるではないですか。あの中に、市民税務課は1304番3があるというふうにおっしゃるんですけれども、1304番1は、地積測量図があるんですよね。これは市がつくった地積測量図ですよ。

それをきちんと境界確認して、手順を踏んで、もしやったのであれば、あそこにあるかというのがありますし、私、不思議なのは、例えば、抵当権というのがあるではないですか。当然公図と登記簿でやるわけなんですけれども、登記簿に場所があって、抵当権を設定しますよね。それである土地があって、いや、この中にこの土地が入っているのよと言ったら、銀行は困りますよね。この100坪があって、おまえ、3,000万円で抵当権を設定するというと、いや、ごめんなさい、あの角っこに違う地番がありました、そこは抵当権に入ってませんと言ったら、抵当権の侵害ですからね。

だから、公図というのは、公図と地籍図という言葉のあれはありますけれども、法務局で公開されている図面ですよ。その持つてる重みというのはすごくあるわけですよ。だからやっぱり、極力その範囲で物事をやる。だから面積が違うよと言っても別に問題ないですけども、ここに違う土地があるよと言ったら、ちょっと待ってくれよと。それ、経済の話にも関係しますから。だから、とにかくもうちょっと肩の力を抜いて考えてほしいなと思います。もう答弁ないと思いますから、結構です。

最後のおむつの宅配に行きます。

今、極端な少子化が、相変わらず進みますよね。それでいろんなことを、アイデアがあるものだなと思いますけれども、確かに子供を育てるのはお金がかかるし、いろんなことを、いろんな支援をしなくてはいけないというのは分かりますけれども、これも難しい問題ですよ。

最近、私は少々もう諦めてるんですけれども、さっきスウェーデンの話をしましたけど、最近スウェーデンの出生率が落ちてきてるんですね。日本にかなり近づきました。もうそれこそ、ユダヤ教とイスラム教以外は、もう無理ではないかと。もう先進国は、ずっと文明国ですよ。先進国はもう出生率がすごく落ちてまして、もうそれしか、取りあえずは当面しようがないかなと思ったりもしますけど、でも、日本ができることとすれば、経済を元気にすること。

貧乏人の子たくさんなんていう言葉が昔ありましたけれども、別に家が豊かではないから子供がいけないということはなかったですよ。だから、そういうものとは違うんですけど、どこかで考え方が変わってしまったんだろうなという気はしますけれども、でも、今できることとすれば経済支援ぐらいしかないと、それで皆さん一生懸命頑張ってる中で、



確かに1つのいい着眼点ではありますよね。

だからそれを、大竹市は3歳までやるという、かなり頑張った計画なんですけれども、それができるのであれば、やることは非常にいいことだと思います。私が話した児童委員も、このこと自体に反対する気は毛頭ありませんよと。ただ、我々がやることもちゃんと理解してほしいと。理解していないのではないんでしょうけれども、その辺ちょっと言葉のあやだとは思いますが、ぜひ、市役所の中にいろんな部署があるわけですから、上手に協力して、ベクトルをあわせてやってほしいなと思います。

一言、何かありましたら、御答弁をお願いします。

○議長（北地範久） 福祉課長。

○福祉課長（井上 剛） この新規事業ですが、先進地の1つであります明石市のほうの取り組みを大いに参考させていただきました。実際に児童係の職員が明石市に出向きまして、事業の詳細についてお伺いしました。

そこで、この事業の狙いが、育児経験のある配達員が定期的に子育て家庭を訪問しまして様子伺いをし、相談しやすい環境を整えること。そして、そのことによって必然的に生まれるコミュニケーションを通じて、行政などの支援機関と家庭との距離を縮めるということでありましたので、この考え方に我々も共感しまして、同様の事業を行いたいと考えました。

配達業務だけでは生まれない子育ての先輩との会話によって、核家族など孤立しがちな保護者の不安やストレスの軽減に努めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○議長（北地範久） 日域議員。

○13番（日域 究） よろしくお願ひいたします。

ただ、この分も、さっき最初の答弁を聞いてまして、申請主義なんですよ。だからそこは難しいですよ、なかなか。私も立場上いろんな経験がありますけれども、本当に相談に来てほしい人は来ないというか、これは全てそうですけれどもね。だから難しいんですよ、少なくともいろんなことをやって、下手な鉄砲も数撃ちや当たるではないですけれども、いろんなことをやれば効果を生むでしょうねということだと思いますけれども、市役所の中は、せめて歩調をあわせてやってあげてください。よろしくお願ひいたします。

終わります。ありがとうございます。

○議長（北地範久） 続いて、8番、藤川和弘議員。

〔8番 藤川和弘議員 登壇〕

○8番（藤川和弘） 8番、創成会の藤川です。

通告書に基づいて、大竹市全体の情報は、大竹市公式LINEアカウントで、地域の身近な情報は、自治会公式LINEアカウントでを質問させていただきます。

まずは、大竹市の公式LINEアカウント開始、ありがとうございます。市民の皆さんが防災情報や生活情報、イベントや観光情報を簡単に受け取れるようになり、とても助かっております。

また、2次導入として、LINEサービス事業者と契約し、行政窓口のオンライン化が進むことをとても楽しみにしております。AIチャットボットや配信機能、道路損傷や災害情報の報告機能、アンケート機能、オンライン申請機能、予約機能など、いろいろな便利な機能が導入される予定で、ますます市民の生活が便利になることでしょう。そして、これにより、職員の負担も軽減されると思います。市民サービスの向上と、大竹市の発展に向けたこの取り組みに、本当に感謝しております。

大竹市公式LINEアカウントを開始していただきましたが、LINEは自治体運営において、まだまだいろいろな活用方法が見込まれております。そこで今回は、自治会でのLINEの活用について提案させていただきます。

近年、自治会の役員のなり手不足や加入率の低迷が問題になっており、仕事量の多さも大きな課題です。このような問題を解決するために、LINEを活用してデジタル回覧板を導入する自治会が、他の市町で増えております。

例えば、広島県福山市草戸町の光学区では、学区まちづくり推進委員会が全16町内会のホームページを作成し、行事案内やお知らせを配信しております。昨年4月には学区公式LINEを本格導入し、配信されたURLをクリックすると、ホームページにつながる仕組みを整えました。これにより役員の負担が軽減されるだけでなく、若い世代との連携が進み、地域全体の活性化が図られています。

さらに、福山市西深津町のコモンステージ深津自治会では、LINEのオープンチャットを利用して、会計報告や総会資料を共有しております。これにより、資料の印刷代が節約でき、清掃や行事の実施・中止の連絡もスムーズになっております。現在、自治会の全83世帯がチャットのグループに参加しており、役員の負担軽減に大きく寄与しております。

また、支援に動いている自治体もございます。広島県府中市は2022年、市内の町内会で役員同士の情報共有ができるアプリ、結ネットを導入して、総会への出席確認や災害時の安否確認への使用を促し、市が利用料を負担しております。これによりデジタル化が進み、自治会の運営がより効果的になったと言われております。

自治会でのLINE活用のメリットを分かりやすくまとめると、次の9点が挙げられます。

1つ目、初期費用がかからないためにコストが抑えられます。

2つ目、利用者が多いので受け入れられやすい。多くの住民が既にLINEをしているために、新しいツールとしてはとても受け入れられやすいです。

3つ目、配信時間が細かく設定できる。情報発信のタイミングを細かく調整できます。

4つ目、住民の声が届きやすい、集まりやすい。双方向のコミュニケーションが容易になります。

5つ目、全員に向けて回覧板を同時に配信でき、いつでも見返すことができます。情報共有が迅速かつ効果的になります。

6つ目、災害時にいち早く情報を届けることができる。緊急時の情報伝達がとても迅速になります。

7つ目、感染症流行時の接触リスクが下がる。非常時での情報共有が可能になります。

8つ目、登録者の投稿が見られる。利用者状況の分析が可能になります。

9つ目、ビジュアルで分かりやすく情報が伝えられる。画像や動画などを使って、分かりやすく情報発信が可能となります。

ぜひ、大竹市でも、自治会のLINE活用を促進していただいて、役員の負担軽減や住民の利便性向上を図ることができればと考えております。デジタル回覧板の導入により、従来の紙媒体に頼らず、迅速かつ効率的に情報を共有することが可能となります。これにより、自治会の運営がスムーズになり、多様な世代との連携が進むことでしょう。

メリットばかりお話ししましたが、一方で、導入するうえでの心配事もあります。スマートフォンやパソコン操作に不慣れなお年寄りたちにとっては、導入のハードルが高い場合もございます。また、個人情報の保護にも気をつける必要があります。費用についても、導入にはお金はかかりませんが、配信が増えてくると、月々の利用料がかかる場合もございます。

2023年1月、NTTドコモモバイル社会研究所が、スマホ・携帯所有者のSNS利用動向について調査しておりました。代表的なSNSの、LINE、X、インスタグラム、Facebook、TikTok利用率について調査した結果、LINEが最も多く83.7%、続いてXが43.2%、インスタグラムが39.9%、Facebookが24.7%と続けております。

2019年のLINEの利用率が66.8%でしたが、2023年には83.7%に伸びており、年代別のSNS利用率を見ますと、LINEが10代から70代まで、全ての年代で幅広く利用されていることが明らかになりました。10代から60代で8割から9割の方が利用しており、60代で80.1%、70代でも72.7%でした。2022年と比較すると、60代から70代のLINE利用率はかなり増加しております。

そうした中で、福山市木之庄東町内会では、運動会などの地域イベントの場を使って、希望者にLINEの使い方などをレクチャーしております。また、近くの木之庄宮の前町内会でも、地元の交流館でスマホやオープンチャットの使い方講座を開いております。こうした取り組みにより、少しずつではございますが、自治会のデジタル化が進んでおります。

ここで伺いたいのは、行政側から、まず、自治会に対してLINEの活用を提案していただけるかどうかという点でございます。

自治会のデジタル化を進めるために、行政からの積極的なサポートが不可欠です。具体的に、デジタル回覧板やLINEの活用に関する説明会の開催、自治会役員向けの使い方講座の実施、また、主要な技術支援などを提供していただければと考えております。行政からの支援があることで自治会のデジタル化がスムーズに進み、地域全体の活性につながると確信しております。

大竹市全体の情報は、大竹市の公式LINEアカウント、地域の身近な情報は自治会公式LINEアカウントで、自治会に対するLINEの活用提案を、行政として積極的に進めていただけるかどうか問わせていただき、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 情報伝達の技術は急速に発展をしております。行政としてどのように取り組んでいくべきか、提案いただいての御質問をいただいたというふうに思います。ありがとうございます。

議員御指摘のとおり、多くの自治会では、地域住民の自治会への関心や当事者意識の低下により、加入率の低下や役員のなり手不足などの課題を抱えており、そのことで自治会活動の継続が難しくなったり、役員の負担が大きくなったりしています。

こうした状況は全国的に共通した課題となっており、人口減少や雇用延長などの社会的な要因も影響し、解決に向けた道筋がなかなか見えない状況となっています。

自治会が抱える課題の解決策の1つとして、LINEを活用した自治会役員の負担軽減や、住民の利便性向上についての御提案をいただきました。LINEをはじめとしたコミュニケーションアプリを利用することで、迅速かつ効果的に情報発信やコミュニケーションを取ることが容易になり、また、昼間留守の若い世代の方との情報連携も可能となるでしょう。自治会活動に関わる機会が増えることで、会員の増加につながる大きな可能性を秘めていると思います。

一方、デジタル技術に対応できる人が不足していると感じている自治会が多いことや、スマートフォンやコミュニケーションアプリを使えない高齢者などが取り残されてしまうなどの懸念があることから、デジタル技術の導入に不安を感じている自治会も多いのではないかと思います。現在、大竹市自治会連合会では、今後存続が危うくなる自治会が出てくることへの強い危機感から、自治会が抱えている課題や悩みなどを把握するため、全自治会に対しアンケート調査を行っています。

市としては、このアンケート調査の結果を分析し、デジタル化により課題の解決が進んでいくのかを、自治会連合会と話し合っていきたいと考えています。そのうえで、LINEをはじめとしたコミュニケーションアプリの導入が有効であるとの判断に至れば、自治会のデジタル技術の活用に関する課題に対し、市がどのようなサポートを行えば導入へのハードルが下がるのか、調査・研究をしていきたいと考えています。

以上で、藤川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は13時の予定といたします。よろしく願いいたします。

～～～～～～○～～～～～～

11時55分 休憩

13時00分 再開

～～～～～～○～～～～～～

○副議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き会議を再開します。

運営に関することですか。

豊川議員。

○3番（豊川和也） すみません、午前中からちょっとWi-Fiのほうが議場でつながら

なくて、私はちょっと携帯のテザリング機能を使ってやってるんですが、議員の中にも、テザリングというのを使ってなかったら資料等が得られないと思うんですよね。なので、現在もちょっと使えない状態ですので、対応をお願いしたいんですが。

○副議長（寺岡公章） 確認しますので、しばらく休憩します。

~~~~~○~~~~~

1 3 時 0 1 分 休憩

1 3 時 2 6 分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） それでは、会議を再開いたします。

ただいまの休憩中に、通信機器の確認をいたしました。機器のトラブルがありましたので、このたび、必要な諸君には紙の資料を持って、この先の会議のほうに臨んでいただきたいと思います。

資料のほうが必要な方で、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） ありがとうございます。

では、一般質問を再開します。8番、藤川議員の再質問から再開いたします。

藤川議員。

○8番（藤川和弘） すみません、長い間の休憩、私が午前中に質問したことを皆さんは覚えていらっしゃるでしょうか。自治会に対するLINEの活用提案を、行政として積極的に進めていただけるかどうか。

こんなときに、LINEのデジタル化を市にお願いしているところでWi-Fiが止まってしまうトラブルがありましたけど、市長の先ほどの答弁、全国的に自治会の活動が懸念、解決の道筋が見えていないというところで、だからこそ、今、本市では自治会連合会の方に、課題や悩みのアンケートを取っていただいているという御答弁だったと思います。また、デジタル化、LINE等の課題も、まずは自治会連合会のほうに話をさせていただけるといった御答弁だったように思い出しました。ありがとうございます。本当にありがたい答弁で感謝しております。

また、実は大竹市に2年前から既に公式LINEを活用している自治会がありました。その自治会に行ってお話を伺わせていただきました。公式LINEの成果が、かなり今出ているようです。

例えば、断水がありましたよね。そのときに井戸の場所、井戸の利用をLINEでアナウンスしたところ、多くの方が水を求めて集まったようです。その地区だけではなく、LINEというのは、やっぱりコピー&ペーストして、簡単に他市町の方、友人なりに送れるので、もうその自治会だけではなく、いろんな大竹市民の方が、その地区の方が周知したLINEの内容を見て、他の町の方も井戸のところへ集まってきたと伺っております。こういうのは、回覧板ではまずできません。

また、町内清掃の参加者も、回覧板だけでは50人程度の参加者だったのが、LINEで町内清掃を連絡するようになってからは70人以上に、その自治会は増えているそうです。

総会の出席者も、30人から50人に増えているそうです。

このLINEのスタートのときも、高齢者の方から、LINEなんて使えないよという苦情をかなり受けたようです。ですが、回覧板をやめるわけではないんだと。LINEを増やして少しでもたくさんの方に情報発信したいんだという説明を、皆さんに理解を求めるように何回も何回も説明して、やっと理解を得て運用開始をしたと聞いております。今では、使ってみると便利なんだねと、予定の日が残るのでこれは便利だねとの声が、かなり増えているようです。

現在、その自治会には、約300世帯あります。そのうちの、今日現在聞いてきました、111人の方が、自治会公式LINEアカウントに登録しているようです。このように、LINEを活用することで情報の伝達がスムーズになり、自治会活動への参加率も向上しております。

LINEを使えば簡単に情報を共有できるので、地域全体のつながりが強まります。公式LINEを使っている自治会は、これからもLINEを活用して情報発信していくつもりでいたのですが、2023年6月から、公式LINEアカウントフリープランというのが廃止になりました。フリープランとは、1,000通の無料メッセージの配信枠が用意されており、200名程度の友達数なら、月に5回は配信できておりました。ですが、フリープランが廃止され、月200通しか無料メッセージが配信できなくなり、利用が縮小していると聞いております。

この問題を解決するために、市から補助を検討していただけないでしょうか。市からの支援があることで、自治会が十分にLINEを活用し、地域全体の情報共有や連携が円滑に進むと考えられます。いきなり全ての自治会に援助してほしいというわけではありません。まずはLINEの活用を広く推奨して、実際に活用してみようと申請してくれる自治会に対して、市としての支援を行う形がよいのではないかと考えます。

本市には既に、申請、実施、助成、この流れの仕組みがありますよね。うまくいけば活用する自治体も増えると考えます。市のサポートがあれば、自治会も安心してLINEを活用できるでしょうし、結果として地域全体の情報共有や連携がもっとスムーズに進むと思います。

自治会公式LINEアカウント運営のための助成金に、ぜひ、御協力をお願いしたいと思うのですが、お考えをお聞かせください。

○副議長（寺岡公章） 自治振興課長。

○自治振興課長（岡崎研二） 市長答弁でも触れさせていただいておりますけれども、現在、大竹市自治会連合会から、自治会が抱えている課題や悩みなどを把握するために、全自治会に対してアンケート調査を行っております。市としては、まず、このアンケート調査の結果を分析し、デジタル化により自治会の課題解決が図れるかについて、自治会連合会と話し合っていきたいと考えております。

そのうえで、LINEをはじめとしたコミュニケーションアプリの導入が自治会の課題解決に有効との結論になれば、まずは自治会活動へのコミュニケーションアプリの活用方法について、各自治会に知っていただくことが重要だというふうに考えております。どの

ような方法で自治会に周知していくかについては、自治会連合会と検討していきたいと考えております。

また、コミュニケーションアプリで何をしたらよいのか分からない自治会も多いと思われます。そのため、周知方法の1つの案としては、現在、LINEをはじめとしたコミュニケーションアプリを導入して運用している自治会がありましたら、その自治会に、自治会連合会が開催する勉強会などで、導入の経緯や方法、導入してどのような効果があったかなどについて御紹介いただきまして、多くの自治会の方に具体的な活用方法を知ってもらう機会を設けることも可能ではないかというふうに思います。

そうした周知を行いながら、各自治会からの意見もお聞きしまして、導入に向けた全体の機運が高まれば、市としても自治会のコミュニケーションアプリ導入の支援を推進していきたいと考えております。その中で、コミュニケーションアプリの利用料など、自治会にとって大きな支障となる場合は、市としても何らかの支援を検討したいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 藤川議員。

○8番（藤川和弘） 御答弁ありがとうございます。もう何も言うことがない御答弁だと思います。本当に感謝しております。ありがとうございます。本当に前向きに考えていただいているということが、御答弁でよく伝わってきました。

もう資料をかなり用意してたんですけれども、ありがたい御答弁だったので全部飛ばして、最後に、私の思いをいつものように言わせていただきます。

今月の6月2日に、大竹市が主催する防災セミナーがありました。私も参加させていただいたんですが、カリキュラムの中に、全地区を代表して公式LINEアカウントを使用している地区の方が、自主防災の活動発表をされておりました。防災訓練等をはじめ、公式LINEアカウントを使い、断水になったときの井戸の場所等の周知方法などを含め、プレゼンされておりました。各地区の代表の方、まだ私が見る限りなんですが、かなり興味を持って聞いていたように思います。セミナーが終わり、発表した方のもとに、LINE等について参加者がかなり質問をされていたようにも見えました。

今、どこの地区も周知方法に困っている。本当に今、共通テーマだと思うんですね。回覧板だけだと、回覧板を見ないで次に回すというもの。回覧板が回ったときには既に行事が終わっていると。また、自治会は役員になったら面倒くさいから私は自治会やめるねと、班長になったら面倒くさいので私は自治会やめるねと。また、入ってない方は、自治会に入ったら面倒くさそうだから自治会に入らない。今、本市ではよく聞く話ですよ。

総会や役員会議で決まったことを回覧板で回しても、行事等の日程を知らない方がたくさんいらっしゃいます。行事に参加してもらうには、まず、知ってもらう、そして、行事に参加してもらう。参加すれば自治会の大切さを分かっただけだと思います。大切なことが分かれば、自分の住んでいるまちのことですから、次の担い手に、もしかしらなってくれる人材も見つかるかも分かりません。

このまま何もしなければ、自治会活動は必ず細くなっています。もう既に細くなって

いる地区もあります。行政も自治会あつてのところがあると思います。今ある回覧板も使い、LINEも使い、同時進行していかないと、いざといったときにもう遅いのではないかと考えております。各自治会が活性化すれば、必ず大竹市全体も活性化します。

今朝、2024年LINE普及率と検索してきました。2024年初頭の日本におけるLINEのユーザー数は、9,600万人でした。総人口の78.1%に相当し、全インターネットユーザーの91.9%がLINEを利用していると書かれておりました。これらのデータもあり、市民の皆さんに情報の発信が大切だと思っているからこそ、本市もLINEの導入に踏み切ったのだと思います。

今、本市のLINE導入をきっかけに、大竹市全体の情報は大竹市LINEアカウント、地域の身近な情報は自治会公式LINEアカウント。今、本当にチャンスですよ。このタイミングを使わない手はないと思います。

先ほどありました前向きな御答弁、ぜひ、市のほうから自治会に対して、自治会公式LINEアカウント、LINE活用の提案とこれからの支援をお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 続いて、4番、山代英資議員。

〔4番 山代英資議員 登壇〕

○4番（山代英資） 4番、調の会の山代英資です。よろしくお願いいたします。

なるべく聞き取りやすいように発言させていただこうと思いますが、お聞き苦しい点があれば、御容赦いただければと思います。

また、傍聴席の皆様、現在中継を御覧になっている皆様におかれましては、平素より大竹市議会に御理解を賜りましてありがとうございます。大竹市議会は、市民の方々に開かれた議会、市民の方々に参加を推進する議会、市民の方々に信頼される議会を目指しております。今後とも温かい御支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本題に入ります。

令和6年4月1日に、熱中症対策の強化を盛り込んだ改正気候変動適応法が施行されたことに伴い、4月第4水曜日から10月第4水曜日までの熱中症特別警戒アラート発令期間中には、市町村が定めた施設を指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターとして開放することとなっております。以降、名称はクーリングシェルターで統一させていただきます。

アメリカの疾病予防管理センターからは、クーリングシェルターの活用は熱中症予防に有効であるとの報告がなされており、クーリングシェルターで涼を取ることが重要とされております。

こちらに至った背景に関しては、近年、気候変動等の影響により、国内の熱中症による救急搬送人員が毎年数万人を超え、死亡者数も高い水準で推移していることが挙げられます。最近でも、6月12日に福島県で、80歳の女性が熱中症の疑いで亡くなっております。また、6月14日には広島県内で5名の方が、熱中症で緊急搬送されております。この状況を踏まえ、環境省では、気象庁と共同で熱中症警戒アラートを運用し、熱中症への警戒を呼びかけてきました。



今般、気候変動適応法の改正により、熱中症警戒アラートより深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、1段階上の熱中症特別警戒アラートが創設されました。同法に基づき、環境省は、従前から運用してきた熱中症警戒アラートに加え、気候が特に著しく高くなり、熱中症による人の健康に対する重大な被害が生じるおそれのある場合に、新たに熱中症特別警戒アラートを発表することとし、令和6年4月24日から運用を開始しております。

この熱中症特別警戒アラートが発表された地域では、広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあることから、自発的な熱中症予防の行動の実施、また、家族や周囲の人々においては、見守りや声かけ等の共助や公助の行動を取っていただくことが重要となっています。

では、それを受けて、クーリングシェルターとは何でしょうか。

独立行政法人環境再生保全機構のウェブサイトには、市町村が冷房設備を有する等の要件を満たす公民館や図書館の施設をクーリングシェルターとして指定し、誰でも休息できる施設であることとしています。クーリングシェルターは、市民の休憩場所として開放されることにより、高齢者などの熱中症弱者にも優しい施設となっております、とあります。

要約すると、1点目、適当な冷房設備が備わっていること。2点目、熱中症特別警戒情報が発令されたときは、クーリングシェルターを必要としている方々に開放できること。3点目、クーリングシェルターの利用については、利用者にとって適切な空間を確保できるように管理すること。この3点が必要になるのではないかと思います。

なお、これらは取り組みを後押しする最低限の基準のため、地方公共団体がそれぞれ地域の実情にあわせて個別に必要とされる事項を定めても問題ありません。また、施設の入り口などには、クーリングシェルターであることが分かるように、クーリングシェルターマークを提示することとなっております。平たく言うと、暑い時期に涼める施設を開放しているので、熱中症予防のためにも、皆さん利用してくださいということではないかと思います。

環境省によりますと、全国で既に125の自治体が進め、図書館などの公共施設のほか、コンビニエンスストアや銭湯、薬局などの民間施設をクーリングシェルターとして開放しているところもあるとのこと。

広島県内の具体的な例としては、福山市では4月30日、冷房施設がある市庁舎や交流館などの公共施設と、民間の薬局の計157カ所を、クーリングシェルターとして指定しました。福山市は、ウェブサイトやSNS等、交流サイトで開放時間を周知し、利用を呼びかけているとのこと。

また、尾道市では、市庁舎や各支所、福祉センターなど22施設を指定し、ウェブサイト上で確認することが可能です。お隣の廿日市市でも、6月中に市の公共施設を指定する予定に加え、クーリングシェルターで熱中症対策に取り組んでいただける民間の施設を募集するとのこと。

大きい自治体だけではありません。神石高原町でも、5カ所の公共施設の指定及びクーリングシェルターとして、熱中症対策に取り組んでいただける民間の施設を募集しております。

以上を踏まえ、設置状況や周知の仕方等、本市のクーリングシェルターへの取り組みについてお考えをお尋ねいたします。

登壇しての質問は以上となります。御答弁よろしく願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） まさに地球温暖化に伴いまして、異常な暑さが増す中で、熱中症による死亡者が高水準で推移しており、議員が心配されていますように、暑さ対策が喫緊の課題となってきたというふうに思います。御質問ありがとうございます。

それでは、山代議員の御質問にお答えをいたします。

熱中症対策を強化するため、気候変動適応法が改正され、熱中症に関する政府の対策を示す実行計画や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す特別警戒情報が法定化されるとともに、特別警戒情報の発表期間中における暑熱から避難するための施設の開放措置など、熱中症予防を強化するための仕組みが創設されました。

この改正法は、令和5年5月12日に公布され、令和6年4月1日に全面施行されました。運用期間は4月の第4水曜日から10月の第4水曜日で、令和6年は4月24日から10月23日までの期間となります。

環境大臣は、気温が特に著しく高くなることにより、環境省令で定める基準に該当する場合には、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあるとして、期間、地域などを明らかにして、当該被害の発生を特に警戒すべき旨の情報として熱中症特別警戒情報を発表し、関係都道府県知事に通知するとともに、報道機関の協力を求めて、一般に周知することとなっています。熱中症特別警戒情報が発表されますと、都道府県知事から市町村長に通知がありますので、住民及び関係団体に伝達をいたします。

また、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を開放する必要がありますので、関係部局や関係機関との連携が重要となります。そのため、市町村に庁内連絡体制の整備、指定暑熱避難施設の早期の指定、住民や関係団体への伝達経路の確立といった事項の速やかな対応が求められているところです。

本市では、県を通じて連絡が入れば、環境整備課が窓口となり、関係課へ連絡し、関係課から所管施設及び関係団体へ連絡することとしています。クーリングシェルターについては、民間の施設を含めた、より多くの施設を指定することが理想ですが、管理上の課題などもあり、当面、本庁舎、総合市民会館、総合体育館、市図書館、アゼリアおおたけ、サントピア大竹及び晴海臨海公園管理棟を指定することとしています。また、利用は施設の開館時間内とし、管理上、開放する場所など施設の利用条件に従っていただくことになります。

市民の皆様へは、熱中症特別警戒情報の発令時に、防災行政無線により周知いたします。

なお、市防災情報など、メールシステムに登録されている方には、放送内容が別途メール送信されますし、市ホームページへも掲載されます。また、6月からは市公式LINEでも、防災メールと同じ内容が配信されていますので、複数の方法で内容を確認することもできます。

年々、夏期を中心に気温の上昇が著しく、全国的に熱中症の危険性が高まっている状況でございます。今後も市民の皆様が、熱中症などの健康被害にできるだけ遭わないよう対応してまいりたいと考えています。

以上で、山代議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 山代議員。

○4番（山代英資） 御答弁ありがとうございました。市の施設数カ所を指定するというお考え、大変よく分かりました。

ただ、管理が難しいというふうにおっしゃっていましたが、まず、第1段階として、市の公共施設への周知という部分と、第2段階として、民間の施設への協力の要請という部分があると思いますが、そちらは今後の流れとしてお考えがあるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

また、施設に対してウェブサイト上で文字のみの案内だけでなく、クーリングシェルター一覧マップというような視覚に訴えかける工夫も必要だと思いますが、そちらはいかがお考えでしょうか。

また、警戒アラートは平日のみでなく、土日でも発令される可能性があります。その際の対応も必要だと思いますが、そちらへの対応はいかがでしょうか。

以上、3点よろしく願いいたします。

○議長（北地範久） 環境整備課長。

○環境整備課長（外谷明洋） 御質問ありがとうございます。

このたびのクーリングシェルターにつきましては、先ほど市長のほうで答弁しましたとおり、まず、公共施設のほうから、一番、一般の方も利用しやすいということで、そちらのほうからさせていただくこととしております。

特に、議員からも当初御説明がありましたけど、利用しやすいという空間とかも必要ですので、ある程度空間があるということで、比較的大きな施設ということで、今回は本庁舎とか、総合市民会館とか、そういったところをさせていただいているものでございます。

今後、ほかの公民館でも、例えば、玖波公民館とか栄公民館とかございますけれども、そこはフロアがちょっと狭いものですから、何かイベントがあつたりするとバッティングしたりするということもあって、当初指定は外させていただいてますけど、今後はまた利用については、基本はその施設の利用条件に沿って利用していただくことができますので、例えばクーリングシェルターの指定をしていなくても、暑かったときには涼みに行くということは可能と考えております。ただ、部屋とか、そこまではちょっと難しいので、まずは一般的に使われるロビーとか、そこら辺のところを御利用いただくというふうに御理解いただけたらと思います。

ほかにも、施設でコミュニティサロンとかございますけれども、こちらになってくると、今度は指定管理をしている関係もありまして、契約上の問題もあるので、まだちょっとそこら辺の整理もしながらになるかなと思っております。ただ、こちらのほうも基本的に利用される方を拒むものではありませんので、そこも条件に従って利用することができるかなというふうに考えているところでございます。

民間施設につきましては、一応先ほどもちょっと話で触れさせてもらえなかったんですけども、実際には協定とか締結するという必要もございますので、こちらのほうはもう少し整理が必要かなと思ってます。ただ、先方からこういったことに協力したいと言われれば、それはこちらのほうとしても受け入れさせていただくことになりますので、その際はまた調整させていただくということになろうかと思えます。

クーリングシェルの指定場所について、マッピングとかはどうかというお話なんですけど、今、国のほうが県を通じて、一応そういった指定をされる分については、ちょっとマッピングするような感じで照会が来たりしてますので、これが全国的に情報が集まると、そういったマッピングのものが、ホームページか何かで指定されるのかなと思ってます。

ただ、ちょっとここら辺の分については、すみません、まだはっきりとこちらのほうも情報を得ていないので、そこはちょっと県のほうと調整しながら確認させていただきたいと思いますが、多分御想像のとおりになるのではないかなと思えます。

最後に、土日の場合ということなんですが、平日の場合は我々が本庁舎におりますので、連絡を受けたら危機管理課のほうに連絡させてもらって、そこから防災行政無線で市民の皆さんに周知させていただくということになりますけれども、土日の場合はちょっと職員がいませんので、県から連絡を受けましたら、基本、本庁舎の宿直のほうでまずは連絡を受けていただいて、そこから私のほうに連絡していただいて、そこから危機管理課の課長と相談しながら、また、消防本部のほうに相談して、では、それで放送をお願いしますというような依頼の仕方をさせてもらうようになるのではないかなと思ってます。ただ、ここは事務的にはまた詰めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 山代議員。

○4番（山代英資） 御答弁ありがとうございます。大竹市の今後の方向性はよく分かりました。手探りの部分もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

また、先ほど市長の御答弁にもありましたが、大竹市の公式LINEのほうでも周知を図られるというところで、大変安心いたしました。まだ今年、梅雨にも入ってないんですけども、恐らく今年の夏も、異常と思われるほどの暑さになるのではないかなというふうに思っております。大竹市でも、少しでも熱中症患者が減ることを願っております。

対応を市のほうできっちりとされるということで、少しでも熱中症患者というものが減れば大変意義のあることではないかというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私のほうは終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 続いて、5番、岡和明議員。

〔5番 岡和明議員 登壇〕

○5番（岡 和明） 5番、オリーブネットの岡和明です。

この間、新駅構想を中心とする小方の開発について質問しまして、その答弁ですが、こういう答弁があります。

無料パーク・アンド・ライドは、何日も駐車し続ける問題もあり、他の自治体でも取り組みが進んでない、だからやらないという趣旨の答弁です。大変落胆しました。

これが、小方地区に予定されている新駅周辺開発のあり方についての、私の質問に対する中心的な答弁ということで、議会だより5月号にも載って全戸配布されていますが、こういう答弁が市民にも読まれていて、私は大変憂慮しています。

パーク・アンド・ライドが、これからの社会にあるべき非常に優れた取り組みであるということが認知されていながら、各地で一斉に進まないのはなぜか、本気で考えたことはありますか。それは、実現する条件が得られないからであって、連日駐車が怖いからやらないではありません。

新駅が設置されるのは、普通どういう場合でしょうか。それは住宅開発が進んで、人口が増え、鉄道需要が増えるからです。そんな人口の増えた地区では、新駅をつくろうと思った頃には、駅候補地周辺は既に過密になっているものです。最近、地元紙が記事にした可部線の河戸帆待川駅のパーク・アンド・ライドも、その典型です。

安佐北区にも住宅地が広がって、河戸帆待川という新駅が2017年に開業したのはいいですが、やっぱり鉄道を使う人の駐車場が要するというふうになりました。でも、駅周辺は既に余裕がありません。そこで打ち出したのが、駅から200メートルも離れたバイパスの高架下を、1,000万円かけて辛うじて50台止められるという駐車場にするというような、後手に回った計画なんです。かばんを提げて、スーツケースを引きずって、傘を差して駅まで200メートル歩くとか、別に便利ではありません。それでも取り組みは意味があり、まれなことでもあり、新聞記事にもなる。

こんなふうに、普通、新駅はパーク・アンド・ライドを実現する条件がなかなか得られないのであって、何日も駐車し続ける人がいるから取り組まないのではありません。そもそも、何日も駐車し続ける問題があると答弁した人に、ぜひ尋ねたい。連日駐車して何が悪いですか。まず、毎日通勤に使う人は、何日も止めることはないですね。それ以外、鉄道を使って行く人、遠いから鉄道を使う人が多いわけです。遠いところだから、泊まりがけになるのも普通です。そして、荷物も多い。

ハードルの低いパーキングで、車を降りたらすぐ道の駅があり、そこを通り抜けたらすぐ鉄道駅になっていけば、すばらしいではありませんか。遠方に出かける人は、道の駅で大竹土産や広島県や山口県の土産物を調達していくかもしれないし、帰ってくれば道の駅で買い物もし、食事もします。数日かけて、安心して車を止めて、便利で安全に行って帰ってきてもらえるならば、喜ばしいことではありませんか。これこそ目指すべき社会ではありませんか。

小方小学校の跡地は、200台分でも軽く確保できます。道の駅の利用者と、パーク・アンド・ライド用と、併設の宿泊施設の利用者用をあわせれば、そのぐらいにはなるでしょう。こういう各施設を利用する車が融通し合える駐車場というのは、非常に使いやすいものです。

玖波駅のような、せっかく駅裏を開発するのに駐車スペースが1台もないような駅や、大竹駅のようにパーク・アンド・ライドを考えずに整備を進めてしまった駅、10台分の無

料パーク・アンド・ライド駐車場をつくろうというわけでもありません。そういう狭い駅にそんな駐車場をつくろうというわけでもありません。小方小学校の跡地なら、200台分でも、その気になれば300台分でも確保できるんです。何日も駐車し続けられたら問題だとか、そんな小さな考えにとらわれるべきではないんです。

そもそも、パーク・アンド・ライド用の駐車場があるということが、福祉だということに気がつかないですか。雨でも降ったら、かばんを手にして、スーツケースを引きながら、傘を差して駅まで行くのは大変です。高齢者や障害者のドライバーが鉄道に乗り換える機会は、今後多いはずですよ。

今月、私も鉄道で泊まりがけの旅に出ました。この地域では、大竹駅西口の民間駐車場しか、止められる場所はないんです。私はその民間駐車場から駅舎までかばんを提げて、歩道の段差に苦労しながらスーツケースを引いて、これが高齢者や障害者だったらどうなるか、傘を差したらどうなるかと考えて、暗い気分です。公共性の極めて高い鉄道駅に、誰でも好条件で使えるパーク・アンド・ライド施設があるのは重要な福祉施策ですよ。これを当初の段階からやれるのは、行政しかありません。

小方小学校の跡地にパーク・アンド・ライド施設をつくり、岩国空港や広島空港のようにアーケードつきの平たんな歩道を整備し、少なくともそれを1本駐車場に通す。そうすれば、スーツケースを2つ引いても、車椅子ドライバーでも、高齢ドライバーでも、子供連れでも、雨にぬれず道の駅に入ることができ、そこを通り抜ければ鉄道駅が使えるわけです。

これをやれば、大竹市は全国一の取り組みと評価されて脚光を浴びますよ。日本一をやり、地域住民の福祉を向上させ、市のイメージを改善しようという気がないんですか。しかも、どうでもいいことで日本一になるわけではないです。長期にわたって本市が全国各地により影響を及ぼしていける。非常に多くの人が助かり、住みよい日本の社会ができるんです。

大体、皆さんも道の駅を利用するでしょう。無料で安心して車が止められて、道の駅が利用できていいなと、ありがたいなと思うでしょう。それと同様に、無料で止めて列車で出かけられる、こんなパーク・アンド・ライド駅をつくれば、近隣市町の住民からもありがたがられ、鉄道の利用が増えるんです。

こんなことは、民間に任せたのではできません。ここにいる皆さんにしかできないんです。しかも、この今の機会を逃したら、もうこの中の誰も、もう生涯これをやることはできません。この歴史的な使命を果たさないんですか。無料パーク・アンド・ライドは、何日も駐車し続ける問題もあり、他の自治体でも取り組みが進んでいませんとか、そういう答弁が、いかに落胆ものかということが理解できましたか。

こんな答弁で提案を片づけようとするから、今小学校跡地に現れている、全国的にも歴史的にもまれな好条件を生かす方向に進めないんです。少なくとも、好条件を生かせるかどうかの議論をする機会も逸して、市民の市政に対する信頼を損ねているんです。

今、目の前に現れている、全国的にも歴史的にもまれな好条件を、改めて今説明しておきます。

まず、往来については、1つ目は国道2号線沿いです。そして、高速道路の大竹インターチェンジのすぐそばです。そして、建設中の岩国大竹道路の一インターのそばではなくて、ターミナル、出入口、それがここに集中しているんです。阿多田航路の乗り継ぎ地でもあります。そして、大竹市の行政センター、商業センターの目の前であって、何かと人の動きも集中する場所です。それに加えて、小瀬川沿いの川手地区や栗谷や松ケ原、谷和などの山間地区からも、市街地通過を最小限にしてアクセスできるんです。

市街地通過が最小限であるということは大事です。これは、時間を読んで駅に着けるからです。駅までの時間が読めないと、鉄道のメリットは下がります。こんなふうに、車から鉄道に乗り継ぐパーク・アンド・ライドの潜在需要は大きいんです。

私の言う好条件の話というのは、これからです。そんな、探してもめったに見つからないような、交通が集中し、パーク・アンド・ライドの潜在的な需要が大きい場所に、何と駅予定地と国道2号線の間にあった広い敷地の小学校が立ち退いて、幅100メートルの土地が、市民プールの跡地とあわせて、2号線に沿って何と200メートル以上にわたって空き地になっているんです。皆さんはこんな場所を幾つ知っていますか。

それなのに、この好条件を生かそうとするとどころか、逆にこの小学校跡地を民有地で埋めて、大正や昭和に逆戻りするような、周辺手狭な駅をつくらうとしてるんです。それを正当化するために、あれこれ無理な答弁をしているんです。無理な答弁をするのは、施策に合理的な説明ができないから、そんな答弁で片づけるわけです。また、片づけようと思っているんです。そんなことを思っているから、そんなことやっているから、建設的な議論に進めないんです。

大竹駅と玖波駅は、1897年の開設ですね。本市が駅を持つのは130年ぶりと、今すぐつくっても、そういうことになりますよね。小方小学校の跡地を分割売却して民有地化すれば、もうその瞬間から公共のメリットは失われ、皆さんの、ざっとですがひいひいじいさん・おばあさん以来初めて手にしている、130年ぶりの機会を逸するわけです。そして、この機会はまだ二度と来ません。

それから、駅伝コース、駅伝継承についても、質問で、建設的な提案を私しました。そのときには、私が提案するコースについて、交通渋滞が予想されることや、堤防上は安全面の懸念があるため、コースとしては使用しないと耳を疑う答弁がありました。私が提案するコースが正確に理解できていないのだろうと思い、次の議会で再び質問しましたが、そのときも、堤防道路には斜面や高さがあり、転落防止設備もないから実施できないと答弁しています。

あそこの法面は、実際そんなものでしょうか。写真を撮ったので、配付資料を見てください。まず、写真1です。これで見ると、法面の傾きというのは、実際こんな程度のものですよ。法面は晴海臨海公園をコの字型に囲んでいます、これはどこも同じ規格です。

写真2に写っているのは私です。特に高身長でもない私が立って、この程度ですよ。法面の上に立ってみればこそ、自分の身長がプラスされて高くも見え、急にも見えますが、下や横から見ればこの程度です。写真の写し方による錯覚というのがよくありますが、そ

ういうものでも全くありません。

ブロックのこの上に、茶色のかばんが置いてあります。それが、今私が持っているこのかばんです。このかばんがたった5つ分ですよ。これが斜めに使われているわけです。5つ。それで、5つを超える場所というのはありません。4つしかない場所がありますが、5つを超える場所はありません。

法面の傾きについてもそうです。写真3のように、楽に立てる傾き。あの法面で、小さな子供が遊んでいるのも見かけます。私は以前、足の手術で丸1カ月入院していたことがあります。以前、この法面を上り下りしてリハビリしたものです。

答弁のように、駅伝選手に危ないと言うなら、子供にはもっと危ないではないですか。ではそんな危ないものを、柵ですよ、柵。教育長の言うところの転落防止設備もつけずに放置しているのかということになります。絵に描いたような納得いかない答弁だということが理解できますか。答弁した人は、自分がこんな答弁を受ける立場だったら納得しますか。

堤防上の道は、どこも幅4メートルです。晴海運動場すぐ横の道路は、片側車線、分かりますか、晴海運動場のすぐ横の道路。3.2メートルです。堤防道路よりも狭いんです。晴海の運動場のすぐ横の道路というのは、片側が縁石ですね。そこまで入れても3.8メートルです。過去の大竹駅伝で選手が車道を走っていて、片側車線からはみ出るおそれを本気で心配しましたか。

そこで、私はこういうふうに問いたいと思います。駅伝に出るほどの運動家、普通に考えて、この議場にいる誰よりも運動能力を備えている人です。そういった運動家が事前にコースの注意点について十分説明を受け、要するに、斜面に転落しないよう注意してください、無理な追越しをしないでくださいと、そういう注意を受け、さらに視線誘導のコーンまで置かれている。そういった状況で、一体どれほどの安全面の懸念があるんでしょうか。

もう少し明るい話をしたいので、写真4を見てください。写真4の右端にあるのが、堤防道路です。これは幅4メートルで、十分広いです。それから、法面の傾きは、上から見てもこんなものです。それから、左は、下瀬美術館。いい景色です。上には、大竹市の山々がこんなふうに見えます。この中には、遠方からも登山者が来る傘山も写っています。この峰々の重なりもすばらしいではないですか。毎日ここにいたら感性がだんだん鈍化してしまい、これに気がつきませんが、よそから来たら、これはなかなかすごいんですよ、この風景は。

そして、写真の右側には、写真で示せないくらいの美しい海と島の眺めが広がっています。中央には、黄色い土道色の舗装道路があります。私はこの道も、新コースの一部に取り込むことを提案しました。緩やかに曲がりくねりながら美術館の脇を走り抜けていく、走者にも観覧者にも爽快なコースです。

この脇の草地は陽だまりになっていて、堤防で風も遮られるので、冬の日でもここで昼を食べながら声援を送ることもできます。ベンチもあります。知らないですか。この、せっかくできたベンチも使われておらず、早々に廃れ始めています。ここで1回でも駅伝を



やれば、この場所が認知されて人が来るようになり、ベンチももう少し増やさなければならぬような、小さな名所にもなるでしょう。不合理な答弁で片づけられては、こういう絵になるコース、大竹市のイメージを向上するコースを利用する可能性を議論する可能性まで潰しているのではないですか。

可能性を議論する可能性まで潰すという行為は、理念上も問題があります。理念というのは二元代表制のことです。定評のある三重県議会の説明では、こういうふうになっています。二元代表制というのは、議会が積極的な政策提案を通して、政策形成の舞台となることです、二元代表制のあり方だということです。

これだけ言えば十分分かってもらえると期待したいところですが、期待が裏切られる不安もあるので、もう少し議論します。堤防道路や、この土道色の道路のそばには、大型遊具があります。そこには皮肉なことに、答弁者が言うような斜面があります。それが写真5です。

これは、傾きも堤防道路の法面と同じようなものでしょうし、小さい子供にとっては高さも十分高いです。高さが子供の身長を超えている場合もあるでしょう。写真2や写真3の法面の写真と比べると、子供にとってこの斜面は、堤防の法面より相当に高い。皮肉なことに、堤防道路の法面のように足をかけるところまでついています。

駅伝選手は、真っすぐ走る以外のことは考えません。ジグザグに走ったり、駆け下りてみようとか、法面を滑ってみようとはしません。しかし、子供は、この遊具の斜面でどういう遊び方をするか分かりません。

その隣には、写真6のように、角柱で構成された高いジャングルジムがあります。この遊具の上から落ちれば、けがでは済みません。この遊具で遊びそうな年齢というのは、例えば、6歳から8歳ですよ。一方、駅伝に参加するような人というのは16歳、そして、30歳ぐらいとか。皆さんは、6歳から8歳の子がこの遊具で遊んでいるのと、16歳以上の人が駅伝で堤防道路を走っているのは、どちらが心配ですか。

あと、駅伝継承問題で、交通渋滞が予想されるから使用しないという話もありました。これについてもちょっと言っておきます。

この4月21日には、アジアトライアスロンチャンピオンシップが開催されて、男子・女子のアジア王者を決めました。これはどこであったか御存じですか。廿日市市です。これは、ゆめタウンの西側の開けた海を沖に向かって泳ぎ、自転車とランは木材港から総合スポーツセンターサンチェリーの間を往復する。そして、廿日市駅の裏の大通りを往復する。こういうことをやっているわけです。要するに、市役所やゆめタウンのすぐそばを通る幹線道路を、車両通行禁止にして実施したわけです。

この通りは、商工センターを貫いて湾岸を走る広島県の南道路の終点、それと西広島バイパスを連絡する大幹線道路ですよ。頻繁に渋滞も起こります。ここを朝7時から夕方4時まで長時間通行止めにして、トライアスロンを実施したんです。

一方、こういうことに対する我が市の姿勢はどういうものだったか。この議会で私が提案した瀬戸内駅伝を実施するとして、通行を規制する必要のある区間はどれだけありますか。ランナーが晴海臨海公園を離れて、トライアルの角まで300メートル足らずですよ。

この区間に車が詰まっているのを見たことがありますか。

しかも、規制するとしても片側です。廿日市市のさっきの通りは、上下車線全面通行止めですよ。しかも、朝7時から夕方4時まで。私が提案したこの新駅伝コースと廿日市市トライアスロンというのは、皮肉にも両市の市役所とゆめタウンのすぐそばを通るということで共通しています。

ところが、廿日市市が大幹線道路である一方、ここの道路というのは、どこかに通じる幹線でもない、要は裏通りです。車でいっぱいになることも見たこともない。こういうスポーツイベントです。文化行事に対する姿勢に、廿日市市と大竹市は、これほど差がついてるんです。

廿日市市は、ゆめタウンも広い駐車場をトライアスロンに提供して、全面協力しています。沿道のコンビニも休業して協力しています。ゆめタウンの立体駐車場に上がっていくランプ、自動車のスロープですが、閉鎖してトライアスロンの便宜を図っています。

本市でも、市外の人口密集地を貫く幹線道路を何キロメートルも通行止めにして、70年間駅伝をやってきたんですよ。先人といったって、昭和まで遡るとか、そんな話ではありません。つい数年前のことですよ。この議場の中には、開催をやった人だらけですよ。

そして、僅か1年7カ月前までには、2022年の11月には、広報おおたけで、本大会は第1回を昭和27年に開催し、本年度で70回目を迎える伝統ある大会ですと、威勢のいいことを言っていた人たちです。それが、今度は晴海臨海公園からトライアルの角まで300メートル、1分以内に走り抜ける区間について、議員が御提案になったコースは交通渋滞が予想されることや、堤防上は安全面の懸念があるため、コースとしては使用しない予定ですよ、こういう答弁が、市内全戸配布の議会だよりに掲載されているんです。こんなことでいいのかどうか、ぜひ、お考えいただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） ただいまの質問につきまして、議長に提出されております通告書には、二元代表制のあるべき姿を実現する答弁のあり方についてという件名でございます。答弁は、そのことを踏まえながらいただければと思います。よろしく願います。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 今、副議長からお話がありましたように、いただいた御質問の内容は、二元代表制のあるべき姿ということでございますので、答弁は原稿のとおりに読ませていただきます。

岡議員には、市民の代表でございます議員のお立場で御意見をいただきました。職員皆、議員の皆様方の御意見に対しましては真摯に受け止めさせていただき、真剣に検討をさせていただいております。ただ、全ての御意見に対して政策に反映できない難しさがございます。その部分については、どうか御理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、岡議員の御質問にお答えいたします。二元代表制のあるべき姿についてでございます。

二元代表制とは、首長と議会議員を、ともに住民が直接選挙で選ぶ制度ですが、二元代

表制における市議会と執行機関の役割に関する考え方としては、議決機関である市議会と、実際に市政を担う市長をはじめとする執行機関が、ともに市民のためのよりよい市政の実現を目指して努力していくことであり、これまでも議員の皆様からの御質問に対して、誠心誠意、御理解いただけますよう答弁してまいりました。

そのような中、岡議員の質問に対する執行部からの答弁が不合理であり、また、執行部の施策がやりやすさや短期利益を優先し、文化発信や長期利益への関心が薄い傾向が顕著であるとの御意見でございますが、本市としては不合理な答弁をしたという認識はございません。本市の現状を踏まえたうえで、将来を見据えて施策の方向性を提案させていただいており、議員の考え方とは若干の見解の相違があるのではないかと考えております。

これまでも、議員の皆様一人一人が、市民の皆様の御意見を集め、それぞれの考え方でまとめた御意見につきましては、本市の施策を決めていくうえで参考にさせていただいておりますが、結果として方向性や考え方が一致しないことをもって、二代表制が機能していないとは考えておりません。

今後も、市民の皆様のためのよりよい姿勢の実現を目指して、さまざまな施策を市議会に提案してまいりたいと考えております。

以上で、岡議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 執行部のほかから、何か補足の答弁はありますか。

建設管理監。

○建設管理監（見当邦晴） 私からは、小方新駅の検討の観点からお答えさせていただきます。

3月の一般質問答弁でもございましたが、小方新駅の検討については、まだまだ始まったばかりでございます。

昨年度、小方中学校区の住民の方々に住民アンケートを行いました。この中で、駐車場の必要性については一定程度把握しているところでございます。ただ、この駐車場について、送迎用の駐車場なのか、パーク・アンド・ライドのための駐車場なのか、こういったニーズまでは把握できておりませんが、小方新駅の検討に当たりましては、パーク・アンド・ライドの必要性について、今後もニーズ等を把握していく必要があるとは考えております。

ただ、先ほどの無料のパーク・アンド・ライド、何日も止めるから取り組んでいないという御質問がございましたが、これは前段として、ニーズや規模、採算性などについて十分に検討する必要があるというふうにお答えさせていただいているところでございます。このため、小方新駅においても、ニーズや採算性等を十分に検討する必要があると考えております。

また、パーク・アンド・ライドの必要性とは別に、小方小学校跡地、市民プール跡地、こちらに道の駅を誘致したいという岡議員の御意見がございましたが、大竹市としましては、1月や2月の議員全員協議会、また、2月の市民説明会の中でも大竹市の案を示しているとおおり、小方小学校跡地や市民プール跡地をA・B・Cというふうに分割し、そのうちCについては、小方新駅設置の際には御協力をどうしていただく必要がある地域住民

の方々の移転用地と位置づけているところでございます。

このため、大竹市としては、新駅の設置には地域の方々の協力が必須と考えておりますので、現時点で、C地区以外にそのような移転用地を確保する予定はございません。

以上です。

○副議長（寺岡公章） そのほか、答弁ありますか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（川村恭彦） 私のほうからは、駅伝に関して補足をさせていただきます。

議員が提案されたコースに係る交通渋滞につきましては、瀬戸内リレーマラソン in 大竹の開催を検討する際に、大竹警察署との協議を行い、その際、複数の大型商業施設の間を通る市道は、商業施設や公園を目的に来られる車両の増加などによって、土日の交通量が非常に多いことから、公園内を走るコースであっても、警備員の配置による車両対応などを十分に行い、周辺の交通渋滞の発生に配慮するよう御助言をいただいたところでございます。このことから、当該市道を使用するコースの場合には、車両の交通規制や複数の大型商業施設への出入りに対する規制に伴う渋滞の発生を予想したものでございます。

実際に市道を使用した場合につきましては、交通渋滞を含めてどのような状況が発生し、どのように対策するかは綿密な検討が必要であり、市として、起きるはずがない、必ずこうなるという断定はできないことから、あくまで予想される懸念としたものでございます。

次に、堤防の管理道のコースの使用につきましては、斜面や高さがあり、転落防止設備もなく、走者が追い越す際の安全面が懸念され、競争性の高い駅伝の走路として使用するうえでは、走者や見学者などの安全を確保するために十分な安全対策を講じることが必要であるという市の考え方を、あわせて申し上げたものでございます。安全面に関して議員の認識と相違が生じることは、やむを得ないと考えております。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） その他はよろしいですかね。

若干時間がありますが、岡議員、時間内であれば発言を許します。

岡議員。

○5番（岡 和明） 答弁を承りました。時間もないので、あと30秒ですが、この質問がきっかけになって、単に私に対するだけではなくて、ほかの議員に対してもちょっと似たような質の答弁というのがあるので、全体に、高い質のものになっていければいいと願うところです。

本日は以上です。ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 議事の都合により、暫時休憩をいたします。

再開は午後2時55分予定したいと思います。15分間休憩します。

~~~~~○~~~~~

14時39分 休憩

14時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

7 番、末広天佑議員。

〔 7 番 末広天佑議員 登壇 〕

○ 7 番（末広天佑） 7 番、政啓クラブ、末広天佑です。よろしくお願いいたします。

初めに、車両の使用日誌を御提出いただき、誠にありがとうございました。各課への手配など、手間をおかけして申し訳ございませんでした。おかげさまで、いただいた資料を基に、公用車の使用状況について把握することができました。

質問の前に、お手元の配付資料について説明いたします。

今回、分析の対象にさせていただいたのは、本庁で使用されている車両29台です。大竹市は108台の公用車を抱えていますが、その中には消防車や救急車、リサイクルセンターのごみ収集車なども含みます。今回は、そちらは対象外にさせていただいてます。ほかにも各拠点で使用されているものもあるのですが、今回は、一番台数を抱えている本庁のものを調査対象にしております。

まず、1 ページ目は、対象の車両リストです。管理が各担当課に分かれていますが、各課がその課で管理しているもののみを使用しているわけではありません。特に総務課の管理のものは、いろんな課や、それ以外でも使用されています。

2 ページ目は、車両ごとの稼働率です。すみません、資料のほうでは使用率となってるんですか。稼働率に直していただければと思います。使用した日数と時間を集計しています。

ページの下のほうに記載していますが、出勤日の日数で、実際稼働した日を割ったもので、日数の稼働率を出しています。出勤日数を就労時間で掛けて年間の就労時間を計算し、稼働した合計時間をその数値で割ったものを、時間当たりの稼働率としています。

3 ページ目は、使用者ごとの集計です。各課やその他の関係者が使用したものを集計しています。

4 ページ目は、各車両がどの時間帯に多く使用されているか、ヒートマップにしてみました。

5 ページ目は、ちょっと分かりにくいのですが、時間帯で車両が何台使用されているかをカウントしたものです。例えば、11時、14台を出動したのは、年間で4回といった見方をします。20台同時に出勤していたのは、年間で1回のみです。

一番下に、1 日の平均稼働台数を記載しています。これは、1 日に5分でも出勤したものをカウントして、年間で平均を取ったものです。今回は、問題提起として私が集計させていただきました。29台掛ける12カ月分、全部で6,000行弱ありました。それを入力して計算したものです。

現在、公用車の使用日誌は全て手書きで管理されている状況です。この手書きの日誌では、稼働率や使用状況の詳細なデータを正確に把握することができません。今回、なぜこんなことをさせていただいたのかというと、市役所に出入りしている業者の方から、来るたびに思うんだけど、公用車が結構駐まってる台数が多いんだけど、こんなに必要なのかという声でした。なるほどと思って調べてみようかと思い立って、今回、調査させてい

ただきました。

このデータはあくまで参考としてください。コピーで読みにくい部分もあったため、全て正しいデータかと言われると微妙です。ただ、計算の基になった母数は少なくないため、集計結果にそこまで差異はないと思います。

分析結果として、車両の稼働状況がある程度見えてきました。御覧のとおり、稼働率が低い課もあります。ですが、これだけでは公用車の削減の判断には至りません。それは、公用車を減らすべきかどうかを判断するためには、さらに多くの要素を考慮する必要があるからです。業務内容の偏りや季節での偏り、ほかには、例えば、災害時には迅速な対応が求められるため、必要な車両数を確保することが重要です。もしかしたら今の台数では足りないかもしれません。そのため、現場にいない私が事情を無視して数字だけ見て見解を言っても、あまり意味はありません。

ほかの市町とも比べてみましたが、車両個々の稼働率の偏りはありますが、全体的な稼働率がほかにならべて特別低いわけでもありません。台数も特別多いわけでもありません。人口が沿岸部に集中しており、拠点も少ないため、効率がいいのかもしれませんが。

ただ、だからといってこのままでいいというわけではないです。状況が把握できてないからです。結果だけ見て、問題ないで終わってほしくありません。なぜそうなったのか、何が適切なのか、どうしたら効率的なのかが分からないので、不測の事態に対応できません。

例えば、先ほど災害の話をしてしましたが、災害時は足らなくなる可能性も十分考えられます。災害のために現在より台数を増やして、全体的な運用を見直して、稼働率を車両全体でならして車両寿命を上げるとか、後でも話しますが、使用しない時間帯はカーシェアリングやライドシェアリングなどに使用することなど、いろいろ考えられます。

また、足りないのであれば、どのくらい足りないのかを想定しておいて、運用できる自家用車を把握し、災害時に効率的に配車ができるかもしれません。自家用車を使用する規定はあったと思います。何しろこういった運用を考えるのにも、現状を把握する必要があります。執行部の方が、この状況を把握していないことが大きな問題だと思っています。

そこで、公用車の管理について伺います。

現在、公用車の予約はどのような方法で行われているのでしょうか。手書きの予約や口頭での予約では、予約状況の把握や調整が難しい場合があります。

また、車両の購入、更新をどのような基準で行っているのか教えてください。

大竹市庁用自動車管理規程の冒頭には、供用の効率化及び経費の削減と明記されています。この目標を達成するために、具体的にどのような施策を講じられているのでしょうか。

現在、車両管理において抱えている課題についても伺います。

例えば、車両の老朽化やメンテナンスコスト、使用頻度の偏りなどさまざまな課題が考えられます。現在、大竹市では、どのような課題を抱えられているのでしょうか。もし、それをどのように対応するかの考えがあれば、教えていただければと思います。

最後に、昨今の脱炭素の動きから、自治体にもこの動きが求められるようになりました。本市では、この取り組みについてどのようなお考えがあるかお聞かせください。

壇上での質問は以上とさせていただきます。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 行政運営に当たりましては、常に費用対効果を意識して取り組むことが重要であると考えてまいりました。このたび、末広議員から公用車の効率的な運用に関する御質問をいただき、資産の効果的な活用について改めて認識したところでございます。詳細な分析による御指摘、ありがとうございます。

それでは、末広議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、車両の利用スケジュールの管理方法についてです。公用車は、行政運営に不可欠な資産の1つとして、本市においても各部署において管理し、その目的に応じて運用しています。本庁舎において、部署を問わず使用するものとして配備している車両の運用方法は、グループウェアを用いてパソコンで予約管理できるようにしています。常に使用状況、空き状況を確認することができるため、効率的な運用につながっていると考えています。

次に、車両の購入、更新の基準やサイクルについてです。車両の更新についての具体的な基準は設けていません。車両の使用状況などに応じて、更新するかどうか、個別に判断しています。当然ですが、安全面に配慮しながら、リース期間の延長などの判断を行っています。

また、運用面における課題と効率化施策についてです。先ほど申し上げたとおり、車両の予約はグループウェアを用いた管理のため、ある程度は効率的に運用できていると考えていますが、使用状況については紙での管理のため、データ分析が難しい面があり、課題であると感じています。

また、ドライブレコーダーやバックモニター、自動ブレーキシステムなどの機能は既に多くの車で採用されており、公務執行上の安全対策として、公用車への搭載を進めていく必要があるのではないかと考えています。

最後に、公用車の運用面における環境負荷削減の取り組みについてです。脱炭素化やゼロカーボン、カーボンニュートラルが叫ばれている中であって、環境に配慮した電気自動車、プラグイン・ハイブリッド車などへの切り替えを進める取り組みも、今後は重要と考えています。

しかし、このような車両を導入するには、充電設備の整備も必要となるなど、費用面での負担の増加が予想されるため、効率的な運用によるコストの削減、適正数の把握が不可欠です。議員御指摘のとおり、現在の配備状況や個別の使用状況をデータとして整理し、活用する必要も感じているところです。

一方で、災害対応などの際に行政が果たすべき役割にも十分配慮しなければならないなど、効率化以外の視点も非常に重要です。公用車の効率的な運用、所有資産の効果的な活用に関して、デジタル技術の有効な活用に加え、脱炭素化に資する取り組みなど、今後の課題は多いところでございますが、さまざまな社会情勢を見極めつつ、順次取り組みを進めていきたいと考えています。

以上で、末広議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 末広議員。

○7番（末広天佑） 御答弁ありがとうございました。

いろいろデジタルで、今チームもつくっていただいて、DX化はいろいろ進めていただいているところでもあります。今、いろんな課題に取り組んでいただいているとは思いますが、一テーマとして、いつか挙げていただけたらなと思います。

予約の一部はグループウェアを使用されているとのことで、特に総務課が管理している車両はさまざまな課が利用しているため、グループウェアは非常に効果的だと思います。ただし、もったいないのは、せっかく予約がデジタルで管理されているにもかかわらず、この使用した履歴がデータ化されていない点です。可能であれば、予約と使用履歴を一緒に管理できるような仕組みを取り入れていただきたいです。また、総務課だけでなく各課でも共有できるようになれば、公用車の共有も効率的になるのではないのでしょうか。

更新サイクルについては、さまざまな状況が考えられます。本当にその更新が適切かどうかの判断は難しいです。壊れた場合は仕方ありませんが、例えば、長期間での走行距離やトラブル、修理の履歴などをデータ化し、稼働履歴と一緒に統計を取ることで、更新時期の予測が可能かもしれません。

また、さっきも同じことを言いましたが、走行距離を記録しながら各車で共有し、走行距離を平均化して運用することで、車両の寿命を延ばすことも可能かもしれません。何をやるにしても、まず、データを取っていただきたいです。

私の会社では、自動車の部品を日に平均2万個以上つくっています。日々の日誌は手書きですが、出来高や不良の数、機械に従事した時間などは全てデータ化しています。それも、管理者がまとめて入力するのではなく、日々、作業員の方一人一人に入力していただいています。70代のパートの方も一緒です。終業時間は17時ですが、10分早めに上がっていただいて、データを入力していただいています。

そのデータは、経営の命綱です。稼働率や不良率、在庫の計算、日々の予定など、それがなければ立てられません。利益もそれがなければ計算ができません。トラブルが起こったときも、原因の究明に役立ちます。また、不具合が出たときも、作業ロットを遡ることで被害を最小限に抑えられます。

私は、職員の仕事を増やしたくて言っているのではありません。確かに一時的に増えることもあるかもしれませんが、日々少しずつ入力するだけですし、予算のかけようでは自動化も可能です。それが将来的に仕事や予算の削減につながります。どの運用でどこまでメリットがあるかは、今後の研究次第です。

逆に言えば、データを取らなければ現状が把握できないため、仕事が減らせません。分析ができません。データさえあれば、後で活用することが可能です。今は大変だから取りあえず計画を立ててからでいいや、では駄目です。できるだけ早急にデータを取り始めてください。

例えば、1年後から始まるとしても、データの取り始めからさらに1年後にならないと分析ができません。今、取りあえずデータを取っておけば、1年後にすぐに分析し、手を



打つことが可能です。

手書きで取りあえずして、後で集計は、絶対にトラブルが起きます。読めなかったり、どこに行ったか分からないことがあります。情報が抜けやすいです。方法は手探りしながらもありましたから、今回何だかんだで私も20時間ぐらいはこの入力にかかっていると思います。それを職員に強いるわけにはいけないので、今回は私がやらせていただきました。毎日各課でやれば、本当に少しずつで済むと思います。高いシステムをいきなり入れる必要はありません。それは分析をして、メリットを計算してからでいいと思います。

これはよく言われますが、データは資産です。なぜかという、そこにお金埋まっているからです。そのデータを基にして、仕事を効率化して予算を浮かせたり、需要がある企業にそのデータそのものを売ることもできることがあるからです。まず、デジタルデータから蓄積していただけないでしょうか。御検討いただけないでしょうか。そこだけ御答弁いただければと思います。

○議長（北地範久） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） 末広議員には、時間をかけての分析作業、大変ありがとうございました。

資産活用に効率性を追求するということは、公用車でいえば、いかに少ない台数で稼働率を高めていくのか、あるいは余剰分をどのように有効活用していくのかということになります。

公用車の台数の適正化ということであれば、平常時に厳格な運用をすることを前提に台数を決めた場合であれば、先ほどおっしゃいましたように、非常時には当然不足をしていくということになります。しかしながら、いざというときに動けないというのであれば、やはり問題がありますので、まずは非常時にどの程度の台数が必要なのか把握する必要があります。

災害対策本部が設置された場合に必要な台数を、ざっくりと数えてみました。それほど余裕があるという状況ではありませんでした。もう少し細かく見ていく必要がありますけれども、非常時であっても必要な台数を確保したうえで、平常時に余剰分をどれだけ効率的に運行できるのかということにつきまして、改めて考えてみたいと思います。

先ほどの市長答弁でも触れられましたように、現在の公用車の運行管理はデータ化しておりませんし、運行日誌は紙ベースで管理をしているということで、内容の分析までは、おっしゃいますように、大変難しいという状況です。これでは、公用車が充足しているのか不足しているのか非常に把握しにくいと、また、各部署にどのような機能を持った公用車を配備することが適当なのかといった内部協議も、なかなか難しいというふうに思っております。

公用車の適正な配備をするうえで、また、必要性を対外的に説明するためにも、いわゆる目に見える化というものが大切であろうと再認識をしているところです。今後、どのような形で公用車の運行状況を把握して分析していくのかという手法につきましては、職員の事務量の増加につながらないように、また、デジタル化への取り組みとあわせて考える必要もあらうかと思っておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（北地範久） 末広議員。

○7番（末広天佑） 前向きな御答弁ありがとうございます。

過去、災害だったのか、車が足らずに探し回ったという話も聞きました。今それも踏まえていろいろ研究をされているところで、現状把握をしっかりといただければと思います。

今回は公用車についてですが、データが取れるものはほかにもたくさんあると思います。どんなものが蓄積できるのか、今は手書きですが、データができないのかどうか、ほかでも検討していただければと思います。

統計情報は、職員の方がいつも分析されているはずですが、自分の仕事も数値化できる部分は数値化してみてください。業務の改善は、現状把握から始まるのは言うまでもありません。そのために業務の棚卸しなど、ここ数年で進められてきたと思います。データを蓄積するというのは、現状把握には欠かせません。DXの第1歩目です。ぜひ、進めていただければと思います。

1回目の答弁で言及しなかった部分があったんですけども、この質問にはもう2つの意図があります。

もう1つは、この分析を小方まちづくりに大いに活用していただきたいと思っています。小方まちづくりでの課題の1つとして、駐車場問題があります。現在の職員の駐車場は旧小方中学校体育館の裏になりますが、それがなくなる予定で、もし小方まちづくりが進んだ場合、どこに停めるかが課題となってきます。また、駅もでき、人が集まる施設ができれば、さらに駐車場の需要が増すことが考えられます。そんなときに1台でも駐車スペースを確保するために、公用車の効率的な運用は効果があるはずです。

最後の意図として、ようやく先ほどの環境の話にもなってきますが、現在、国はGXの推進をしています。GX、いわゆるグリーントランスフォーメーションは、脱炭素社会の実現を目指すものです。

2023年5月に、国会でGX推進法が成立しました。この施策を推進するために、国は多くの支援を行っています。この支援を活用するためには、EVを導入する必要があります。先ほど検討していただけるとおっしゃってましたが、本市ではいまだ、公用車にEVはございません。

この支援のもう1つの条件として、先ほど少し触れましたが、カーシェアリングも条件の1つに入っています。公用車は基本的に土日は稼働しません。空いている時間に市民に利用してもらい、収益を得ることが可能です。また、今後ライドシェアが広がってきたら、平日でも市民の足に利用できるかもしれません。これも、小方まちづくりに大いに貢献できるのではないかと考えています。駅ができれば、間違いなくカーシェアリングの需要は高まります。この支援を利用してEV化を推進するとしても、現状の公用車のあり方について研究が必要です。

全てEV化するわけでも、いきなり何台もEV化するわけでもありませんが、脱炭素化を目指すためには、最低限の公用車の保有と、運用するために状況を把握することが必須

となります。ぜひ、今後の小方まちづくりのためにも、脱炭素の取り組みについても、公用車の適切な運用を模索していただければと思います。また、それをきっかけに、業務のデータ化と分析をお願いいたします。

以上、最後は要望となりますが、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 続いて、2番、中野友博議員。

〔2番 中野友博議員 登壇〕

○2番（中野友博） 2番、志青会の中野友博です。よろしくお願いいたします。

毎回、一般質問の場でも申し上げておりますが、市政に対する提言・提案だけではなく、議員、ユーチューブにて御覧いただいております大竹市民の皆様にも関わる事項についてお話しさせていただきます。本日の一般質問を通じて、人ごとではなく自分ごととして捉えていただき、考えるきっかけをつくってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

このたびの一般質問は、これから10年、20年後の大竹市を想像し、若い世代が地域の拠点になるよう、今から種をまいていかなければいけない。そんな未来の大竹市を見据えた質問、御提案をさせていただきます。

昨年8月に行われた大竹市議会議員選挙を経て、「もっと話そう僕たちの未来」をキャッチコピーに、市民の皆様といかに接点をつくることができるか考え、SNSなどの情報発信を含め、活動を行ってきております。その中でも、2024年に入ってから、月に1回、大竹市内各地を回らせていただき、市政報告会を行っております。

市議会議員としての活動や魅力を伝えたり、大竹市の新たな取り組みや各地区に関わるテーマを設定し、意見交換をさせていただき、これまで大竹市内で5回ほど開催し、100名を超える方に参加していただいております。

幅広い年代の方に御参加いただいた市政報告会で、市民の皆様から必ずいただくテーマが2つあります。その2つとは、人口減少問題と空き家問題です。参加者の皆様から、10年後、20年後の大竹市はどうなっているのだろうか。地域を見回してみても、空き家が増加し、地域活動や自治体活動に参加する人が減少し不安だ。若い世代との接点がなくなり、地域のつながりが希薄になっているなど、これからの大竹市がどうなっていくのか、漠然とした不安を抱かれている方が多くいらっしゃいます。

本日の一般質問は、この2点を軸に、若者の移住・定住施策について御提案させていただきます。

この問題について、このたび民間の不動産事業者、司法書士、自治会長、民生委員、ほか自治体の定住移住関係者に聞き取りを行いました。調査研究してきた内容について、順を追って質問、提案させていただきます。

参考資料の1枚目を御覧ください。人口推移グラフという資料です。デジタル田園都市国家構想実現会議事務局が提供している地域経済分析システム、RE S A Sを活用し、大竹市の人口推移グラフを記しています。2020年に総人口2万6,319人とありますが、2045年には1万8,702人と約7,600人も減少、生産年齢人口も50%を切ってしまうとの予測が示

されています。

平成27年に作成された、まち・ひと・しごと創生の実現に向けた基礎と位置づけられる大竹市人口ビジョン、7ページに、大竹市・県の年齢3区分別人口割合推移が記載されており、以下の文章が記載されています。

年齢3区分別、15歳未満の年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口、65歳以上の老年人口の人口割合の推移を広島県と比較すると、本市の少子化・高齢化は、県平均を上回るスピードで進んでいることが分かりますとの記載があり、57ページには、めざすべき将来の方向性として、子育て世代、シニア世代の皆様を含めた全ての世代が、大竹市に住んでよかったと思えるまちづくりを目指しているとの記載があります。

その中でも、冒頭には、推計される人口減少のスピードを抑制するためには、若者世代を中心とする市外への転出を抑制するとともに、転入の増加を図らなければなりませんとあります。若者世代が大竹市に移住・定住してもらい、地域の活力を生み出してほしいとのメッセージとして、私は30代の一市民として受け取らせていただきました。

この移住・定住について、ほかの自治体の取り組みを御紹介させていただきます。

例えば、新潟県では、にいがた暮らしセミナーと題し、移住して起業した方の体験談を聞くことができるオンラインセミナーを開催したり、高知県安芸市では、ふるさと納税の寄附額に応じ、移住検討者向けの体験ツアーを企画し、取り組まれています。近隣で見ると、比較検討都市の1つである安芸高田市は、若者世代住宅新築等補助金があり、若者世代の方が住宅を新築、新規購入する場合、条件を満たすと補助金を交付する制度があったり、広島県では、東京圏からのU・Iターン人材を呼び込むため、広島県と県内16市町が協働して、移住支援金制度、広島県移住・マッチング支援事業を実施したりしています。

各自治体で、若者の移住・定住を進めるため、金銭的な支援や精神面でのフォローなど、さまざまな取り組みがあります。そのような具体的な取り組みがあると、地域が若者を受け入れていきたいというメッセージが見てとれます。

一市民として生活していく中で、さまざまなライフステージで、この町に住んでよかったと実感する場面があります。それは、各自治体での取り組みで、この補助金は自分に当てはまる支援だな、この取り組みは自分の課題を解決してくれるなという、自分事として当てはまるものを見つけたときに、行政の取り組みに対する満足感を実感されるという声を、若い世代の方から多数いただきます。

現在、本市が取り組んでいる支援事業で、人口減少問題を解決するための施策として、若者をターゲットとした移住・定住、起業・創業に関する取り組みについては、支援を実感しにくい印象を受けます。もちろん、若者をむげにしているわけではないということは重々知っております。

各自治体の課題、社会状況により優先すべき事項が異なることは承知しておりますが、最初の質問としてお伺いします。本市として、この人口減少問題に対して現状どのような分析をされ、何を強みとしてこれからのまちづくりを行っていくのか。これからの大竹市への思いを、ぜひ、市長に御答弁いただきたいと思っております。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 初めに、人口減少対策に対する私の基本的な考え方について話をさせていただきます。

日本全体で人口減少している現状においては、今後においても、本市の人口が減少していくということをしっかりと受け止める必要があろうかと思えます。少ない人口でも、市民の皆様が大竹のまちで、幸せで生きがいのある人生を過ごしていただく、そういう行政運営を講じていく必要があると考えています。そのうえで、支える世代の市民を少しでも増やすために、今後どのような施策に取り組むことが有効なのか見極めていく必要があると考えています。中野議員の御質問、ありがとうございます。

それでは、本市の定住対策に関する取り組みについてでございます。

本市は平成27年に、少子化に歯止めをかけ、人口構造のバランスを改善することで、安定的に人口が確保できる構造への転換を目指して、人口ビジョンを策定するとともに、地方創生などを目的とした大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、取り組んでまいりました。

具体的な取り組みとしては、子育て環境の充実のため、ハード面での学校や保育所などの施設整備や、ソフト面での学校給食費の無料化、こども医療費補助の拡充、おむつ等宅配事業の導入など、子育て支援策の充実に取り組んでいます。

また、これまでの本市の人口動態の分析からは、市街地に高層マンションの建設や宅地の造成などに起因して人口減少率が改善している状況があり、可住地面積が少ない本市であるからこそ、市営住宅の跡地などを積極的に市場に提供することで、新築住宅の建設などにつなげてきたところでございます。

さらに、一般的に定住の決め手となる要件としては、公園、医療機関、商業施設の充実、下水道普及状況や水道料金など、都市としてのさまざまな魅力が求められており、道路、駅、小方地区のまちづくり事業など、公共インフラの整備による民間事業者の投資を促す取り組みを行っています。

これらの取り組みもあってか、本市は民間企業が行う住みよさランキングでは、過去5年以上県内トップクラスを維持しており、本日発売された2024年のランキングでは広島県内1位となっており、また、全国の815の市や特別区の中で、去年の57位から25位に、大きく躍進しております。

また、令和2年の国勢調査結果では、本市の人口は2万6,319人となっており、人口ビジョンの目標値2万6,273人を上回っています。さらに、民間の人口戦略会議で公表している消滅可能性自治体では、10年前には消滅可能性自治体に該当していましたが、このたびの公表では、20歳から39歳の女性の30年間の人口推計が改善されたことにより、消滅可能性自治体を脱却し、これまでの取り組みの一定の成果が現れていると感じています。

議員御指摘のように、他市町では、中山間地や過疎地の振興を目的として、補助金などの手厚い移住施策を積極的に講じることで、人口減少対策を行っている場合もありますが、

本市では、直接的な移住施策に重点を置くのではなく、子育て支援の充実、都市機能の強化などの施策に優先して取り組むことで、子育て世代の転出を抑制し、転入を後押ししたいと考えています。

最後に、本市では今年度、人口ビジョンやまち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂作業を行っています。令和7年度から5年間にどのような施策に取り組むことが、支える世代の方を増やすために有効なのか検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、中野議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 中野議員。

○2番（中野友博） 市長、御答弁いただきありがとうございます。

2024年も広島県1位ということで新しい情報も御提供していただき、この住みよさランキングというところで、私も本当にこの大竹市に住んで、住みやすいな、よかったなと思うんですが、地域の方にお伺いすると、謙虚な方が非常に多く、なかなかこのランキングはどうなのかというお声をいただくことも事実であります。ただ、もちろん若者をむげにしているわけではないということは理解しています。

ホームページでは、本市の方向性を示した資料が幾つも公開されていますが、市民の中には全てを読み込み、よし、理解できたとなることも少ないかと思いますので、こうした一般質問の場で、思いを見える化するということが大切だと考えております。

続けます。ここからはもう1つの問題を掘り下げます。壇上で質問したもう1つの課題、空き家問題についてです。

3月に行われました予算特別委員会の場で、住宅改修等補助事業の中にある住宅リフォーム事業の空き家リフォーム、上限30万円の項目について、直近5年の空き家バンクの登録状況、執行額、要件について質問させていただきました。そこで御答弁いただいた内容が、直近5年の空き家バンクの登録は、ゼロ件ということでした。

本市のホームページにあります空き家バンクのページには、本市空き家バンク登録までの流れを記載した資料等、広島県が管理している「ひろしま空き家バンクみんと。」、公益社団法人広島県宅地建物取引業協会が運営している「空き家バンク ひろしま空き家の窓口」の記載があり、予算特別委員会で当時私が確認したところ、「ひろしま空き家バンクみんと。」ゼロ件、「空き家バンク ひろしま空き家の窓口」は12件でした。

補助事業の要件に関して、空き家リフォームは市空き家バンク登録物件という記載がありましたので、執行できる要件の空き家バンクは、先ほど御紹介した3つですかと質問させていただいたところ、本市の空き家バンク登録物件のみということで、空き家リフォーム事業に関しての執行はゼロという回答でした。この答弁から、調査・研究を進めてまいりました。

本市はこの空き家問題について、令和6年3月に、大竹市空家等対策計画（第2期計画）を公開しております。令和5年12月13日に、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことから、その内容を反映して改訂されたものです。

第1期に当たる前回の資料と比較したところ、変更点は、統計データの更新、先ほどの

特措法についての追記、この特措法についての追記は、特定空き家になる前の管理不全空き家の新設、特定空き家への対応強化が中心となっております。そして、第1期に記載があった資料編、空き家等の利活用の事例が、この第2期では削除されています。

以上のことから、2回目の質問に入らせていただきます。

これまでの空き家バンクの活用状況を踏まえて、3点質問させていただきます。

第1期計画を踏まえた第2期計画についての変更点や追記点など、第2期計画の狙いや思いについて御答弁ください。

2つ目、直近5年の空き家リフォーム事業の予算額、執行額について御答弁ください。

3つ目、空き家バンクの登録状況はない状態ですが、直近3年のこの空き家に関する窓口での相談の件数や内容、または登録まで至らない経緯について教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） 都市計画課長。

○都市計画課長（廻本 実） それでは、中野議員から3点ほど質問ありましたので答弁させていただきます。

まず、第1期計画を踏まえた第2期計画の変更点や追記点など、第2期計画の狙いや思いはということですが、本市の具体的な空き家対策の取り組みとしては、危険性の高い空き家や、周辺住民などの相談により情報提供のあった家屋などについて現地調査を行い、適切に管理されていない場合には、所有者を特定し、適正に管理するよう通知するとともに、状況によっては、所有者などに直接会って対策を講じてもらうようお願いしてきました。

また、市民をはじめ、建物の所有者の方に問題意識を持っていただくため、空き家の適正管理・活用をお願いするパンフレットを作成し、これを納税義務者へ郵送するとともに、市ホームページに掲載して啓発活動を行っており、空き家対策の講演会、相談会の開催にも取り組んでいっています。

第2期計画で主に変わった部分は、悪化防止のための管理不全空き家への指導・勧告ができるようになったことと、支援法人制度ができて、NPO法人などを空家等管理活用支援法人に指定できるようになったことです。

しかし、支援法人制度は、指定するための基準が定まっていないために活用しにくいという現状があり、現時点では他市町との基準を検討しており、現在様子見となっております。

このたび改正されることも踏まえて、これまでに行ってきた取り組みも今後も継続するうえで、空き家となっている建物の所有者の問題意識の底上げや、特定空き家になる前の適切な管理をされていない管理不全空き家の所有者に一步踏み込んだ改善の指導・勧告を行う対策を講じていきたいと考えています。

次に、2点目の直近5年間の空き家リフォーム補助に関する予算金額、執行額についてです。

最初に、予算上の空き家リフォーム事業の予算組みを説明させていただきます。

予算上では、空き家リフォーム事業として単体の予算組みではなく、住宅リフォーム事

業の中に住宅リフォーム、耐震住宅リフォーム、空き家住宅リフォームの3本の事業があります。

当該リフォーム事業全体の予算額としましては、直近で5年間、毎年500万円程度で予算を計上させていただいてます。その中で、住宅リフォームが主な執行額となっており、先ほど中野議員も言われたとおり、空き家住宅につきましては、空き家バンクに登録されたものが対象になりますので、予算執行額としてはゼロになります。

続きまして、空き家バンクの登録に関して、直近3年間の相談件数ということでお伺いしていますが、直近3年間では、電話等の問い合わせ等も含めますが、全体数がちょっと把握ができていませんが、令和3年度が3件、令和4年度が4件、令和5年度が3件程度になっています。

相談内容としましては、主に空き家バンクに登録するにはどのような手続が要るかということになっています。それに対して職員で説明させていただくのは、空き家バンクの説明と公益社団法人広島県宅地建物取引業協会の紹介、「ひろしま空き家バンクみんと。」の紹介等を行っている状況です。

この対応によって、空き家バンクに登録されていないのはどういうことかということなんですが、相談者のほうで最後には判断されて、登録に至っていないというのが現状であります。

以上です。

○議長（北地範久） 中野議員。

○2番（中野友博） 御答弁いただき、ありがとうございます。第2期計画に込められた思いや現状の課題、また、予算の執行、御説明いただきありがとうございます。

空き家リフォームの執行状況はゼロですが、そのほかの事業での執行ができた、また、空き家についての相談というのも件数があることも理解し、その後の連絡状況や登録に至らないまでの経緯も、ヒアリング等も含め、理解させていただいております。

空き家問題の解決は、地域の方が安心・安全に暮らすことができるまちづくり、また、遊休不動産を循環させ、移住・定住を推し進めることが目的です。当然ですが、空き家バンクの登録数を増やすことが目的ではありません。

ここで、空き家についての私自身の実体験をお話しさせていただきます。

私は、母の実家である廿日市市、旧佐伯町の玖島というところに、小学校2年生のときに両親が家を建て、暮らしておりました。しかし、その後、父方の祖父が亡くなり、祖父が暮らしていた大竹市の家に引っ越すこととなり、旧佐伯町の実家は空き家となりました。空き家になってから10年、そのままにしておくのも忍びないなということで、廿日市市の空き家バンク制度に登録しました。

初めは、山奥の一軒家で本当にこんなところに借り手がいるんだろうかと、長い目で見て問い合わせがあればいいなというふうに思っておりました。しかし、2週間ぐらいですぐに広島市内の方から連絡があり、内覧が決まって、賃貸契約が決定。今は利活用という形で、実際に利用させていただいております。

ここでの選択肢は2つありました。1つは、民間の不動産会社に依頼し、建物を含めた



土地を売却するという方法。そして、このたびのように廿日市市の空き家バンク制度を活用するという、2つの選択肢がありました。

空き家バンクを選択した理由は2つあります。1つは、民間の不動産会社に査定したところ、査定金額が思ったより低かったという点。そして、もう1つは、空き家活用支援補助金が非常に手厚かったという点です。

廿日市市には、空き家活用支援補助金のメニューが4つあります。まずは相続整理など不動産登記に係る経費が20万円、家財整理に要する経費が20万円、D I Y改修材料費の補助が10万円、そして、本市も行っている改修工事に40万円、そして、子育て加算として、若年または子育てをされている方には、さらに20万円加算されるという形になっています。若年層や子育て世代の方だと、この4メニューをあわせて、上限100万円まで補助してもらえるのです。

民間の不動産業者と市が管理する空き家バンクのすみ分け、必要性というところがまさにこの部分で、民間不動産事業者で取り扱いが難しい物件、また、公的な補助を受けることができるという部分が、行政管轄の空き家バンクの存在意義だと考えます。

さらに補足すると、不動産売買の仲介手数料の上限額は、宅地建物取引業法で定められています。不動産事業者からすると、仲介手数料の上限がパーセンテージで決まっているため、例えば、100万円の仕事と1,000万円の仕事があった場合、ほとんど仕事量が同じような形になれば、不動産価値が高い案件を取り扱いたくなるのは、民間事業者として考え得る判断かと思います。

2018年の宅地建物取引業法の改正により、400万円以下の物件の仲介手数料の上限が引き上げられておりますが、それでも民間での取り扱いが難しい案件があるということです。だからこそ、民間の不動産事業者が取り扱いづらい物件を市の空き家バンクでサポートし、空き家の受け入れ間口を広げるという意味で、取り組みが必要と考えております。

そこで3回目の質問に入り、3点ほど質問させていただきます。

本市が考える、民間と行政が取り扱う空き家バンクのすみ分けについて、見解をお伺いします。

2つ目、本市の空き家活用の支援補助金で、登記や家財整理など、現在の予算でほかメニューを選ぶことができる選択肢を増やすということはどうでしょうか。メニューが増え、金額が増えればそれにこしたことはないのですが、現状の予算で、空き家バンク登録者からしたら、登記も家財整理も改修も、同じ自分の財布の中から出ていくお金です。空き家バンク利活用者も、改修後の物件を望まれる方もいますが、現状渡しを希望される方もいると伺います。空き家バンクの登録数を増やし、利用者の選択肢を増やすためにも、メニューの選択肢の幅を広げることはできないでしょうか。

そして、3つ目、私は必要性があると感じ、この空き家バンク制度の活用を進めていきたいのですが、今後の取り組みに対する見解をお伺いしたいです。そして、この制度にマンパワーを割くことができるのか。先ほども所有者の方への勧告、通知等を行っていくというふうな話もあったかと思うんですが、現実問題、担当課としての現状、見解を教えてください。

以上です。

○議長（北地範久） 都市計画課長。

○都市計画課長（廻本 実） それでは、3点ほど質問がありましたので、それについて答弁させていただきます。

まず、1点目、空き家バンクを取り扱う行政と民間とのすみ分けについてですが、大竹市の空き家バンクは、不動産屋が扱いにくい物件、または道路に面していない住宅等の物件を、主に対応している状況であります。あとは広島県の「ひろしま空き家バンクみんと。」については、大竹市の空き家バンクに登録された場合は、同時に掲載されることとなっています。

次に、2点目、空き家バンクの登録者数を増やし、利用者の選択肢を増やすためにも、支援補助メニューについて拡充できないかという質問ですが、支援補助金メニューの拡充につきましては、現時点では拡充の予定はありません。ただし、国の補助金等の動向を見極めながら、他市町の自治体の支援策等を調査・研究させていただきたいと思っています。

3点目ですが、空き家バンクの制度の活用でマンパワーを割くことができるかということで、担当課の意見ということなのですが、担当課ということではなく、空き家対策の重要性は年々増しているということは感じています。

ただし、職員数の確保については、大竹市だけでなく地方自治体全体の課題となっていると思っています。今後も必要な行政サービスの維持、展開ができるよう、空き家対策の進め方や効果等を研究しながら、業務に取り組んでまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（北地範久） 中野議員。

○2番（中野友博） ありがとうございます。

空き家バンクのすみ分け、私が先ほど発言させていただいたものと通じるものがあるのかなというふうに思っております。支援メニューの拡充についても、国の方向性等、いろんな形があると思うんですが、そういった形で利用されている、現状渡しで利用されている方もいるということで、今後、検討の対象に入れていただきたいなと思いました。

そして、最後の空き家バンクについてのマンパワーを割くことができるのかというところでの話をお伺いさせていただきました。ありがとうございます。

この問題の課題というのは、この空き家バンク制度の認知拡大、空き家に対する知識というところと、登録するまでのこの相談、フォローが必要だなというところが、私自身研究して思ったところでしたので、その点についてちょっと御説明させていただきます。

先ほどの御答弁にもありましたとおり、本市は空き家所有者に対して書面での通知を行ったり、チラシやホームページなどでの広報活動を行っております。また、令和5年8月には、アゼリアおおたけにて、「未来につなぐ相続登記講演会&無料相談会 i n 大竹市」も行っております。そういった取り組みを踏まえて、市民の皆様からの声を伝えさせていただきます。

市政報告会での御意見とあわせて、このたび私の公式LINEに登録されている643名の方に空き家についてのアンケートを実施したところ、次のような御意見をいただきました。

た。

空き家というのが何となく放置してはいけないと分かっているが、何から始めていいか分からない。自身が所有している空き家には価値がそこまでないと感じるので、不動産業者に聞きにくい。人に貸すようになると大きなお金がかかってしまうのではないかな。市役所に相談に行こうと思うが、手間を取らせるのではないかなと思い、何度も行くのはためらってしまう。そういったお声をいただいております。

ここでのポイントは2つあります。1つは、そもそも空き家についての理解を深めるという点。もう1つは、身近に相談できる仕組みが必要だと私自身感じておりましたので、ほかの市町の取り組みについて研究してまいりました。

例えば、お隣の廿日市市では、コミュニティと呼ばれる中で空き家部会の役割を担われている方や、自治会長、民生委員など地域の拠点となる人を集め、空き家お助けパートナー養成講座を各地域で開催しております。

廿日市市では、空き家の掘り起こしが担当職員だけだと難しい、地域の方からも、市役所に相談しに行くのはハードルが高いとの声を聞き、先ほど言った地域の拠点となる方に空き家の知識をお伝えし、地域で空き家に困っている方への声かけをしていただくよう、地域の力を借りる制度をつくっています。

この養成講座では、広島県の専門家派遣事業として、空き家の講師をお招きし、空き家に関する勉強会を行っているそうです。その内容は、法改正や空き家の課題など、空き家に関する基礎知識をはじめ、家財整理の仕方、空き家になる前のエンディングノートのつくり方、そして、地域内で空き家を保有している方にどう声をかけていくのかなど、かなり具体的な内容となっております。

そして、ここが大切なんです、この養成講座というのが1回切りで終わりではなく、その後3年間、年1回のペースで、振り返り講座という形で、1年間の振り返りや地域の声というのを集約し、アフターフォローを行っている点です。

次に、参考資料の2枚目を御覧ください。「地域支援員（定住推進担当）を募集します！」というタイトルの資料です。

廿日市市では、地域おこし協力隊と集落支援員を掛け合わせた地域支援員制度をつくっております。財源は国からの特別交付税で活動費などが賄われ、会計年度任用職員として従事されています。その中でも、空き家バンクを管理している住宅政策課と連携を図り、空き家バンク登録のフォローや希望者の内覧同行、SNSでの情報発信など、定住促進担当の地域支援員がいます。若い世代の方が、フットワークの軽さや新たな視点でのアイデアを武器に、地域と行政をつなぐ役割を果たしています。

ヒアリングでも、先ほどの答弁でもありましたが、やはり行政職員の皆様だけだとタスクが多く、マンパワーを割くことがなかなか難しいのではないかな。こうした外部の人材を取り入れ、地域の身近な相談をつくる窓口をつくるということも必要になってくると感じています。

廿日市市は、担当職員のマンパワーでは空き家の発掘は難しいと判断し、先ほど説明した、この空き家お助けパートナーや地域支援員など、地域の力を借りてプレーヤーを育て

ています。

以上のことから、空き家問題を解決するためには市民レベルで空き家についての理解を深めること、そして、継続的に気軽に相談できる場所をつくることが必要だと、私自身感じました。

そこで、4回目の質問に入ります。

空き家問題の解決の一助として、集落支援や地域おこし協力隊、または廿日市市のような地域支援員制度で取り組まれている、定住推進の役割を担う外部人材を確保することについて検討の余地があるかどうか、現状の見解を教えてください。

または、先ほどの養成講座にもありましたように、地域と行政をつなぐ形で、廿日市市のように勉強会の頻度を増やしたり、市民が相談しやすくなるための取り組みについて、現状、検討はあるかどうかというところについてお伺いさせてください。よろしく願います。

○議長（北地範久） 都市計画課長。

○都市計画課長（廻本 実） それでは、中野議員の質問にお答えします。

空き家問題の解決案として、集落支援員や地域おこし協力隊など、地域支援制度の検討をすることが可能か、または地域と行政をつなぐ形での取り組みの検討は可能かということですが、なかなか難しい問題だと思っています。空き家対策のみを重点に置くということではなく、全体の目的や有効性を判断しながら、対策案の1つとして今後、研究・調査をさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（北地範久） 中野議員。

○2番（中野友博） 御答弁いただきありがとうございます。

地域おこし協力隊という名前も、出てきてもうかなりの年数がたっているというところで、皆さんが抱かれてるイメージというのもいろいろあると思います。

私もなかなか難しいんだろうなというところで、調査・研究したことについて、最後、5回目の質問ではなく私見としてお話をさせていただいて、この一般質問を終わろうと思います。

市長の答弁にもありますとおり、人口減少問題という、日本全国どの自治体でも抱えている問題と、この空き家問題を中心に一般質問させていただきました。私、議員になって最初の一般質問から一貫しているまちづくりへの思いというのは、行政だけに頼らないチーム大竹としてのまちの姿勢ということで、毎回お話をさせていただいております。

これまでは、何か課題が起きると地域から議員へ相談が来て、議員が執行部に問い、行政の力で改善していただく、そんな時代があったかと思っています。しかし、これからは地域で解決できる課題は地域の力で解決する、行政に依存しない地域づくりが必要だと考えています。それが、行政・市民・議員でまちづくりを行う、チーム大竹の姿です。

どうしたら地域に活力が生まれるか、どうしたら地域の拠点をつくることができるのか、明るい豊かなこれからの大竹市をつくる1人の若者として、この課題に取り組んでいます。

このたびの廿日市市の地域支援員の活動を見て、これはいいなと思うことがありました。

廿日市市津田に、元地域支援員が起業したアップサイクル・コミュニティスペースのお店があります。地域支援員制度を活用し、地域の魅力を発信したり、地域活性のために当初は赴任されました。その中で、どうしてもやはり地域の方と接触する機会が多いということで、当初より、地域の課題を見つけるため、自治会や地域の集まりに参加してつながりをつくっていった結果、地域の声をよく聞くようになったということです。

その課題に対して、若い行動力と企画力で企画立案し、地域内の魅力を発信するイベントや空き家見学ツアーなどを企画しました。その活動を通じて、地域支援員の任期終了後起業し、現在の店舗を構えられたということです。

当初の目的は地域の魅力発信、地域活性でしたが、地域の人と関わることによりさまざまな課題を発見し、地域と行政をつなぐ拠点になっています。世代を超えて人が集まる拠点になったことから、重層的支援体制整備事業として、空き家バンクの問い合わせ窓口の役割も現在担われています。若い方が企画立案し、その魅力を発信することで、若い世代の移住者が増え、空き店舗を利活用し、また新たな拠点をつくる。週末には本当に多くの人でにぎわい、活気にあふれていました。

参考資料の3枚目を御覧ください。先ほどお話しした地域おこし協力隊の推移について、資料を御用意させていただいております。

地域おこし協力隊は平成21年に開始され、令和4年度の受け入れ自治体数は1,164団体、6,447名の隊員が活躍しており、グラフを見ても、右肩上がりの増加傾向にあります。そのうち約7割は、20代、30代の若い世代です。

さらに、参考資料の4枚目を御覧ください。広島県内における地域おこし協力隊の導入状況です。

令和6年4月1日時点の広島県内における地域おこし協力隊の導入状況ですが、広島市内中心部が真っ白になっていると思うんですが、そこを除き、ほかの全ての自治体で隊員が活動し、左下にある大竹市のみが今、隊員がいない状況です。

令和元年9月定例会で、当時の先輩議員が、この地域おこし協力隊の導入について一般質問をしております。当時の市長の御答弁は、一定の理解を示したうえで可能性を模索したが、年間を通じて人員を配置する規模の事案がない。職員の事務が増える。既に地域で精力的に活動されている方もいるので、取り組みをより加速させていきたい。新たな人材を望まれるのであれば、地域おこし協力隊の活用を含めた支援策を検討していく必要があると考えます、との御答弁でした。

私も、地域おこし協力隊を設置するためには、行政側としての受け入れ準備や明確な目的の設定、また、受け入れ地域や団体を探すなど、来てもらうためのお膳立てというか、かなりの準備、労力が必要だというふうに感じておりました。

しかし、和木町の地域おこし協力隊、廿日市の地域支援員数名にお話を伺ったところ、導入当初は明確な役割や仕事はなく、手探りの状態だったといいます。その中で、自身がこれまで積み上げてきたスキルを地域に役立てたい、地域の方と話をしていく中で仕事を見つけ課題を解決したいとのことで、自立した活動を行ってきたと話をされました。その中で、2代目、3代目の募集のとき、最初の支援員が見つけた課題を募集要項に載せ、役

割は明確になっていったといいます。

こうした背景を踏まえると、5年前に比べ導入自治体も増え、隊員数が増えたことでノウハウも蓄積されています。率直な感想は、こちらが考えているよりも、若い世代の方は情報収集力、企画力にたけているのだなと感じました。つまり、やってみなければ分からないのです。

また、なぜ、廿日市市、和木町を選んだのか、なぜ、地域支援員制度だったのか聞いてみると、きっかけはささいなものでした。実家が近かったから、人の役に立つ仕事をしたいから、自分のスキルを地域で生かしたいからなど、キャリア掲載の多様化、現代の若者の仕事に対する価値観について考えさせられました。この募集こそ、縁とタイミングで、こちらが思っているよりニーズがあるのだなと感じました。

若い力は、まちに活力を生み出します。これから大竹市は、小方まちづくりを中心に新たな局面に入ります。つい先日も、下瀬美術館が世界で最も美しい美術館に選出され、これからは国内外からの観光客も増えてくるでしょう。小方地区のまちづくりが進めば、さらに本市に訪れる方もいらっしゃるでしょう。そのときに小方地区だけではなく、大竹市内各所での取り組み、観光資源をつなぎ、組み合わせることで、より多くの方に選ばれるまちとなります。そのためには、若い世代の拠点づくりという種を、今からまいていかなければいけません。

明るい豊かな大竹市を形づくるため、こうした若い方に向けたメッセージを感じることができるよう取り組みを、今後さらに進めていただくことを祈念して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北地範久） この際、お諮りいたします。

一般質問の途中ですが、本日はこの程度にとどめて延会とし、6月18日の本会議に継続したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、6月18日の本会議に継続することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。

6月18日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。お含みのうえ、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて延会いたします。

( 6 . 6 . 17 )

1 6 時 0 5 分 延会

( 6 . 6 . 17 )

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年6月17日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会副議長 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 豊 川 和 也

大竹市議会議員 山 代 英 資



令和 6 年 6 月  
大竹市議会定例会（第 3 回）議事日程

令和 6 年 6 月 18 日 10 時開議

| 日 程  | 議案番号      | 件 名                                                                | 付 記          |
|------|-----------|--------------------------------------------------------------------|--------------|
| 第 1  |           | 会議録署名議員の指名                                                         |              |
| 第 2  |           | 一般質問                                                               |              |
| 第 3  | 報告第 2 号   | 継続費繰越しの報告について（一般会計）                                                | 報 告<br>（一 括） |
| 第 4  | 報告第 3 号   | 繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）                                              |              |
| 第 5  | 報告第 6 号   | 大竹市土地開発公社の経営状況について                                                 |              |
| 第 6  | 認 第 2 号   | 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第 1 号））                   | 報 告<br>即 決   |
| 第 7  | 議案第 4 3 号 | 令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 1 号）                                          | 総務文教付託       |
| 第 8  | 報告第 4 号   | 継続費繰越しの報告について（大竹市公共下水道事業会計）                                        | 報 告<br>（一 括） |
| 第 9  | 報告第 5 号   | 予算繰越しの報告について（大竹市水道事業会計予算、大竹市工業用水道事業会計予算及び大竹市公共下水道事業会計予算）           |              |
| 第 10 | 報告第 7 号   | 専決処分の報告について（工事施行協定の変更：大竹駅自由通路等の工事並びに自由通路等の整備に支障する鉄道施設の工事（市負担金額変更）） |              |
| 第 11 | 報告第 8 号   | 専決処分の報告について（工事請負契約の変更：大竹駅西口駅前広場整備工事（請負金額変更））                       | 報 告          |
| 第 12 | 報告第 9 号   | 専決処分の報告について（工事請負契約の変更：大竹駅西口駅前広場整備工事（履行期限変更））                       | 報 告<br>（一 括） |
| 第 13 | 議案第 3 7 号 | 大竹市駐車場設置及び管理条例の制定について                                              |              |
| 第 14 | 議案第 3 8 号 | 大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の一部改正について                                        |              |
| 第 15 | 議案第 3 9 号 | 財産の取得について（高規格救急自動車（車両））                                            | 総務文教付託       |
| 第 16 | 議案第 4 0 号 | 財産の取得について（高規格救急自動車（救急用資機材））                                        | 総務文教付託       |
| 第 17 | 認 第 1 号   | 専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）                    | 即 決<br>（一 括） |
| 第 18 | 議案第 4 1 号 | 大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について                                           |              |
| 第 19 | 議案第 4 2 号 | 大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の                                              | 生活環境付託       |

一部変更について

第 2 0 令和 6 年請願第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択につ  
いての請願

総務文教付託

### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第 2 号から日程第 7 議案第 4 3 号（報告・説明・表決・付託）
- 日程第 8 報告第 4 号から日程第 9 報告第 5 号（報告）
- 日程第 1 0 報告第 7 号から日程第 1 6 議案第 4 0 号（報告・説明・付託）
- 日程第 1 7 認 第 1 号から日程第 1 9 議案第 4 2 号（説明・表決・付託）
- 日程第 2 0 令和 6 年請願第 1 号（付託）

### ○出席議員（14人）

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 2 番   | 中 野 友 博 | 3 番   | 豊 川 和 也 |
| 4 番   | 山 代 英 資 | 5 番   | 岡 和 明   |
| 6 番   | 小 出 哲 義 | 7 番   | 末 広 天 佑 |
| 8 番   | 藤 川 和 弘 | 9 番   | 中 川 智 之 |
| 1 0 番 | 小田上 尚 典 | 1 1 番 | 西 村 一 啓 |
| 1 2 番 | 山 崎 年 一 | 1 3 番 | 日 城 究   |
| 1 4 番 | 細 川 雅 子 | 1 5 番 | 寺 岡 公 章 |

### ○欠席議員（1人）

1 番 北 地 範 久

### ○説明のため出席した者

|                   |         |         |
|-------------------|---------|---------|
| 市                 | 長       | 入 山 欣 郎 |
| 副 市 長             | 太 田 勲 男 |         |
| 教 育 長             | 小 西 啓 二 |         |
| 総 務 部 長           | 三 原 尚 美 |         |
| 市 民 生 活 部 長       | 佐 伯 和 規 |         |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長     | 中 村 一 誠 |         |
| 建 設 部 長           | 山 本 茂 広 |         |
| 上 下 水 道 局 長       | 古 賀 正 則 |         |
| 消 防 長 兼 予 防 課 長   | 小 田 明 博 |         |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 | 柿 本 剛   |         |
| 危 機 管 理 課 長       | 田 中 宏 幸 |         |
| 企 画 財 政 課 長       | 三 井 佳 和 |         |
| 自 治 振 興 課 長       | 岡 崎 研 二 |         |
| 参 事 兼 土 木 課 長     | 中 司 和 彦 |         |
| 都 市 計 画 課 長       | 廻 本 実   |         |
| 総 務 学 事 課 長       | 大 井 一 徳 |         |

○出席した事務局職員

|   |   |   |   |   |   |     |
|---|---|---|---|---|---|-----|
| 議 | 事 | 係 | 長 | 丸 | 小 | 真   |
| 主 | 任 | 主 | 事 | 中 | 村 | 文 香 |

10時00分 開議

○副議長（寺岡公章） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日、議長欠席のため、副議長において議事を運営いたします。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（寺岡公章） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、副議長において、5番、岡和明議員、6番、小出哲義議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○副議長（寺岡公章） 日程第2、一般質問を行います。

6月17日の一般質問を継続いたします。

6番、小出哲義議員。

〔6番 小出哲義議員 登壇〕

○6番（小出哲義） 皆さん、おはようございます。6番、創成会の小出哲義と申します。よろしくお願いいたします。

安全・安心なまちづくり推進のために、3月定例会におきましては、私は防災について質問させていただきました。このたびは、防犯について質問をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

大竹市として、これまでにさまざまな防犯対策をされてきていますが、それが現在どのような成果を上げてきているのか、具体的な事例があればお聞かせいただきたいと思います。

広島県の公式ホームページ内の地域活動支援サイトに、大竹市の防犯対策の概要が掲載されております。広島県が市町の防犯活動を3つのテーマごとにまとめたものですが、大竹市におきましては、1つ目のテーマ、意識づくりとして、教育機関や各児童・生徒、保護者への防犯・防災メール配信、事故の発生状況などを掲載した市広報紙の配布、防災無線による広報を活用して、一人一人の防犯抵抗力を育む対策が記載されております。

2つ目のテーマ、地域づくりとして、先ほどのメール配信に加えて、市内の企業や事業所、各ボランティア団体の協力による見守り活動、迷惑電話防止機能つき電話の購入補助金、青色防犯活動、大竹市防犯連合会及び大竹市暴力監視追放協議会への補助金交付など、地域ぐるみで犯罪抑止力を高める対策が記載されております。

3つ目のテーマ、環境づくりとして、防犯灯、防犯カメラの設置などにより、犯罪予防力の高い生活環境を整える対策が記載されております。市民の安全を守るため、意識づくり、地域づくり、環境づくりの3つの観点から、さまざまな対策をもって防犯に尽力されていることを、大変心強く感じます。

防犯活動にとって、まず、守るべき対象は、子供たちであると思えます。社会の中では

弱者である子供たちを、いかに犯罪から守っていくのか。防犯活動の一丁目一番地であるからこそ、各ボランティア団体は、登下校時の見守り活動を主要な活動方針にしております。

今もなお鮮明に記憶に残る出来事として、2001年6月8日の大阪教育大学附属池田小学校事件が思い返されます。出刃包丁を持った不審者が校舎に侵入し、次々と児童らを襲い、小学1、2年生の児童が8人死亡し、児童13人と教員2人が重軽傷を負うという、痛ましい事件でした。この事件をきっかけに、文部科学省の危機管理マニュアルや防犯装置設備の方針が決まり、各自治体も、防犯対策に真剣に取り組んできたことと察します。

私自身、この当時まだ小学校に通っていない子供がおりましたので、保育所、そして、小学校と成長していく過程で、頻繁に入る防犯メールや保護者による集団下校の見守り活動など、大竹市各教育機関、ボランティア組織、そして、保護者たちが一丸となって、弱者である子供たちを守ろうという強い意気込みを感じておりました。

痛ましい事件から23年のときを経て、かつては盛り上がりを見せた防犯意識も少し薄まる中、現在、依然として不安要素はたくさんあり、まだ十分に整っているとは言えない状況でありながらも、緊迫感を持った防犯対策の推進がされていないという市民の不満の声もよく耳にするとところであります。

これらのことを踏まえながら、まず、お伺いしたいのは、学校現場において、子供たちの安全を守るため、いかなる対策がされているのかお聞かせ願いたいと思います。家庭に対する指導や、不審者が登下校時に児童に接触しようとした場合、不審者が教育施設に侵入しようとした場合、侵入した不審者が凶器を持って児童に危害を加えようとした場合、危機管理マニュアルに従いながら、いつ、いかなるときも万全な体制が取れるよう、普段の打ち合わせや、防犯訓練が十分されているかをお伺いしたいと思います。

あわせて、教育施設にはどの程度防犯カメラを設置しているかについても教えていただきたいと思います。

次に、大竹市全体の防犯対策についてお伺いいたします。

さきに御紹介いたしましたように、本市では防犯対策の方針を3つにまとめていらっしゃいます。一人一人の犯罪抵抗力を育む対策、地域ぐるみで犯罪抑止力を高める対策、犯罪予防力の高い生活環境を整える対策、これら防犯対策の充足度についての御見解と今後の計画を、本市の犯罪の状況や傾向と防犯対策の効果の現状を、具体的な事例があればお聞きしたいと思います。

以上で、壇上では、大竹市の防犯対策の大枠を質問させていただきます。以降、再質問からは、具体的な対策として、主に防犯カメラ等についてのお伺いをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 防犯の監視カメラの取り組みは、プライバシーの問題が最近非常に脚光を浴び、慎重に取り組む必要があるというふうに感じております。御質問ありがとうございます。

それでは、小出議員の御質問にお答えをいたします。

1 点目の学校現場における防犯対策につきましては、後ほど教育長が答弁いたします。

2 点目の大竹市の防犯対策についてでございます。

まず、大竹市の防犯対策の充足度についての見解と今後の計画についてです。

議員御指摘のとおり、広島県ホームページの安心・安全なまちづくり、「ひろしま」地域活動支援サイトに、県が策定した「減らそう犯罪」第5期ひろしまアクション・プランの柱となる、犯罪被害を防止する3つの力として、一人一人の犯罪抵抗力を育む対策、地域ぐるみで犯罪抑止力を高める対策、犯罪予防力の高い生活環境を整える対策の区分に沿って、本市の防犯事業が掲載されています。

本市では、メールや防災無線による不審者、犯罪情報などの早期発信や注意喚起、地域見守り活動などによる子供・女性・高齢者の安全確保、大竹警察署や市防犯連合会などと連携した防犯講習、防犯灯や防犯カメラの設置による犯罪の抑止及び早期解決など、多くの課が関係機関や市民の皆様と連携し、さまざまな防犯事業を実施しており、本市の治安に対する市民の期待に応えることができているものと考えています。

今後の具体的な計画につきましては、第2期大竹市まちづくり基本計画を策定する中で検討していくことになると考えています。

次に、本市の犯罪状況や傾向、防犯対策の現状などについてでございます。

広島県警が公表している犯罪統計書によると、本市の令和5年の刑法犯認知件数は101件となっており、内訳としては、万引きや自転車盗などの窃盗犯罪が56件と半数以上を占め、続いて、器物損壊などが17件、暴行・傷害などの粗暴犯が10件となっており、殺人や強盗などの凶悪犯罪は発生していません。

本市における犯罪の傾向としては、ここ数年、大きな変化はありません。なお、刑法犯認知件数の推移については、コロナ禍による人流抑制の影響で、令和2年以降減少傾向となっています。

具体的には、コロナ禍前の令和元年は147件でしたが、令和2年は90件、令和3年は87件、令和4年は77件と、3年連続で100件を下回りました。新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類に移行した後は、人の流れが活発化したこともあり増加に転じましたが、コロナ禍前の水準を下回っています。

防犯対策の効果についてですが、本市の令和5年の人口1,000人当たりの犯罪件数は、4.0パーミルとなっています。これは県平均の5.2パーミルを下回り、また、第1期大竹市まちづくり基本計画の令和5年度の目標値もクリアするもので、一定の成果が出ていると考えています。

防犯対策それぞれの取り組みがどのような成果につながるか、明確な根拠をもって示すことは難しいのですが、大竹警察署からは、防犯カメラの映像が検挙につながっている事例はあると聞いています。

今後も、市民の皆様に安全・安心なまちを実感していただけますよう、関係団体と連携を図りながら、防犯事業の推進に努めていきたいと考えています。

以上で、小出議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、小出議員の学校現場における防犯対策に関する御質問にお答えをいたします。

まず、家庭との連携についてです。

学校に不審者などの情報が届いた場合、必要に応じてメールや文書で、事実に基づいて、どのような危険が想定されるか、できるだけ複数で登下校することなどの留意点などを、速やかに保護者に知らせるようにしております。また、日頃より登下校時の子供たちの安全を守るために、地域のボランティアの方々に見守りをお願いをしております。

そして、子供たちに対しては、「いかのおすし」知らない人にはついて「いか」ない、他人の車には「の」らない、「お」おごえを出す、「す」ぐににげる、何かあったらすぐに「し」らせる、を犯罪被害に遭いそうになったときの対処方法として、継続的に指導をしております。

各校の危機管理マニュアルには、初めの対応、緊急事態発生時の対応、事後の対応等の流れが一見して分かるように、フローチャートで整理するなどの工夫を行っております。この危機管理マニュアルは、定期的に教職員間の打ち合わせで内容を確認したり、修正をしたりしています。

また、不審者が侵入した場合を想定し、教職員が具体的な行動を実際に行い、子供たちを安全に避難させる訓練を行っている学校もございます。具体的な訓練の行動例として、不審者かどうかを見分けるために、受付を通っているか、名札をつけているか、声をかけて用件を尋ねるなどのポイントを確認したり、誰が、どの位置にいる教職員が、どんな役割をしていくかなど、役割分担に従って、ほかの教職員と連絡、協力したりしています。退去を求めるために、言葉遣いや相手の態度に注意しながら丁寧に説得することも、あわせて行っております。さらに警察と連携し、アドバイスや指導を受けることもあります。

最後に、学校施設の防犯カメラの設置状況につきましては、各学校の出入口や、建物の死角になる場所などを撮影できるように、現在、大竹小学校と大竹中学校にはそれぞれ4台、小方学園と玖波小学校にはそれぞれ7台、玖波中学校には2台設置をしております。

これからも学校現場における防犯対策を継続し、子供たちの安全を守ってまいりたいと考えております。

以上で、小出議員の御質問への答弁を終わります。

○副議長（寺岡公章） 小出議員。

○6番（小出哲義） 御答弁ありがとうございました。市長、教育長の防犯対策への関心の深さ、そして、さらなる施策の意気込みをお聞きし、大変心強く感じました。

教育長におかれましては、学校現場の防犯対策を具体的にお示しいただきまして、ありがとうございます。また、入山市長におかれましては、防犯連合会の会長でもいらっしゃいます。防犯活動の最先端に立っていらっしゃいまして、市民の安全・安心については人一倍の関心をお持ちのことと思います。感謝申し上げます。

ここでの再質問は、的確に具体的に回答を示していただきましたので、ないものとしま

して、次の、個別の防犯対策活動についての質問に入っていきたいと思います。

さまざまな防犯活動がある中で、私がここで特にピックアップしたいものは、防犯カメラの増設です。といいますのも、本市がこれまでにやってきた防犯対策の1つに、地域の見守り活動があります。これには、企業や事業者に加えてボランティア団体の活躍が、多く寄与されています。私もそういったボランティア団体の幾つかに所属しておりますが、現在どの団体も、メンバーの高齢化と若い世代の加入の激減によって、今後の活動の継続が危ぶまれております。

朝のボランティア団体においては、朝の登校時の見守りは、これは継続して今も姿をよく見かけるんですが、下校時を見守る方々の姿がだんだん減少してきているなというふうな印象は受けます。

一方、この空き家は増加傾向でありまして、防犯上の死角となつて、空き家は増える一方であります。マンパワーに陰りが見えてきた状況下で、先ほどの3つのテーマである犯罪に対する強い抵抗力と、抑止力を維持した環境を整備するための事業として、本市においては、防犯街灯と防犯カメラ設置を挙げられていると思います。

この中で防犯街灯につきましては、自治会等で設置する際に、工事費用の2分の1以内を補助する制度もあり、また、本年度、来年度においては、市営街灯のLED化によって街が明るくなると思います。一方、防犯カメラにつきましては、その設置台数や運用計画に、検討すべき余地があるのではないかと考えます。

そこで、現在、市内に設置されておる防犯カメラの台数と今後の増設計画、この辺を教えてくださいたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 自治振興課長。

○自治振興課長（岡崎研二） 現在、市内に設置されている防犯カメラなんですけれども、31カ所に34台を設置しております。また、今年度の新規設置予定の防犯カメラですけれども、1台で、設置場所は大竹駅東口のロータリーを予定しております。

なお、広島県の管理地でありました晴海港湾緑地なんですけれども、ここはもともと防犯カメラが1台設置されております。供用開始に伴いまして、市が県から管理委託を受ける関係で、今年度は実質2台増えるということになります。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 小出議員。

○6番（小出哲義） 現在、31カ所に34台という防犯カメラが設置されているということですが、この防犯カメラの設置について、ここで4点ほど提案と質問をさせていただければと思います。

まず、1つ目としまして、設置場所について、先ほど34台の設置があるというふうにお聞きしましたが、よくそのリストを見ましたら、約半数は大竹駅構内やその周辺、そして、晴海臨海公園に集中しているのが分かります。

先ほど申し上げましたように、ボランティア団体の会員数減少によって、児童の登下校の見守りの現状維持が今後難しくなると予想されますことから、通学路の要所にカメラの設置をお願いしたいと思います。これが1点目です。



次に、2点目としまして、防犯カメラの存在は、現在の設置場所において、もっとよく見える位置に、目立つ柄と色で、防犯カメラ作動中の看板を取りつけてアピールするほうがよいのではないかと思います。

これは、昨年の決算特別委員会のときにも同じような質問をさせていただいたことがあるんですが、市内の防犯カメラの該当箇所に立ったときに、なかなか探しても防犯カメラが探せない、見つからない状況でありますし、その防犯カメラ設置中という標識が、白黒で非常に見えにくいということを、さきの決算特別委員会のときにもお話しさせていただきましたが、防犯カメラは、この抑止力を高めるということも目的でございますので、もっと見やすい、目立つ柄でアピールしてはどうかというふうに思います。

ドライブレコーダーを取り付けている車が増えましたけれども、事故のときに有用であることはもちろんですが、車の外側のよく見える箇所にドライブレコーダー作動中のステッカーを貼ることで、後続の車に安全運転を促す効果があるといえます。同様に、防犯カメラのアピールは、犯罪の事故を未然に防ぐ働きをしてくれるものと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、3番目としまして、個人住宅や自治会などが設置する防犯カメラの補助金です。近隣では、和木町と廿日市市にこの制度があると思います。

各住宅に設置する防犯カメラの目的は、敷地内への不法侵入や盗難を防ぐことですが、犯罪や事故が発生した場合、記録映像が重要な証拠となり、警察の捜査や裁判での立証に役立ちます。また、社会的な効果として、防犯カメラの設置により、地域全体の防犯意識や連帯感の高まりが期待できると言われております。

確かに、最近量販店では、防犯カメラも随分と安い価格で購入できます。けれど、補助金制度の創設によって一層普及が見込めるものと思いますが、いかがでしょうか。

そして、最後4番目としまして提案したいのは、防犯カメラつき自動販売機の導入であります。

こちらは各飲料メーカーが競って製造しているものであり、人が集まる公園や商店街、公共施設などに設置され、自動販売機の商品ディスプレイの中央にカメラが設置されています。通常、防犯カメラは高い位置から撮影するため、帽子などをかぶっていると顔が認識し難いという欠点があります。こちらの防犯カメラつき自動販売機は、人の目線で映像が取得できるという特徴があり、犯人検挙の実績も全国で報告されています。

先進的に、埼玉県日高市、東京都世田谷区、長崎県、神奈川県横須賀市、宮崎県など、多くの自治体が飲料メーカー、警察と自治会を含めた四者協定を結び、運用しています。当然、プライバシー保護の観点からもしっかりとした運用基準が決められていますが、一定程度の売上げが見込める場所では、飲料メーカーがカメラの設置費用を負担するなどの社会貢献を図っているようです。

以上、4つの提案ですね。通学路の要所を押さえた防犯カメラの設置、抑止力を高めるため、防犯カメラ作動中の看板の設置へのアピール、各住宅や自治体が設置する防犯カメラへのサポート、防犯カメラ搭載型の自動販売機の設置、以上4点について、前向きな御検討をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 検討のお願いですが、御答弁はありますか。

総務学事課長。

○総務学事課長（大井一徳） それでは、1つ目の通学路の要所を押さえた防犯カメラ設置場所の選定についてです。

通学路の危険箇所等の安全確認は、国道事務所、県、市、学校、PTA、大竹警察署が連携して、大竹市通学路安全推進会議を設置しており、毎年合同点検を実施し、通学路の安全対策を行っているところです。

安全面について改善が必要となれば、防犯カメラの設置を含めて推進会議で検討して、犯罪の防止や抑止の観点から取り組んでいく必要があるかと思えます。

子供の安全・安心を守ることは、私ども大人の責任と考えております。関係機関と連携・協議しながら、通学路の安全確保と安全対策を実施してまいります。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 自治振興課長。

○自治振興課長（岡崎研二） まず、大竹市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱では、不特定多数の人が利用する公共空間における市民の安全を確保するとともに、地域防犯力の強化を図ることを目的として、防犯カメラの設置を行うということとされております。

現在、防犯カメラは市内31カ所に34台を設置しておりますけれども、教育委員会に確認を取ったところ、このうち18カ所の21台が通学路上に設置されておりました。防犯カメラの設置場所につきましては、大竹警察署の過去数年の犯罪発生状況の分析に基づいて、大竹警察署と市が協議をして、設置場所の選定を行っております。

そうしたことから、必ずしも通学路上になるとはちょっと限らないんですけれども、今後とも大竹警察署と連携を取りながら、防犯カメラの設置に努めてまいりたいと考えております。

次に、防犯カメラ作動中の表示札についてです。

議員御指摘のとおり、防犯カメラ作動中の表示札に関する色については、広島県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン及び大竹市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱では、色を指定した規定はありません。そのため、新規に設置する表示札から、目立つ色にできないか検討したいと考えております。

次に、個人住宅や自治会などが設置する防犯カメラに対する補助金についてです。

まず、個人住宅に設置する防犯カメラに対する補助金の交付についてですが、家庭用の防犯カメラは金額があまり高くないこと、また、設置目的が地域の防犯対策のためなのか、個人の身の保全や財産を守るためなのか、そうした判断がちょっと難しいため、個人住宅に設置する防犯カメラに対する補助金については、現時点では考えておりません。

次に、自治会などが設置する防犯カメラに対する補助金の交付についてです。

県内自治体において、補助金制度を設けている市があるのは存じております。公共空間に向けて設置する防犯カメラの設置につきましては、個人のプライバシーを不当に侵害しないよう配慮する必要があるため、広島県では、防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを策定しており、自治会などが公共空間に防犯カメラを設置する場合も、このガ

イドラインに沿った運用を行う必要があります。

本市では、自治会などから防犯カメラ設置に対する補助金の御要望についてのお声は、これまでお聞きしたことはありませんが、大竹市自治会連合会との会議などで、自治会のニーズについてお聞きしてみたいと思います。

次に、防犯カメラつき自動販売機の導入についてです。

議員のおっしゃるとおり、一部の飲料メーカーが防犯カメラつき自動販売機を開発して、自動販売機設置費や防犯カメラの維持管理、映像の管理、警察への提供などについて、飲料メーカーの負担で行っているところもあります。

設置のパターンとしては、自治体が敷地を提供するものは市、警察署、飲料メーカーなどで協定を締結しているもの。また、自治会が敷地を提供するものは、自治会などが加わった協定を締結しているもの。それに、自治体が情報提供や手続の支援等を行っているところもあります。また、店舗や商店街などが敷地を提供するものは、店舗等と飲料メーカーの二者で協定を行って、自治体は関与していないものなどがあります。

飲料メーカーが全ての費用を負担するとしたら、防犯カメラの設置、維持管理及び画像の管理には、かなりの費用が発生すると思われます。そのため、各社とも月に数百本以上の一定の売上げが継続して見込める場所を設置の条件としていることが見受けられます。そのため、首都圏など人口の多い地域から設置されていることや、全国的に事例も少なく、また、県内自治体の導入事例も見当たりませんので、ちょっと情報が少ない状況です。

そうしたことから、防犯カメラつき自動販売機に関しては、今後、各飲料メーカーに設置条件などをお聞きするとともに、大竹警察署と連携して情報収集を行うなど、調査・研究をしていきたいというふうに思います。

以上となります。

○副議長（寺岡公章） 小出議員。

○6番（小出哲義） 前向きな御答弁、大変ありがとうございました。

最後の質問になると思いますが、防犯カメラについて、今後の計画、あるいは本年度の増設台数が1台であるということ。防犯カメラを調べておりましたら、本市の課題が幾つか見えてきたようには思います。

現在、この大竹市の防犯カメラは、3つの部署が管理しているものと思います。自治振興課、土木課、都市計画課です。大竹市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱を拝見すると、防犯カメラの運用責任者がカメラの維持管理を行い、記録したデータの管理を行い、データの利用制限から、はたまた市民から寄せられる苦情処理まで、その運用責任者が行うこととなっていますが、その運用責任者は、その3つの部署の長というふうに決められております。

ですから、防犯カメラが設置されていて、市民がそれについての問い合わせをしようとしたときに、一体その3つの中のどこに問い合わせをすればいいのか。あるいは、3つの部署が何か、この防犯カメラについての今後の計画であるとかということを立てようとしたときに、その足並みがそろえるのかどうなのか。この辺が非常に、この本市においての課

題ではないのかなというふうに思ったりしております。

先ほど、通学路における防犯カメラの設置をという質問に対しても、いま一つ歯切れが悪かったように思うんですが、この辺も影響しているのではないかというふうに思います。

また、情報提供という観点からは、防犯カメラのデータの提供先というのは主に警察署の場合が多いと思いますが、この3つの運用責任者が情報提供を行うということになっておりますが、これは窓口を絞って警察署の運用協定を締結したほうがよいと思われますが、いかがでしょうか。

そして、防犯カメラ設置につきましては、お隣の山口県において最も設置台数が多いのが、お隣の岩国市になっております。令和6年6月時点で177台を設置しております。177台が多いか少ないかということになりますが、その防犯カメラの設置が具体的に始まったのが令和2年ということですから、この4年間の実績になっております。

気になる財源というところですが、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てていらっしゃいます。その交付金の項目の中に、住民の生活と安全に関する防犯パトロール事業として充当されていることになっております。このことを踏まえて、ぜひ、本市においても防犯カメラの増設、確かにプライバシーとの関係もありますが、その辺は厳しい運用基準を設定したうえで、防犯カメラの増設についても御検討いただきたいと思います。

質問です。よろしくお願いします。

○副議長（寺岡公章） いかがですか。

副市長。

○副市長（太田勲男） まず、警察署等の運用協定で、市での防犯カメラの一括管理。これについては検討していきたい、いろいろ考えていく、課題の面だと思っておりますので、共通認識でございます。この辺については、これから先も考えていきたいと思います。

それと1つは、防衛省の民生安定で防犯カメラの設置につきましては、まだこれは防衛省と、今のところ全然、今は救急、消防、その辺りのほうに力を注いでおりますので、この防犯の面についての、民生安定の利用、財源にするという調整ができておりません。

これについても、岩国市がそれだけ民生安定、多分、防衛省の所在地交付金の一部ですね、それやったら、基地交付金の一部ですね。所在地基地交付金で、民生安定、大竹市がもらえない交付金のようにも感じておりますので、その辺についてはいろいろ検討してまいりたいと思います。

多分、大竹市が現在、基地所在地交付金の一部の市町からもらえない補助金として、今お聞きしました。間違いがあれば、また改めてお話しさせていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 小出議員。最後です。

○6番（小出哲義） 防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金となっております。確認いただければと思います。

以上、提案事項について前向きに検討、調査していただけるという回答でした。大変ありがとうございます。今後の計画、経緯とも楽しみにしておりますので、今後ともよろしく

お願いしたいと思います。

以上で終わります。

○副議長（寺岡公章） 続いて、3番、豊川和也議員。

〔3番 豊川和也議員 登壇〕

○3番（豊川和也） 市民の味方の豊川和也でございます。よろしくお願いいたします。私、ちょっとトリを務めさせていただくということでございまして、ありがとうございます。

今日は、ちょっとおがたピアのほうで、何か私の知り合いが中継を見ておるということで、若干緊張気味でございますけれども、よろしくお願いいたします。

今回ほかの議員の一般質問を見ておって、執行部の方の答弁なんですけれども、調査・研究して検討する、検討するということばかりなんですけれども、我々議会の議員は、検討するのなら、もう何カ月も、あの検討はどうなったんだよとしつこく追っていくのが議員の役目ではないかなと思いますので、その辺、我々議会がしっかりとやりたいなと、そう思っております。

では、一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1つ目、大竹市議会の現職議員の選挙時における事前運動の疑いについてでございます。

あっと驚きました。昨年行われた大竹市議会議員一般選挙のとある候補者で、現在も現職議員のうわさを、私は聞きまして、その事実を確かめたくて、その候補者の収支報告書を、選挙管理委員会に開示請求したわけです。私がそこで見たものは、立候補準備で、何と出発式600枚のはがき購入という記載がございました。おや、と思いました。出発式というのは、通常ですと告示後に行われるものです。その案内はがきの内容も、投函したのかも不明なわけでございますよ。

出発式、出陣式の案内状というのは、選挙運動に関する文書図画と考えられ、事前運動の禁止規定に抵触しないでしょうか。立候補を予定している者が、選挙を見越して、各種挨拶状の送付や新聞広告を出す行為に該当しませんでしょうか。

今後の大竹市における選挙において、こんなフライング的な、むちゃくちゃなことがあってはいけないと思います。議員の皆さんが人間関係を壊したくない、反撃が怖いということで問題提起しないなら、私がきちんと、この議員を徹底的に取り上げていこうと思います。選挙管理委員会の見解をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

2番目でございます。防災キャンプを推進しますということでございます。

南海トラフ巨大地震は、今後30年以内の発生確率が70%から80%であり、高いと言われております。お気づきでしょうか。大震災でもなく、巨大地震と言われ、いつ起こるか予測ができませんが、必ず起こるのです。

昨今、報道でもございますが、日本では大規模災害が起きますと、公民館や学校の体育館が避難所に転用されるケースが多いです。こういった避難所は、先進国では日本ぐらいのものなのです。学校や公民館などが避難所になれば、そもそも宿泊施設ではないので、雑魚寝になってしまいます。大規模災害の場合、数カ月にも及びます。慣れない共同生活になります。

こうした生活がストレスになってしまい、避難所で起きてしまう災害関連死と言われるものがあります。災害関連死とは、災害による直接的な死ではなく、災害発生による精神的なショックや厳しい避難生活など、災害による間接的な要因によりお亡くなりになることです。

そこで、災害関連死をゼロにするため、本市でも防災キャンプを取り入れていただきたいと考えております。災害時に避難場所として、広場などでテントが張れ、生活できるよう、テント、寝袋、キャンプ用品を各地域の施設などに備蓄していただき、平常時に本市が行う自主防災組織の訓練や講習において、楽しみながら防災キャンプ訓練を取り入れていただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。

なお、私は3つ質問させていただこうと思っておったんですが、次の大竹市議会議員一般選挙と、次に行われる大竹市長選挙をダブルでやれば、どれぐらい予算削減できるかということについてですが、こちらは議会のあり方調査研究特別委員会のほうで行っていることなので、取り下げました。

壇上での質問は以上になります。よろしくお願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 万が一がないことが望ましいことですが、万が一いろんな災害が起こったときに、大竹市の場合、避難所、避難場所をどういうふうにしていくか、あらかじめいろんな検討を細かくしていく必要があろうかと思えます。御質問ありがとうございます。

それでは、豊川議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の選挙時における事前運動の疑いについては、後ほど選挙管理委員会事務局長が答弁いたします。

2点目の防災キャンプの推進についてでございます。

初めに、キャンプ用品の備蓄についてですが、現在、本市で開設する緊急指定避難場所や、避難生活が長期化した際の指定避難所となっている公共施設には、感染症対策として、ダンボールパーティションや簡易テントなど、避難者のプライバシー確保に使用できる物品も、ある程度は備えています。寝袋については備蓄しているものではありませんが、毛布や防寒シートの備蓄を進めているほか、公共施設に備えているウレタン製のマットを活用することを想定しています。

市では、災害用の物品を常時備蓄しておくには、保管場所の制限もあり、災害規模によっては市の備蓄品が不足することも想定されますので、必要な物品を円滑に調達できますよう、災害時応援協定を複数の事業者と締結することにより、方策を強化したいと考えています。

次に、防災キャンプについてですが、現在のところ市で防災キャンプを主催する予定はありません。まずは、他自治体の事例を研究してみたいと思います。

防災・減災、そして、災害関連死を防ぐためには、自助・共助・公助のそれぞれが機能することが必要不可欠です。自助・共助の観点から、災害時にも流用できるキャンプ用品に限らず、市民の皆様が平時から備えておくことは大変重要です。必要に応じて活用でき

る簡易トイレや食料などのほか、個々の状況に応じた備蓄の必要性についても、さまざまな機会を捉えて、市民の皆様に紹介してまいります。

防災対策に限りはありませんが、今できることは何か、将来に向けて備えることは何か、そのためには今何をすべきかを見極めながら、市民の皆さんとともに考え、適切な行動ができますよう努めてまいりたいと考えています。

以上で、豊川議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 選挙管理委員会事務局長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） それでは、豊川議員の1点目の選挙に関する御質問にお答えをいたします。

選挙運動や、その選挙運動の期間外に行う準備行為についてですが、公職選挙法第129条では、選挙運動の期間について、候補者の届出後から投票日の前日までと規定をしており、その期間外に選挙運動を行うことは、いわゆる事前運動として禁じられております。一方で、何も準備をせずに立候補して、すぐに選挙運動を行うということも困難です。そこで、立候補の届出前にその準備をする行為というものが存在することになります。

選挙のための準備行為には、立候補を行うための準備行為として、立候補手続の書類作成など、あるいは選挙運動の準備行為として、選挙事務所や備品の借り入れの事前交渉のほか、選挙運動用のポスターや看板の制作などがございます。

特定の候補者の行為が選挙の事前運動に当たるかどうかについて、選挙管理委員会の見解を求めるといふ御質問をいただいたところです。選挙管理委員会は、公職選挙法に規定する選挙の管理規定を執行することがその職務権限とされており、個々の選挙違反の疑義に関する具体的事案について、当該行為が違法であるか否かの審理や判断を行うべき権限はなく、さらに、違反行為を取り締まるべき立場でもございません。

また、公職選挙法に違反する行為かどうかの判断は、その事実を認定し調査する権限を有する警察などの取り締まり当局によって行われるものであり、基本的には当該行為のなされた時期、場所、方法、対象などについて総合的に実態を把握し、個別具体的に即して判断されることになると考えております。

以上で、豊川議員への答弁を終わります。

○副議長（寺岡公章） 豊川議員。

○3番（豊川和也） 御答弁ありがとうございました。

まず、1点目の選挙の事前運動に当たるのではないかということは、選挙管理委員会のおっしゃるとおりだと思います。取り締まりを行うのは司法であって警察であるわけですから、選挙管理委員会の方に見解をお伺いするというのもちょっと違うのかなと、私も当初、思っていました。この令和5年の、私がちょっと耳にして、収支報告書を取り寄せて、その当時の選挙管理委員会の方にお聞きした際にも、ほぼ同じ答えでした。

ということで、この候補者の方の収支報告書を、遡って取り寄せてみました。平成15年から立候補されておるといふことで、私がおや、と思ったのは、平成27年には、この現職議員の方、出陣式の案内状ということで、立候補準備で1万7,820円と書かれておりますね。こちらが、ある印刷会社で、チラシ、出発式の御案内ということで2,000枚というこ

とでございます。

先ほど、選挙管理委員会の方も総合的に判断されるのではないかなということでございますけれども、これが仮に30枚、40枚ぐらい印刷して、自分の後援会、私には後援会はないですけど、後援会の役員の方に事務連絡として配られたのであれば、違法性は低いのかなと思いますけど、これは2,000枚ですよ。2,000枚、役員がおられるんですか、と私は思いますよ。

この当時、チラシ2,000枚と書いてますけど、たしか現在の市議会議員の選挙だと、選挙期間中に証票をチラシに貼れば演説中に配れたり、新聞折り込みに入れられたりするんですけど、この当時というのは、その証票制度自体もなかったということなんですね。では、何でこのチラシを配ってるのかということですよ、この候補者、この現職議員の方は。

ちょっとむちゃくちゃではないかなと私は思いますけれども、この証票自体がいつできたのかというのが、平成31年3月1日以後の選挙期日を告示される市議会議員選挙からということなので、平成27年にはないということですね。

それで、この平成27年の大竹市議会議員選挙というのが、私も遠くで、報道等で見ておりましたけれども、最下位で当選された方と次点の方が際どい争いで、たしか覆ったり、覆らなかったりとかいうことがあったと思うんですよ。そんな中で、このようなチラシを2,000枚とか配るということ自体がちょっとおかしいなと、私は個人的に感じます。

これを、その当時最下位で御当選された議員が今ちょっと御存命だったら、どう思われるかな、どう言われるかなと、私はそう思いますよ。なので、ちょっとこういうこと自体が、福岡県のとある市では刑事告訴されてたりとかするので、これ以上選挙管理委員会の方に再質問もございませんし、もうそれは司法の判断だと思うので。

あと一個、ちょっとすみません、言い忘れてたんですけど、令和元年ですね。今は平成27年、令和5年のことを言いましたが、令和元年は、こちらが立候補準備で出発式の郵送料1,341通、これ、切手10枚というふうにあります。こちらも異常ですよ、これ。1,341枚って。選挙後のことですかね。

ということで、こちらのほうは、もうこれ以上は本当に再質問はございません。ちょっと弁護士を通じて、私のほうが刑事告訴するかどうかもちょうと検討して、対処したいなと思います。

すみません、2番目の質問に行きます。

○副議長（寺岡公章） 豊川議員、今のは質問ではなく御意見ということでよろしいですか。

○3番（豊川和也） 意見です。

○副議長（寺岡公章） 分かりました。

○3番（豊川和也） 以上で、1つ目の質問を終わります。

2番目の質問に参ります。防災キャンプについてでございます。

こちらは、なぜ、私が防災キャンプを大竹市のほうに推進するかといいますと、3月に、私が茨城県常総市のほうに、1人でちょっと視察にお伺いさせていただきました。その視察先が、タレントである清水国明さんという方、73歳でございます、その清水国明さん



をちょっと御紹介させていただきますと、あのねのねでおなじみのタレントでございます。NPO法人を立ち上げられたり、お隣の山口県周防大島町に、ありが島という島を所有しておられます。こちらの周防大島町においても、地域貢献をされております。今回、東京都知事選挙に出馬表明もされておるといことです。

こちらの清水国明さんは、東日本大震災や熊本地震にボランティアで駆けつけられたり、今回の1月1日に起きてしまった能登半島地震にも、あの当時、現場への道路が寸断とかかれて、もう行くな、行くなとインターネットで言われていたときに、周囲からの非難も受けながら、トイレトレーラーを乗りつけて、支援もされております。

そんな清水国明さんなんですけれども、茨城県常総市に、くにあきの森というキャンプ場をつくられております。こちらは、100回の防災訓練よりも1回のキャンプと言われており、当時その茨城県常総市の荒れ果てた山林を、清水国明さんとそのお手伝い数名の方が、手作りでつくられたということです。テントを、自分たちでその中で楽しみながら組み立てる訓練をされたり、チェーンソーを使った訓練やクレーンの使い方の訓練、重機を使った訓練、皆さんで持ち寄った食材で工夫しながら、おいしく楽しく食べながら、自分の市町の危険箇所を語り合ったりするということでございます。

私も視察にお伺いさせていただいたときは、チェーンソーを使った訓練とかクレーンを使った訓練とか、重機を使った訓練もさせていただきました。こちらは、テントなんかは使ってみないと分からないんですよ、本当に。今、ワンタッチとか、もう、すぐぱっと開けるテントとかもあるんですけれども、それ自体もテントに触れ合ってみないと分からないんですよ。

テントって結構あれなんです、私もキャンプするんですけど、結構難しいんですよ。私の個人的な意見ですけど、組み立てがね。なので、こちらもやってみないと分からないということで、いざという時のためにも、平常時に楽しくやるということでございます。

そこで、清水国明さんが言われていたことは、備えをしっかりと。清水国明さんがこれまで培ってきた知識を、経験を世に、もう出したいと言われております。清水国明さんも、いつも言われております。もう自分は73歳で、あと僅か100年ぐらしか生きられないだろうと言われていて、もう自分も、これまでの経験を世に出したいと言われておりました。

南海トラフ巨大地震というのは、先ほど壇上でも言いましたけれども、いつ来るというのが分からないんですけど、必ず来るので、その辺の備えをしっかりとということです。今、来るかもしれないと。家具など、備蓄食料なども、備えもしっかりするということでございます。

防災用品というのは、キャンプ用品、レジャー用品と呼びながら、キャンプをしながら集めていって、楽しく道具をそろえられたらいいのではないかなというのも、おっしゃっておりました。

あと、地域居住などで災害時の避難場所をつくるということですね。例えば、清水国明さんで言えば、東京都に生まれていて、茨城県常総市にもああやってキャンプ場で、いざというとき東京が大震災で清水国明さんの家が住めなくなっても、茨城県で取りあえず生

活ができるということで、地域居住などでそういう自分の避難場所をつくっておくというのも大事だよと言われておりました。

地震の際なんですけれども、脱出、救助、延命というのがあるというふうにもおっしゃっていました。

まず、脱出なんですけど、これはとにかく判断を早くするということです。例えば、私もそうですけど、友達に、行く、行かないと誘われたら、もう、すぐに行きますというふうには、行けないならちょっと行けないと言ったり、とにかくもう1秒で決める癖をつけるということです。大震災が起こって、家の中で、お金はどうだったんだろう、あれはどうだったんだろうと言っているけど、もう家が潰れてしまったりしたら自分の命が守れなくなってしまうので、本当にもう逃げるときはすつと逃げるということで、とにかく脱出するというのでございます。

あと、清水国明さんが言われてたのは、率先避難者になるということでございます。最初に逃げるというのは、恥ずかしいことではありません。とにかくもう自分の命を守って、とにかく逃げるということでございます。

あと、救助でございます。自分の命を最優先に守った後は、家族、近所がどうなっているか、助けは必要なのか。危険ではないのか。仲間がいれば、なるべく仲間を連れて救助に当たると。こちらはくにあきの森で訓練もさせていただきました。チェーンソーとか、クレーンや重機などが役に立つのではないかなと思います。そのあたりの訓練を、楽しみながらやらせていただきました。

あと、延命ですね。自分の命を保つ備蓄食料など、例えば、大竹市内のとあるショッピングセンターにも売られておりましたけれども、カップラーメンというのはお水で食べられるんですよ。お水を入れて、40分、50分ぐらいたって蓋を開けてみたら、普通に冷たいカップラーメンなんですよ。なので、市民の皆さんもぜひやってみてください。夏なんか、結構おいしいです。冬はちょっと冷たいなと思いましたけれども。

これ、壇上でも言いましたけど、災害関連死ですね。これはゼロにしないといけないと思います。こちらは大竹市にも強く言いたいんですけども、こちらはもう行政の力で救える命なので、よろしくお願いします。

災害関連死者数でいいますと、今回の令和6年能登半島地震では、死者・行方不明者の数が245人で、災害関連死者数が少なくとも100人ということでございます。熊本地震がありましたよね。熊本地震の死者・行方不明者数が50人に対して、災害関連死者数が223人になっております。

災害関連死ですね。避難所などが長期生活になってしまうと、プライバシーが守られなかったりとか、体育館で雑魚寝をされたりとか、ストレスがたまりまして、お亡くなりになる方がいらっしゃるの、そのあたりも行政に TENT を備蓄していただいて、いざというときに災害時避難所などで体育館で TENT を組み立てられたり、広場などで TENT を組み立てられたら、災害関連死も防げるのではないかなと思います。

これらを踏まえて、行政のこれからの取り組みなどをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（寺岡公章） テントの備蓄のこれからの取り組みというところが中心ですね。  
危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 備蓄に関するお問い合わせにお答えいたします。

備蓄品につきましては、広島県が定める災害応急救助物資の備蓄・調達方針というものに基づいて備蓄計画を立てております。現在、県方針の見直しに係る協議が行われているところです。

これに沿って、今後も計画的にやっていこうとは思っておりますが、先ほど市長答弁にもありましたように、テント類、ある程度はございますが、あくまでも感染症対策として用意したものでございます。あまり人数が入れるものではございません。

議員から提案のあったような避難所内でのテントというのは、ある程度大きなものだと思いますが、こういったものは備蓄はございません。今後、実際に大規模災害が起きた、そして、避難所生活が長期化したといったときには、ない物資に関しましては、答弁の中にもありましたように、応援協定を締結している複数の事業者から、大型のテント、あるいは組み立て式パーティション、こういったものを追加で調達しまして、対応していくような格好になるのではないかと想定しております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。応援協定でテントなどの対応をされると言われておりましたが、課長、テントというのは本当に、組み立てるのがすごく難しいんですよ。今、ちょっと説明があれなんですけど、ワンタッチもありますけれども、なので、日頃からそういう防災キャンプの訓練を、もう楽しく市民の皆さんに触れ合っていただけないかなと思っております。今後、ぜひ、検討をしていってほしいなと思います。

すみません、ちょっと災害関連死の部分で言い忘れたんですが、主な原因なんですけれども、避難所とか避難生活でのストレス、避難生活による御病気ですね。あと、持病の悪化やエコノミークラス症候群ということになっております。

あと、清水国明さんが言われてたのが、自分の命は自分で守るというのが、本当に基本だと思うんですよ。それは決して間違っていないと思うんですけども、それを行政が前面に、責任転嫁するみたいに出すなよと。自分の命は自分で守ってくださいというのは基本なんですけれども、行政としては、しっかりとこういうふうな対策をやります、災害のときはしっかりとやりますというのを、日頃から前面に出しておかないといけないというふうには言われておりました。

3月にそれを清水国明さんと一晩中ちょっと話し合っただ後に、この広報おたけ5月号に、災害時の避難場所、避難所の一覧を配布しますということで、まず、自分の命は自分で守るが基本というふうに書かれていたんですけども、市民の皆さん、広報紙の5月号を御覧ください。基本なんですけど、やっぱり行政としてできることというのは、前面にやっぱり打ち出していきたいなと思います。

あと、すみません、大竹市のこの緊急避難場所、指定避難所一覧でございますけれども、こちら、私は市民の皆さんに、日頃から所持していただきたいんですよ。冷蔵庫とかに

も貼っていただきたいので、ぜひ、これは私からの要望なんですけれども、こちら一年中貼っていただけるように、例えば、1月、2月、3月、4月と区切って、この紙に、例えば、1月だったら大竹市内の飲食店に御協力していただいて、割引券などを貼っていったら、冷蔵庫に貼って、市民の皆さんも切り取って使えるようにすれば年中貼っていただけるのではないかなと、そう思います。

あと、すみません、防災士の補助なんですけれども、今、防災士の補助は大竹市にはないので、ぜひ、そちらのほうもよろしく願いいたします。

何かあれば御答弁よろしく願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 今の御発言にはちょっと質問が見当たらないので、御意見の御紹介として扱わせていただこうと思います。

コメントはありますか。

危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 緊急避難場所として、避難所一覧ですね、毎月5月号と一緒に配布しております。御指摘のように、これで確認したいなと思ったときにいつでも確認できるような工夫というのは大切だと思います。

現在、御承知のとおり、A3の用紙に両面印刷したもの、こちらを各世帯に配布しておりますけれども、これにこれ以上の内容を盛り込みますと、文字をちょっと小さくせざるを得ないといったような制限も加わります。そうすると、今度は御高齢の方が見づらいついた問題も生じてくるのではないかと、こういったことも考慮しながら、いざというときに、見たいときに、自分が一番適切な避難場所はどこかというところが確認できるようなものに工夫していきたいと、検討していきたいとは思っております。

それから、防災士の資格取得のための補助制度ということだと思うんですけれども、豊川議員はよく御承知だと思いますが、防災士資格ですね。こちらは認定特定非営利活動法人日本防災士機構というところで認証を受けて資格を取得するんですが、これには教本代であったり、あと、資格試験の受験料、これに合格していただくというのと、その後、防災士の認証登録料、これら締めて1万2,000円プラス、これを研修で受講してから試験に至るということで、これが防災士研修センターという機関のサイトを見てみますと、資格取得までの費用総額は6万3,800円。結構な経費がかかります。

資格取得に公費を投入するということであれば、一定の効果を期待すべきものと考えておりますが、仮に市で補助して防災士資格を取得した後に、その方々にこういったことに協力していただいて、どんな効果が得られるのか、十分に検証する必要があると思いますので、現在、大竹市では、地域防災リーダーと自主防災組織の育成事業に努めておりますので、こちらを進めていきたいと。防災士を取得するための補助金の拠出の予定は、現在のところございません。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 以上で、一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。再開は11時35分といたします。

~~~~~○~~~~~

1 1 時 2 3 分 休憩

1 1 時 3 5 分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 ～ 日程第 7 〔一括上程〕

報告第 2 号 継続費繰越しの報告について（一般会計）

報告第 3 号 繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）

報告第 6 号 大竹市土地開発公社の経営状況について

認 第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第 1 号））

議案第 4 3 号 令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 1 号）

○副議長（寺岡公章） 日程第 3、報告第 2 号継続費繰越しの報告についてから、日程第 7、議案第 43 号令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 1 号）に至る 5 件を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 報告第 2 号、報告第 3 号及び報告第 6 号並びに認第 2 号並びに議案第 43 号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、報告第 2 号及び報告第 3 号につきましては、令和 5 年度から令和 6 年度へ繰り越す事業につきまして、このたび繰越計算書を調製いたしましたので、御報告させていただくものでございます。

それでは、まず、報告第 2 号継続費繰越しの報告について御説明申し上げます。

第 8 款土木費の大竹駅東西広場整備事業は、令和 4 年度から令和 7 年度の 4 カ年の継続費を設定しておりますが、令和 5 年度の予算 3 億 6,484 万 7,400 円を令和 6 年度へ通次繰り越したものでございます。

次に、報告第 3 号繰越明許費繰越しの報告について御説明申し上げます。

第 2 款総務費の公共施設照明設備 LED 化事業は、令和 5 年度、令和 6 年度の 2 カ年事業のため、事業の執行に伴い必要となる予算を繰り越したものでございます。

戸籍総合システム等改修事業は、改修事業者との改修内容の調整に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

第 3 款民生費の物価高騰対策支援事業、子育て世帯臨時特別給付金支給事業及び性被害防止対策事業は、令和 5 年度、令和 6 年度の 2 カ年事業のため、事業の執行に伴い、必要となる予算を繰り越したものでございます。

第 4 款衛生費の新型コロナウイルスワクチン予防接種推進事業は、令和 5 年度接種分の請求を令和 6 年度予算で支出する必要があるため、繰り越したものでございます。

第 6 款農林水産業費の阿多田漁港施設補修事業は、浮函を海上へ進水するための起重機船の手配に不測の時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したもので

ございます。

第8款土木費の橋りょう長寿命化事業（定期点検）は、国の交付金を活用し、令和6年度に予定していた事業を前倒しで行うため予算化しましたが、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

橋りょう長寿命化事業（補修調査設計）は、なみだ橋撤去検討業務について、山陽本線軌道内測量立ち入り調査に際し、鉄道事業者との協議に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

橋りょう長寿命化事業（補修工事）は、新町橋橋りょう補修工事において、関係機関との協議に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

港町3号線道路施設調査事業は、国との協議調整に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

小方地区のまちづくり道路設計等事務は、国道2号線交差点新設について、関係機関との協議に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

南栄下白石線交通安全施設整備事業は、信号機、電柱等の移設について、関係機関との協議に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

県営事業負担金（道路）は、広島県が施工する道路整備について、県の事業施行に応じて繰り越したものでございます。

一般河川（水路）浚渫事業は、しゅんせつ土の乾燥に不測の時間を要したことにより、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

穂仁原水辺の広場整備事業は、地元の協議・調整に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

阿多田中の川河川改修事業は、資機材搬入出の調整に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

立戸地区雨水排水路検討事業は、地元との協議調整に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

浸水対策事業（木野地区）は、広島県で実施する主要地方道岩国大竹線歩道整備事業と調整して業務を実施する必要がありますが、県の事業に遅れが生じ、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

県営事業負担金（砂防）は、広島県が施工する砂防施設の整備について、県の事業施行に応じて繰り越したものでございます。

県営事業負担金（港湾）は、広島県が施工する港湾施設の整備について、県の事業施行に応じて繰り越したものでございます。

小方地区のまちづくり事業は、小方小・中学校跡地周辺測量等業務について、岩国大竹道路事業で電気設備の一部移設検討をされていることが判明し、移設先の業務区域に該当するため工期延伸が必要となり、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

大規模盛土造成地安全対策事業は、県から大規模盛土の安全性を判断するうえで、水位観測を令和6年度の出水期まで行う必要があると指導があったため、繰り越したものでございます。

大竹駅周辺整備事業（工事監理業務）は、関係機関との協議に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

大竹駅周辺整備事業（駐輪場等検討業務）は、発注に必要な諸条件の整理に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

大竹駅周辺無電柱化事業は、工事中に隣接工区から湧き水が発生したことにより、その対応等に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

御園第1公園整備事業は、国が施工する市道の切り替え工事後に公園整備を施工する必要がありますが、国の工事が遅れているため、繰り越したものでございます。

阿多田1号線道路災害復旧事業は、資機材搬入出の調整に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

玖波排水路災害復旧事業は、施工方法等の検討に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

次に、21ページからの報告第6号大竹市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

まず、事業概要でございますが、令和5年度は、公有地取得事業用地のうち、国道186号線事業代替地の一部を大竹市に380万1,110円で売却し、大竹駅東口広場整備事業代替地の一部の土壌汚染調査を行いました。また、土地造成事業用地の亀居団地の評価替えを行い、評価損4,696万4,115円を計上いたしました。

次に、収益的収支につきまして御説明申し上げます。

収入総額は1,423万9,748円であり、支出総額は、評価損を含め5,846万8,915円で、差し引き4,422万9,167円の純損失となっております。

なお、財務諸表につきましては、決算書に記載しておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、45ページからの認第2号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号））につきまして御説明申し上げます。

本件は、令和5年度の土地造成特別会計において、歳入が歳出に対して不足することとなったため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、令和6年度の歳入を繰り上げて、これに充てるための予算措置が必要となりました。

このため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年5月21日付で専決処分をいたしましたので、御承認をお願い申し上げます。

専決いたしました補正予算は、歳入歳出予算の総額に7億1,294万3,000円を追加し、予算総額を15億1,345万9,000円とするとともに、一時借入金の借入最高額に7億1,300万円を追加し、一時借入金の借入最高額を15億1,300万円としたものでございます。

今年度の歳入を繰り上げて充てるに至った、令和5年度の決算状況を御説明申し上げます。

す。

歳入総額は、2億1,039万1,690円となる見込みでございます。

内訳といたしましては、土地売払収入が約820万円、土地貸付収入が約2,820万円、一般会計繰入金が約1億7,400万円でございます。

歳出の総額は、9億2,333万4,097円となる見込みでございます。

内訳としましては、各造成地の維持管理経費が約110万円、公債費が約2億7,180万円、令和4年度決算における繰上充用金が約6億5,040万円でございます。

歳入から歳出を差し引きいたしますと、7億1,294万2,407円が不足となる見込みであり、この金額を令和5年度の不足額として、令和6年度の歳入を繰り上げて充用したものでございます。

次に、81ページからの議案第43号令和6年度大竹市一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした事業費の追加のほか、特に必要となった予算を追加するものでございます。

金額といたしましては、歳入歳出にそれぞれ1億5,985万3,000円を追加し、予算総額を172億377万8,000円にするとともに、地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により、89ページからの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、430万円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、市制施行70周年記念事業として執行予定の市民提案事業助成金を、執行見込みにあわせて100万円増額するほか、宝くじコミュニティ事業助成金を財源として、自治会活動に必要な備品整備に対する補助金を320万円計上するものでございます。

第3款民生費は、49万円を減額するものでございます。

内容といたしましては、令和6年4月から阿多田保育園の休園に伴い、指定管理料などを減額するほか、これまで阿多田保育園に勤務していた保育士や保育補助員を市で雇用するための経費などを計上するものでございます。

第4款衛生費は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費を含め、1億3,502万2,000円を増額するものでございます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業といたしましては、家庭におけるエネルギー負担を軽減するため、省エネ性能の高い家電の買い替え費用を補助する事業費として、5,071万円を計上するものでございます。

その他、今年度から定期予防接種に位置づけられた新型コロナウイルスワクチンの予防接種の実施に要する経費を8,159万9,000円、後飯谷地区の渇水時の生活用水確保のため、水道施設改修補助金を271万3,000円計上するものでございます。

第7款商工費は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費として、2,000万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、エネルギー価格高騰の影響を受けている市内の中小企業等を支

援するため、照明設備をＬＥＤ照明へ切り替える事業に対する補助金を、2,000万円計上するものでございます。

第9款消防費は、102万1,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、宝くじコミュニティ事業助成金を財源として、消防団の資機材を整備するものでございます。

第10款教育費は、玖波地域交流施設整備事業及び学校連携・子どもの居場所づくり事業につきまして、予定している財源を変更するため、財源充当補正するものでございます。

以上が、歳出予算の概要でございます。

次に、87ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第14款国庫支出金は、4,873万5,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、玖波地域交流施設整備事業の財源としている都市構造再編集集中支援事業国庫補助金を、内定通知額にあわせて400万円減額するほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を5,273万5,000円増額するものでございます。

第18款繰入金は、5,550万6,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、小方財産区繰入金を100万円計上するほか、このたびの補正予算について、財政調整基金による財源調整として、5,450万6,000円を計上するものでございます。

第20款諸収入は、宝くじコミュニティ助成事業助成金を420万円、新型コロナウイルスワクチン接種費用助成金を4,681万2,000円計上するものでございます。

第21款市債は、玖波地域交流施設整備事業債を400万円、放課後児童クラブ照明設備改修事業債を60万円計上するものでございます。

次に、84ページの第2表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について変更するものでございます。

以上で、報告第2号、報告第3号及び報告第6号並びに認第4号並びに議案第43号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は特に受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本5件のうち、報告第2号、報告第3号及び報告第6号の3件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

お諮りいたします。

認第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、本件の討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、認第2号を採決いたします。

本件を承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

議案第43号は、総務文教委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第8～日程第9〔一括上程〕

報告第 4号 継続費繰越しの報告について（大竹市公共下水道事業会計）

報告第 5号 予算繰越しの報告について（大竹市水道事業会計予算、大竹市工業用水道事業会計予算及び大竹市公共下水道事業会計予算）

○副議長（寺岡公章） 続いて、日程第8、報告第4号継続費繰越しの報告について（大竹市公共下水道事業会計）及び日程第9、報告第5号予算繰越しの報告について（大竹市水道事業会計予算、大竹市工業用水道事業会計予算及び大竹市公共下水道事業会計予算）の2件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 古賀正則 登壇〕

○上下水道局長（古賀正則） 報告第4号及び報告第5号につきまして、一括して御説明申し上げます。

まずは、報告第4号継続費繰越しの報告についてです。

本件は、令和5年度公共下水道事業会計における継続費の繰越しについて、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により御報告するものでございます。

継続費として、複数年度にわたって実施することとしている大竹下水処理場2系散気装置等改築更新工事、大竹下水処理場し尿等前処理施設建設工事業務、小方ポンプ場汚水沈砂池機械電気設備改築更新工事、小方ポンプ場雨水ポンプ（No. 1）機械電気設備改築更新工事及び大竹下水処理場し尿等前処理施設機械電気設備工事業務の各事業について、令和5年度の支出予定額のうち、支払い義務が生じなかったものにつきまして、それぞれ令和6年度に通次繰り越しを行ったものでございます。

次に、報告第5号予算繰越しの報告についてですが、本件は、令和5年度の大竹市水道事業会計、大竹市工業用水道事業会計及び大竹市公共下水道事業会計における建設改良費の予算の繰越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定により、御報告するもので

ございます。

初めに、水道事業会計の小方二丁目地内配水管改良工事及び岩国大竹道路整備事業に伴う配水管移設改良工事（御園二丁目地区）の2件の工事は、国土交通省が実施する岩国大竹道路整備事業に伴い、付け替えられる市道に配水管を移設する工事でございます。国との補償協議に時間を要したことにより、年度内に完了が困難となったため、事業の繰り越しを行ったものでございます。

次に、防鹿水源池上水1号送水ポンプ逆止弁・吐出弁更新工事でございますが、更新機器類の納期が遅れたことにより、年度内に完了が困難となったため、事業の繰り越しを行ったものでございます。

次に、上下水道局庁舎気中開閉器更新工事でございます。

この工事は、上下水道局庁舎の電気設備の点検によって、機器の更新を緊急で行う必要が生じたもので、年度内に工事が完了しないため、事業の繰り越しを行ったものでございます。

続きまして、工業用水道事業会計の防鹿隧道配水池更生工事でございます。

この工事は、配水池の漏水箇所を補修するもので、工事の実施に当たり、受水企業との調整に時間を要し、年度内に完了ができないため、事業の繰り越しを行ったものでございます。

次に、工業用水道施設改築更新計画策定業務でございます。

この業務は、工業用水の今後の需要を踏まえた施設の更新計画を策定するもので、受水企業の将来需要の予測や既存施設の供給能力など、計画の見直しを行う際の条件の設定に時間を要し、年度内の完了が困難となったため、事業の繰り越しを行ったものでございます。

続きまして、公共下水道事業会計の岩国大竹道路事業に伴う下水道管渠撤去移設工事（R5小方地区）及び岩国大竹道路事業に伴う下水道管渠撤去移設工事（R5御園地区）でございます。

この2件の工事は、国土交通省が実施する岩国大竹道路整備事業に伴い、付け替えられる市道に下水管を移設する工事でございます。国との補償協議に時間を要したことにより、年度内に完了が困難となったため、事業の繰り越しを行ったものでございます。

次に、小島汚水中継ポンプ場 No. 3 汚水ポンプ用コンバータ更新工事、大竹下水処理場 No. 3 次亜供給ポンプ改修工事及び大竹下水処理場 No. 4 次亜供給ポンプ改修工事の3件の工事でございますが、メーカー側からの部品供給に1年以上の期間が必要となるため、事業の繰り越しを行ったものでございます。

次に、大竹下水処理場4号ブロワ用電動機整備工事でございます。この工事は、年度末に不具合が発生し、緊急で工事を行う必要が生じたことから繰り越しを行い、対応するものでございます。

以上で、報告第4号及び報告第5号の説明を終わります。

○副議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件は、いずれも報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第10～日程第16〔一括上程〕

報告第 7号 専決処分の報告について（工事施行協定の変更：大竹駅自由通路等の工事並びに自由通路等の整備に支障する鉄道施設の工事（市負担金額変更））

報告第 8号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更：大竹駅西口駅前広場整備工事（請負金額変更））

報告第 9号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更：大竹駅西口駅前広場整備工事（履行期限変更））

議案第37号 大竹市駐車場設置及び管理条例の制定について

議案第38号 大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の一部改正について

議案第39号 財産の取得について（高規格救急自動車（車両））

議案第40号 財産の取得について（高規格救急自動車（救急用資機材））

○副議長（寺岡公章） 続いて、日程第10、報告第7号専決処分の報告について（工事施行協定の変更：大竹駅自由通路等の工事並びに自由通路等の整備に支障する鉄道施設の工事（市負担金額変更））から、日程第16、議案第40号財産の取得について（高規格救急自動車（救急用資機材））に至る7件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 山本茂広 登壇〕

○建設部長（山本茂広） 報告第7号から報告第9号まで及び議案第37号から議案第40号までにつきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、報告第7号専決処分の報告について説明を申し上げます。

本件は、令和6年3月11日に議会の議決を得た、大竹駅自由通路及び関連都市施設の工事並びに自由通路等の整備に支障する鉄道施設の工事の施行協定の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年3月29日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本協定は、平成30年12月18日に議会の議決を得て、当初協定を締結しております。その後、令和2年9月23日及び令和6年3月11日に議会の議決を得て、市負担金額を変更する協定を締結しております。

工事の完了に伴い、西日本旅客鉄道株式会社において出来高及び設計数量を精査した結果、工事費が増額することが判明し、市負担金額が増額することとなったものでございます。

これらの変更に伴いまして、変更前の市負担額18億2,944万9,257円から、53万9,963円

増額する変更協定を締結する専決処分をしたものでございます。

続いて、報告第8号の専決処分の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和5年9月27日に議決を得た、大竹駅西口駅前広場整備工事の負担金額を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年3月27日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本工事は、大竹駅西口駅前広場の排水構造物、縁石、舗装、歩道シェルターの一部等を整備する工事でございます。

請負金額の変更理由でございますが、本工事と同一工事区域内で施工中であった令和5年度の電線共同溝整備工事において湧水が発生し、その対策工事が必要となり、当初予定していた箇所まで電線共同溝を整備することができませんでした。そのため、本工事において、地下構造物である電線共同溝の整備が終わった後に整備する予定としていた縁石、排水構造物、舗装等の工事に着手することができなくなりましたので、これらの施工を取りやめ、請負代金額を約900万円減額した変更契約を締結したものでございます。

続いて、報告第9号の専決処分の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、報告第8号と同じく、令和5年9月27日に議決を得た、大竹駅西口駅前広場整備工事の履行期限を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年5月7日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

このたびの変更契約の理由につきましては、工期の変更によるものでございます。本工事で整備する大竹駅西口広場の歩道シェルターは、当初、令和6年3月中に現場に納入される予定でございましたが、工場からの納期が遅れており、令和6年5月中旬以降に納入される見込みとなりました。

材料の搬入時期と現場の状況を踏まえ、改めて工程を精査したところ、履行期限である令和6年7月31日までに工事が完了することが困難であることが判明したため、履行期限を令和6年10月31日まで延伸する変更契約を締結したものでございます。

続いて、議案第37号大竹市駐車場設置及び管理条例の制定について御説明申し上げます。

現在整備中の大竹駅東口送迎用駐車場及び今後整備予定の西口送迎用駐車場を供用するに当たり、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、本条例を制定し、公の施設として円滑な管理運営を図ろうとするものでございます。

それでは、条例の内容について御説明申し上げます。

第1条は、本条例の目的として、大竹駅周辺における自動車の利用者の利便及び道路交通の円滑化を図るため、駐車場を設置することを規定しています。

第2条では、自動車の定義を、第3条は、駐車場の名称及び位置を規定しております。第4条では、利用可能な供用時間を、第5条では、利用の制限を規定しております。第6条から第8条では、駐車料金のほか、減額及び還付について規定しています。第9条では、利用における行為の禁止事項を、第10条では、標識について規定しています。第11条では、施設の管理を、第12条から第20条では、指定管理者について規定しています。第21条では、施設破損した場合の破損損害賠償について、第22条では、損害の責任について規定してお

ります。第23条は、委任規定でございます。

最後に、附則でございますが、施行日は大竹駅東口送迎用駐車場を令和6年10月1日、大竹駅西口送迎用駐車場は、令和7年4月1日としておりますが、準備行為として、指定管理者の指定に関する手続、その他、本条例を施行するために必要な準備行為は、施行日の前においても行うことができるものとするものでございます。

続いて、議案第38号大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の一部改正について御説明申し上げます。

本条例については、令和6年3月議会にて議決をいただきましたが、大竹駅西口駐輪場と大竹駅東口駐輪場の設置に係る根拠法が異なるため、根拠法を明記するとともに、それぞれの根拠法に基づき、必要な一部改正を行うものでございます。

また、大竹駅東口駐輪場について位置の表記に誤りがあったため、再度、議会の議決を求めるものでございます。今後このような誤りがないよう、確認作業を徹底いたします。

続いて、議案第39号及び第40号の財産の取得について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、平成20年度に整備した高規格救急自動車を更新するものでございます。

初めに、財産の表示で記載しております高規格救急自動車についてですが、救急救命士の資格を有する隊員が救急救命処置を行うために必要な構造及び設備を有した救急自動車となっており、傷病者に対して必要な応急処置を行いながら、医療機関に搬送することが可能となっております。

車両につきましては、消防本部が保有する他の救急自動車と同等のワンボックスタイプのシャーシとなり、新たに感染症対策のために運転室と患者室を区別する隔壁扉を設け、直近更新車両と同様に、搬送時に発生する振動を軽減する防振機能付きのストレッチャー架台を導入し、傷病者の負担軽減を図ります。

車両に積載する主な資機材は、自動心臓マッサージシステム、自動体外式除細動器及び自動解析機能付きの心臓の電氣的な活動や変化を体表面から測定する12誘導心電計でございます。

次に、本議案を提出するに至った経緯でございますが、車両、救急用資機材ともに、4月4日に条件付一般競争入札に付する旨の公告を行い、4月4日から4月23日まで入札参加希望者の受付を行っております。その後、5月7日の指名業者審査会の審議を経まして、入札参加業者を決定し、5月16日に入札を執行いたしました。

車両につきましては、2者による入札を執行し、税抜き価格1,860万円で落札した株式会社消防防災広島営業所と5月16日に、納入価格2,046万円で仮契約を締結いたしました。

救急用資機材につきましては、1者による入札を執行し、税抜き価格2,211万8,400円で落札した海井医科器械株式会社と5月17日に、納入価格2,433万240円で仮契約を締結いたしました。

いずれも予定価格が2,000万円以上であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に該当いたしますので、本議会での議決をお願いするものでございます。

以上で、報告第7号から報告第9号まで及び議案第37号から議案第40号までの説明を終

わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件のうち、報告第7号、報告第8号及び報告第9号の3件は報告事項でございますので、以上をもって終結いたします。

議案第37号及び議案第38号は、生活環境委員会に、議案第39号及び議案第40号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17～日程第19〔一括上程〕

認 第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第41号 大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

議案第42号 大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の一部変更について

○副議長（寺岡公章） 日程第17、認第1号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）から、日程第19、議案第42号大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の一部変更についてに至る3件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 佐伯和規 登壇〕

○市民生活部長（佐伯和規） 認第1号並びに議案第41号及び議案第42号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、認第1号専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、一部が令和6年4月1日から施行されました。直ちに、大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例を制定する必要が生じましたが、市長において特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

改正内容ですが、市税の減免に関すること、定額減税に係る個人市民税に関すること、固定資産税に関すること、4点ございますので、順に御説明いたします。

最初に、市税の減免に関する改正でございます。

減免の適用を受けるには、災害があった場合においても、原則、申請書を提出しなければならないと規定していますが、近年の大規模な災害において、被災者、行政側の双方に負担が生じていることから、災害における減免を念頭に、市長が必要と認める場合、申請

書の提出がなくても減免を適用できる旨の規定を設けるものでございます。

次に、国の経済対策として実施される定額減税に関し、個人の住民税所得割額から定額減税額を控除する規定を設けるものでございます。

主な内容は、個人の合計所得金額が1,805万円以下の方が定額減税の対象になること、普通徴収に係る納税通知書に定額減税額及び定額減税額控除後の納税額を記載すること、公的年金所得者の方でこれまで特別徴収の方は、10月分の公的年金所得に係る所得割額から定額減税を行い、令和6年度に初めて特別徴収になる方は、10月からの特別徴収の前の6月、8月の普通徴収から定額減税分の控除が行われること、令和6年度に定額減税の対象とならない同一生計配偶者は、令和7年度で定額減税を実施すること、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税所得割額の免除規定の適用後に定額減税分を控除すること、分離課税分となる上場株式に係る配当所得、土地譲渡に係る事業所得、長期譲渡所得、短期譲渡所得などに係る所得の所得割額は、定額減税適用前に算出する所得割額に含め、税額算定の最後に定額減税分を控除することを新たに規定するものでございます。

続きまして、固定資産税に関する改正です。

1点目として、令和6年度の評価替えに伴う宅地等及び農地の負担調整の特例措置について、現行の仕組みを継続しつつ、適用期限を3年延長するものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う景気対策として講じていた特例措置について、適用年度が終了したことにより、削除するものでございます。

2点目として、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が、分譲マンションのように各戸区分所有者である場合、マンションの管理組合等から必要書類等の提出があり、一定の要件に該当すると認められる場合、特例を適用できる規定を設けるものでございます。

3点目として、特例措置に係る規定のうち、企業主導型事業所内保育事業に係る特例措置が見直されたことにより、規定を削除するものでございます。

また、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置において、一定のバイオマス発電設備に係る課税標準の特例割合を、国の示す参酌基準のとおり7分の6とする規定を設けるものでございます。

4点目として、用途が前年度と異なる宅地等について、当初から変更後の用途とみなす特例措置の適用期限を3年延長するものでございます。

その他、法律が改正されたことによる条例の引用条項にずれが生じたものについて、所要の整理を行っております。

また、都市計画税条例についても、市税条例と同様に、令和6年度の評価替えに伴う改正並びに地方税法の改正による課税標準の特例に係る引用条項の整備及び字句の修正を行っております。

最後に、附則でございます。施行期日を令和6年4月1日とし、固定資産税、都市計画税に関する経過措置を規定しております。

続きまして、議案第41号大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について提案理由の説明を申し上げます。



地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第1項の規定により、大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局として、新たに大竹木野郵便局を指定しようとするに当たり、同条第3項の規定により市議会の議決を求めるものでございます。

本指定により本市が取り扱わせようとする事務は、戸籍謄本等、住民票及び戸籍の附票の写しなど、印鑑登録証明書、納税証明などの証明書の交付請求の受付及び引き渡しのほか、転出届の受付及び転出証明書の引き渡し、印鑑登録の廃止申請の受付の事務となります。

事務の取り扱い期間は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までとし、当該期間満了の3カ月前までに、本市、日本郵便株式会社のいずれも事務の取り扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、取り扱い期間をさらに1年延長し、以後も同様といたします。

続きまして、議案第42号大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の一部変更について提案理由の御説明を申し上げます。

阿多田島郵便局に関して、平成28年6月27日に議決された大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第5項の規定により、取扱事務の範囲等を大竹木野郵便局の取扱事務に合わせる形で変更するため、同条第3項の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

取扱事務の変更内容は、現在実施している公的証明書の交付事務について、これまで対応していなかった住民票の除票及び戸籍の附票の除票の写しの請求を可能といたします。

また、転出届の受付及び転出証明書の引き渡し、印鑑登録の廃止申請の受付を追加いたします。

変更後の事務の取り扱い期間は令和6年9月1日から令和7年3月31日までとし、当該期間満了の3カ月前までに、本市、日本郵便株式会社のいずれも事務の取り扱いを廃止する旨の意思表示がないときは、取り扱い期間をさらに1年延長し、以後も同様といたします。

以上で、認第1号並びに議案第41号及び議案第42号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、本件の討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、認第1号を採決いたします。

本件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決しました。

議案第41号及び議案第42号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第20 令和6年請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての
請願**

○副議長（寺岡公章） 続いて、日程第20、令和6年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願を議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております令和6年請願第1号は、総務文教委員会に付託をいたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月19日から6月27日までの9日間、休会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、6月19日から6月27日までの9日間は休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。

6月19日は午前10時から総務文教委員会を、その終了後、総務文教委員政策研究会を、6月20日は午前10時から生活環境委員会を、その終了後、順次、生活環境委員協議会、生活環境委員政策研究会を、6月21日は午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、順次、広報広聴特別委員会、小方まちづくり特別委員会、議会のあり方調査研究特別委員会を、それぞれ第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。特

に書面による御通知はいたしませんので、御参集をお願いをいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

6月28日は、午前10時に開会をいたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みのうえ、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

1 2 時 2 8 分 散会

(6 . 6 . 18)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年6月18日

大竹市議会副議長 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 岡 和 明

大竹市議会議員 小 出 哲 義

令和 6 年 6 月
大竹市議会定例会（第 3 回）議事日程

令和 6 年 6 月 28 日 10 時開議

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 |
|------|---------------|-----------------------------------|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 議案第 39 号 | 財産の取得について（高規格救急自動車（車両）） | （原案可決）
— 総 務 文 教 |
| 第 3 | 議案第 40 号 | 財産の取得について（高規格救急自動車（救急
用資機材）） | |
| 第 4 | 議案第 43 号 | 令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 1 号） | |
| 第 5 | 議案第 37 号 | 大竹市駐車場設置及び管理条例の制定について | （原案可決）
— 生 活 環 境
（原案可決）
（原案可決）
（原案可決） |
| 第 6 | 議案第 38 号 | 大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の一部
改正について | |
| 第 7 | 議案第 41 号 | 大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定に
ついて | |
| 第 8 | 議案第 42 号 | 大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の
一部変更について | |
| 第 9 | 令和 6 年請願第 1 号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書採択につ
いての請願 | 総 務 文 教
（採 択） |
| 第 10 | | 閉会中の継続審査の申し出について | |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 39 号から日程第 4 議案第 43 号（報告・表決）
- 日程第 5 議案第 37 号から日程第 8 議案第 42 号（報告・表決）
- 日程第 9 令和 6 年請願第 1 号（報告・表決）
- 追加日程第 1 意見書案第 1 号（説明・表決）
- 日程第 10 閉会中の継続審査の申し出について（表決）

○出席議員（15 人）

| | | | |
|------|---------|------|-----------|
| 1 番 | 北 地 範 久 | 2 番 | 中 野 友 博 |
| 3 番 | 豊 川 和 也 | 4 番 | 山 代 英 資 |
| 5 番 | 岡 和 明 | 6 番 | 小 出 哲 義 |
| 7 番 | 末 広 天 佑 | 8 番 | 藤 川 和 弘 |
| 9 番 | 中 川 智 之 | 10 番 | 小 田 上 尚 典 |
| 11 番 | 西 村 一 啓 | 12 番 | 山 崎 年 一 |
| 13 番 | 日 域 究 | 14 番 | 細 川 雅 子 |
| 15 番 | 寺 岡 公 章 | | |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長
教 育 長
総 務 部 長
市 民 生 活 部 長
健康福祉部長兼福祉事務所長
建 設 部 長
上 下 水 道 局 長
消 防 長 兼 予 防 課 長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
企 画 財 政 課 長
参 事 兼 土 木 課 長

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

入 山 欣 郎
小 西 啓 二
三 原 尚 美
佐 伯 和 規
中 村 一 誠
山 本 茂 広
古 賀 正 則
小 田 明 博
柿 本 剛
三 井 佳 和
中 司 和 彦

山 田 智 徳
丸 小 真

1 0 時 0 0 分 開議

○議長（北地範久） 定足数に達しておりますので、これより、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

**日程第 1 会議録署名議員の指名**

○議長（北地範久） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、7 番、末広天佑議員、8 番、藤川和弘議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 ～ 日程第 4 〔一括上程〕

議案第 3 9 号 財産の取得について（高規格救急自動車（車両））

議案第 4 0 号 財産の取得について（高規格救急自動車（救急用資機材））

議案第 4 3 号 令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（北地範久） 日程第 2、議案第39号財産の取得について（高規格救急自動車（車両））から、日程第 4、議案第43号令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 1 号）に至る 3 件を議題といたします。

本 3 件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、小田上尚典議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和 6 年 6 月 18 日、第 3 回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件 名 | 審査の結果 |
|--------|-----------------------------|---------|
| 議案第39号 | 財産の取得について（高規格救急自動車（車両）） | 原 案 可 決 |
| 議案第40号 | 財産の取得について（高規格救急自動車（救急用資機材）） | 原 案 可 決 |
| 議案第43号 | 令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 1 号） | 原 案 可 決 |

令和 6 年 6 月 19 日

大竹市議会議長 北地 範久 様

総務文教委員長 小田上 尚典

〔総務文教委員長 小田上尚典議員 登壇〕

○総務文教委員長（小田上尚典） それでは、6 月 18 日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案 3 件につきまして、6 月 19 日に委員会を開催し、審査

を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第39号財産の取得について（高規格救急自動車（車両））及び、議案第40号財産の取得について（高規格救急自動車（救急用資機材））の2件につきましては、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本2件では、「今後の車両更新の計画について伺う」との質疑に対しまして、「車両の更新については、更新整備計画に基づき、最新の高規格救急自動車を順次入れ替える方針である。更新の基準については独自基準で定めており、おおむね運用から10年、もしくは走行距離が15万キロメートルを超えた車両を対象としている。当年度に救急2号車を更新した後は、平成24年度に導入した救急3号車及び令和2年度に導入した救急1号車についても、順次、更新基準に基づいて更新していく計画である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第43号令和6年度大竹市一般会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、「4款衛生費の省エネ家電買替支援事業の内容について伺う」との質疑に対しまして、「省エネ家電買替支援事業の対象者は、自ら市内に居住する住宅で、既存の家電を同品目の省エネ家電に買い替えて設置した方。補助金の申請日時時点で本市に住民票を有する方。市税を滞納していない方。申請者が暴力団やその団員及び関係者でないこと。以上、4点に該当する方である。

対象機器は、エアコン及び冷蔵庫の2品目の予定である。理由としては、特に電力消費が高い家電であるためである。

補助金の額は、補助対象経費が15万円を超える場合は、5万円を、10万円を超えて15万円以下の場合は、3万円を支給する。

補助金の交付は、1世帯当たり1品目につき1回限りを予定している。同一品目を複数台購入した場合は、その合計額を対象とするが、まとめて1回の申請になる。

対象機器の購入については、基本は新品が対象である。購入店舗は、市内にある店舗から購入して、店舗が住居に設置することが条件である。

設置場所については、市内にある住居のみで限定する。

期間については、8月から12月の間で設置したものを対象にし、申請については、翌年の1月末までと考えている。ただし、予算の上限に達することがあれば、期間が短くなる可能性がある」との答弁がございました。

次に、「7款商工費の中小企業安定支援事業の内容について伺う」との質疑に対しまして、「内容については、市内の工場・事業所等に電力コスト削減により、経営の安定的な継続を図ることを目的とし、照明設備をLEDへ切り替える補助金である。対象については、市内に工場や事業所、店舗を有する中小企業者と個人事業主を考えている。

対象経費については、LEDの照明設備とそれに付随する工事の2分の1を補助するものである。補助金の限度額は2万5,000円から100万円を考えており、事業費ベースでは、

5 万円から200万円の事業費を対象にしている。申請の受付は7月初旬を考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案3件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの委員長報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、本3件の一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件を、一括採決いたします。

本3件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本3件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本3件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第5～日程第8〔一括上程〕

議案第37号 大竹市駐車場設置及び管理条例の制定について

議案第38号 大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の一部改正について

議案第41号 大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

議案第42号 大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の一部変更について

○議長（北地範久） 日程第5、議案第37号大竹市駐車場設置及び管理条例の制定についてから、日程第8、議案第42号大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の一部変更についてに至る4件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、細川雅子議員。

#### 生活環境委員会議案審査報告書

令和6年6月18日、第3回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件 名                           | 審査の結果   |
|--------|-------------------------------|---------|
| 議案第37号 | 大竹市駐車場設置及び管理条例の制定について         | 原 案 可 決 |
| 議案第38号 | 大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の一部改正について   | 原 案 可 決 |
| 議案第41号 | 大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について      | 原 案 可 決 |
| 議案第42号 | 大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の一部変更について | 原 案 可 決 |

令和 6 年 6 月 20 日

大竹市議会議員 北地 範久 様

生活環境委員長 細川 雅子

〔生活環境委員長 細川雅子議員 登壇〕

○生活環境委員長（細川雅子） それでは、6月18日の本会議におきまして生活環境委員会に御付託をいただきました議案4件につきまして、6月20日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第37号大竹市駐車場設置及び管理条例の制定について及び議案第38号大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の一部改正についての2件につきましては、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本2件では、まず、「駐車場を利用する者が納める金額の根拠、また、時間を30分単位とした理由を伺う」との質疑に対しまして、「駐車場の使用料金は、市が公表している公の施設の使用料のあり方についてに基づき、施設の維持管理に係る費用を利用者が負担するという考え方により設定している。当該駐車場は、長時間利用する一般的な駐車場ではなく、駅利用者の送迎を目的とした駐車場としている。岩国駅前の駐車場は15分まで無料としているが、大竹駅では送迎に余裕を持って駐車場を利用してもらうため、最初の30分間を無料とし、その後の使用料も30分単位で設定している」との答弁がございました。

他にも質問がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第41号大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について及び議案第42号大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の一部変更についての2件につきましては、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本2件では、まず、「木野支所の跡地活用の見込みについて伺う」との質疑に対しまして、「今年度、売却を見据えたうえで解体設計業務を行う予定であるが、解体後の詳細に

については決まっていない」との答弁がございました。

次に、「松ケ原郵便局は木野郵便局と同様の事務を取り扱うことができないか伺う」との質疑に対しまして、「松ケ原郵便局は簡易郵便局であり、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律により、地方公共団体の事務を取り扱うことができる郵便局に該当しないため、同様の事務を取り扱うことはできない」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案4件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの委員長報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、本4件の一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件を、一括採決いたします。

本4件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本4件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本4件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 令和6年請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願

○議長（北地範久） 日程第9、令和6年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、小田上尚典議員。

総務文教委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号 | 件 名 | 審査の結果 | 付託年月日 |
|-------------------|--------------------------------|-------|------------|
| 令和 6 年
請願第 1 号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書採択
についての請願 | 採 択 | 6 . 6 . 18 |

令和 6 年 6 月 19 日

大竹市議会議員 北地 範久 様

総務文教委員長 小田上 尚典

〔総務文教委員長 小田上尚典議員 登壇〕

○総務文教委員長（小田上尚典） それでは、6月18日の本会議におきまして総務文教委員会に御付託をいただきました請願1件につきましては、6月19日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査の概要並びに結果について御報告を申し上げます。

令和 6 年請願第 1 号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願でございます。

本件は、大竹市職員労働組合執行委員長、長戸宏樹氏から提出された請願で、その趣旨といたしましては、「地方公共団体は、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。

加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府は「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要、また、不足する人員体制に鑑みれば、今後は、より積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現することが必要である」というもので、同趣旨の実現のため、国に意見書を提出することを求めて請願されたものです。

審査におきまして、本件に対する執行部の現状や考え方などを尋ねたところ、「本請願の要旨は、地方財政の充実・強化を求めるものである。本市においても、子育て対策の取り組みをはじめ、デジタル化や脱炭素化の推進、物価高騰対策、激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、共通した多くの財政需要を抱えている状況である。

本市としても、全国市長会を通して、国に対して、これらの事項に関する地方財政措置の充実・強化について提言しており、この取り組みは、引き続き行っていきたい」と説明がございました。

委員に質疑を求めたところ、説明に対する質疑はなく、質疑を終結し、委員に本件の取り扱いに関する意見を求めましたが、意見はありませんでした。

続いて、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は採択すべきものと決しま

した。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました請願 1 件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの委員長報告に対し、これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を、採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は採択と決しました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第 1 号を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第 1 意見書案第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（北地範久） 追加日程第 1、意見書案第 1 号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案をサイドボックスに掲載しておりますので、御確認ください。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務文教委員長、小田上尚典議員。

〔総務文教委員長 小田上尚典議員 登壇〕

○総務文教委員長（小田上尚典） 意見書案第 1 号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてにつきましては、意見書案を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、D X 推進、脱炭素化、物価

高騰対策など、極めて多岐にわたり、新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を、2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要、また、不足する人員体制に鑑みれば、今後は、より積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度政府予算、また、地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

1、社会保障の充実、地域活性化、D X推進、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。

2、とりわけ子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障のニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

3、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4、政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。

5、「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源として、より明確に位置づけること。また、その一部において導入されている行革努力や取り組みの成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

6、会計年度任用職員においては、2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

7、特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に0から20%もの大きな格差が生じていること、近隣自治体間における支給割合の差により、人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。

8、自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、D X推進に伴い、地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

9、地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、子ども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。

10、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

意見書案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（北地範久） 日程第10、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

両常任委員長から各委員会の所管事務について、先進地の事例の研究等のため、閉会中の継続審査の申し出がされております。

お諮りいたします。

両常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに、大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、議員の皆様には、御提案申し上げました各案件を終始熱心に、慎重に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

いずれの案件につきましても、原案のとおり議決を賜りました。心より御礼申し上げます。

また、このたび永年勤続の表彰を受賞されました議員の皆様には、心よりお祝いを申し上げます。

このたびの本会議並びに各委員会などにおきまして、議員の皆様からいただきました貴重な御意見や御要望につきましては、今後の市政運営への反映に向けて、十分に検討させていただきたいと考えております。

これから暑い夏の季節を迎えます。皆様におかれましては、どうか健康には十分に御留意いただきまして、ますますの御活躍をお祈り申し上げます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北地範久） この際、御通知申し上げます。本会議終了後、総務文教委員協議会を第1委員会室で開催する旨、委員長から通知を受けております。お含みのうえ、御参集いただきますようお願いいたします。

これにて本日の会議を閉じ、第3回大竹市議会定例会を閉会いたします。

10時28分 閉会

(6 . 6 . 28)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年6月28日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 末 広 天 佑

大竹市議会議員 藤 川 和 弘

大 竹 市 議 会 会 議 録

令和6年第3回（6月）定例会
令和6年9月発行

編集発行 大竹市議会事務局

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号
電話 (0827) 59-2183

印刷 神戸総合速記株式会社

電話 (078) 321-2522